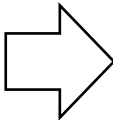


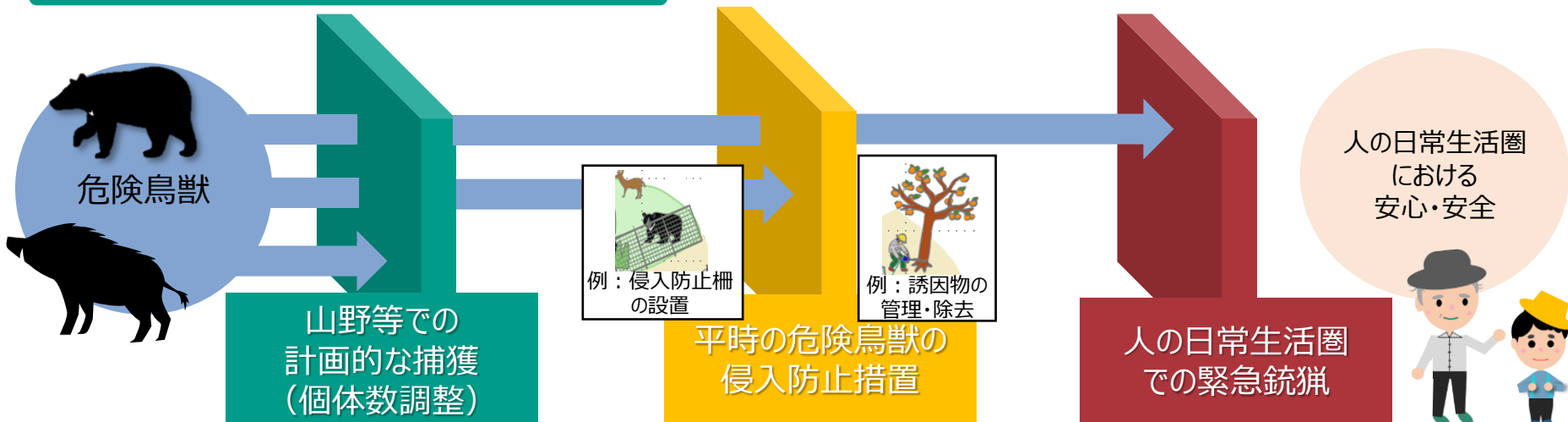
1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

令和9年4月1日に施行する基本指針、鳥獣保護管理事業計画の記載事項の追加の概要

- ・国が基本指針において定める事項として、危険鳥獣の管理に関する事項を加える。
- ・都道府県が鳥獣保護管理事業計画において定める事項として、危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を加える。


 人の日常生活圏で実施される緊急銃猟に安易に頼ることは適切ではなく、長期的な視点に立った計画的な管理を平時から講じるべきであることから、**国及び都道府県が、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な鳥獣保護管理施策の考え方を示す規定を設ける。**

危険鳥獣の管理施策の考え方のイメージ



1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、**クマ類の地域個体群を維持**しつつ、**人の生活圏への出没防止**により、**人とクマ類のすみ分け**を図る。
- その実現に向け、「**ゾーニング管理**※1」、「**広域的な管理**※2」、「**順応的な管理**※3」の**3つの管理**を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣※に指定**（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。**都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の**誘引物の管理**、**電気柵**の設置、**追い払い**、山林、耕作放棄地、移動ルート**の緑地の刈り払い**、**緩衝帯**の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、**鳥獣保護管理法の改正**も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用**した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- **過度な苦情への対応**、**四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- クマ類の生息状況、被害状況等について
- ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ピッキオ）
- 論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十音順

- 大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- 小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- 近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- 佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- 澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- 山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- 横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

環境省の主な取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月16日に公布・施行
- **指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充**（クマ類の追加）

1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態**となっていることを踏まえ、関係省庁連携による**緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージ**の実施により、**国民の命と暮らしを守る**。
- **人の生活圏からクマを排除**するとともに、**周辺地域等において捕獲等を強化**することで、**増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底**を図り、**人とクマのすみ分け**を実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★ **緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣**（環境省）
- ★ **緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく**（環境省）
- ★ **効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成**（環境省）
- ★ **自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出**（環境省、総務省）
- ★ **インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等**（環境省、観光庁）
- ★ **警察によるライフル銃を使用したクマの駆除**（警察庁）
- ★ **都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保**（警察庁、文部科学省）
- **自衛隊OB、警察OB等への協力要請**（環境省、防衛省、警察庁）
- ★ **学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等**（文部科学省、環境省）
- ★ **農林業従事者の安全確保の徹底**（農林水産省、林野庁）

短期的に取り組むこと

- **春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底**（環境省、農林水産省、総務省）
- **ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援**（環境省）
- **クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備**（警察庁）
- **市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供**（環境省、農林水産省）
- **緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等**（環境省、農林水産省、林野庁）
- **河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等**（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- **自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成**（環境省、農林水産省）
- **クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等**（環境省）
- **適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定**（環境省）
- **堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信**（環境省、林野庁）
- **保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け**（環境省、林野庁）

- **各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施**
（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出没対策費 ・人材育成のための研修費等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施
- **交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる**

1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

クマ被害対策ロードマップ

令和8年3月27日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

【目的】：2030年度まで、都道府県や市町村等と連携しつつ、関係省庁が一体となって政策資源を総動員し、「クマ被害対策パッケージ」に含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図る

【目指す将来像】：クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る

2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031～（年度）

クマ被害対策パッケージ策定

① 出没時の緊急対応
緊急時における対応体制整備の支援
緊急時における対応体制の維持・向上

② 人の生活圏への出没防止
放任果樹等の誘引物の管理支援
はこわな・クマ撃退スプレー等の資機材整備支援
ゾーニング管理計画の作成支援

③ 個体数管理の強化
個体数調査・推定(東北) 個体数調査・推定(全国) 調査結果のフォローアップ
個体数管理のための捕獲目標数を精緻化
広域的な管理方針に基づく管理
春期管理捕獲の実施支援・捕獲と処理の効率化及び支援

④ 人材確保・育成（ガバメントハンターを含む捕獲者の確保、高度な捕獲技術者育成等）

⑤ クマの生息環境の保全・整備（安定的な生息環境の確保等）

⑥ 情報の発信等（国民等に向けたクマへの対応の情報発信等）

⑦ その他・財政措置に関すること（研究開発、国立公園の安全強化、予算の確保等）

● **ロードマップ全体の評価**
（アウトプット目標と指標）

1. 恒常的生息域の自治体において緊急的な対応体制が確保される
（自治体の緊急時の体制の確保率：100%）
2. 推定個体数、捕獲目標数が明確化され、適正個体数に向けた捕獲、管理が進展する
（各個体群における推定個体数・捕獲目標数の明確化率：100%）
3. 恒常生息域の自治体においてゾーニング管理計画が策定され、計画に基づく管理が有効となる
（自治体のゾーニング管理計画策定率：100%）

【目指す将来像】

■ **関係閣僚会議や関係省庁連絡会議を毎年開催し、進捗を管理**

対応人材や資機材の整備状況を含めた緊急的な体制の構築状況、捕獲目標数と実際の捕獲数、ゾーニング管理計画の策定状況等を把握

データの精緻化を進め、**順応的にクマ対策を実施**

1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

ヒグマ・ツキノワグマの推定個体数

- ツキノワグマでは東北地方、北陸地方、中部地方に多く生息している。
- 四国地域個体群は絶滅に瀕している状況が続いている。

令和8年3月時点

都道府県	推定生息数及び調査(又は特定計画での公表)年度 ^{※1}		
	最新のデータ ^{※2}	2010年代のデータ ^{※2}	2010年以前のデータ ^{※2}
北海道	11,600 2023	10,800 2014	5,400 1991
青森県	1,614 2022	1,181 2019	-
岩手県	3,700 2020	3,400 2017	1,100 2006
宮城県	3,147 2020	1,669 2014	633 2008
秋田県	3,900 2025	1,429 2017	1,052 2010
山形県	2,300 2021	2,600 2016	1,500 2007
福島県	5,576 2020	2,970 2015	-
茨城県 ^{※3}	-	-	-
栃木県	961 2024	461 2014	338 2004
群馬県	2,022 2020	1,082 2012	-
埼玉県 ^{※3}	-	-	-
東京都 ^{※3}	-	-	-
神奈川県 ^{※3}	-	-	-
新潟県	1,118 2023	1,574 2017	1,080 2010
富山県	1,449 2024	1,290 2017	740 2008
石川県	1,201 2021	1,052 2017	560 1995
福井県	1,217 2024	950 2016	850 2009

山梨県	1,038 2025	723 2012	400 2000
長野県	7,270 2020	3,940 2015	2,770 2007
岐阜県	3,717 2022	2,904 2016	1,519 2006
静岡県	543 2024	-	-
愛知県 ^{※3}	-	-	-
滋賀県	316 2023	296 2012	-
京都府	1,639 2020	1,278 2015	300 2005
大阪府 ^{※3}	-	-	-
北近畿(東部) (福井県・滋賀県・京都府)	1,166 2024	-	-
北近畿(西部) (京都府・兵庫県)	762 2021	-	-
東中国地域個体群 (兵庫県・鳥取県・岡山県)	763 2024	-	-
西中国地域個体群 (鳥根県・広島県・山口県)	1,307 2020	850 2015	480 1999
紀伊半島地域個体群 (奈良県・和歌山県・三重県)	467 2024	-	180 1998
四国地域個体群 (徳島県・高知県)	26 2024	-	-

注) ※1：個体数を推定していないまたは特定鳥獣保護・管理計画等で公表していないと都道府県は-と示した。
 ※2：各都道府県の第一種特定鳥獣保護計画または第二種特定鳥獣管理計画から作成した。
 ※3：紀伊半島、東中国、西中国、四国は地域個体群の推定個体数を示した。

1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

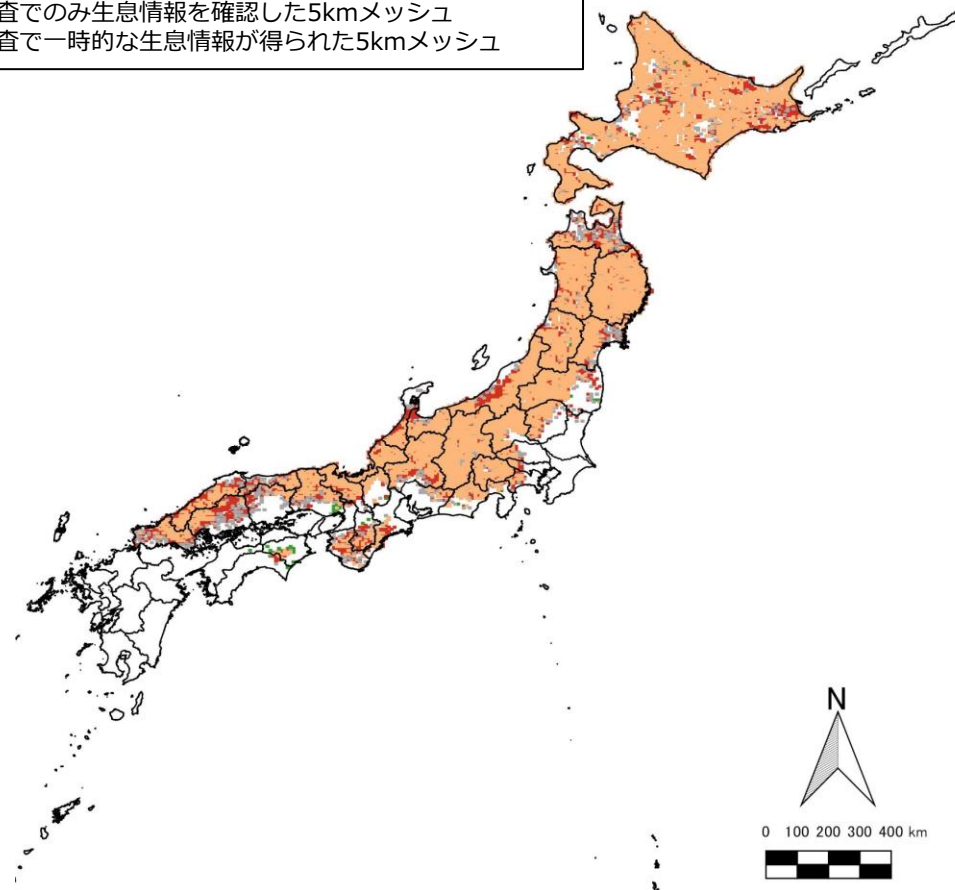
ヒグマ・ツキノワグマの分布状況

令和7年12月1日現在

○ 平成15年度から平成30年度にかけて四国を除くすべての地域で分布域が拡大している。

地方	分布メッシュ数の変化 (H15及びH30調査の比較)
北海道	+129%
東北地方	+133%
関東地方	+125%
北陸地方	+133%
中部地方	+119%
近畿地方	+133%
紀伊半島	+250%
東中国	+216%
西中国	+244%
四国	-95%

- 平成15年度調査でのみ生息情報を確認した5kmメッシュ
- 平成15及び30年度調査の両方で生息情報を確認した5kmメッシュ
- 平成30年度調査でのみ生息情報を確認した5kmメッシュ
- 平成30年度調査で一時的な生息情報が得られた5kmメッシュ



注) 生息情報が得られた5kmメッシュの増減数の比較

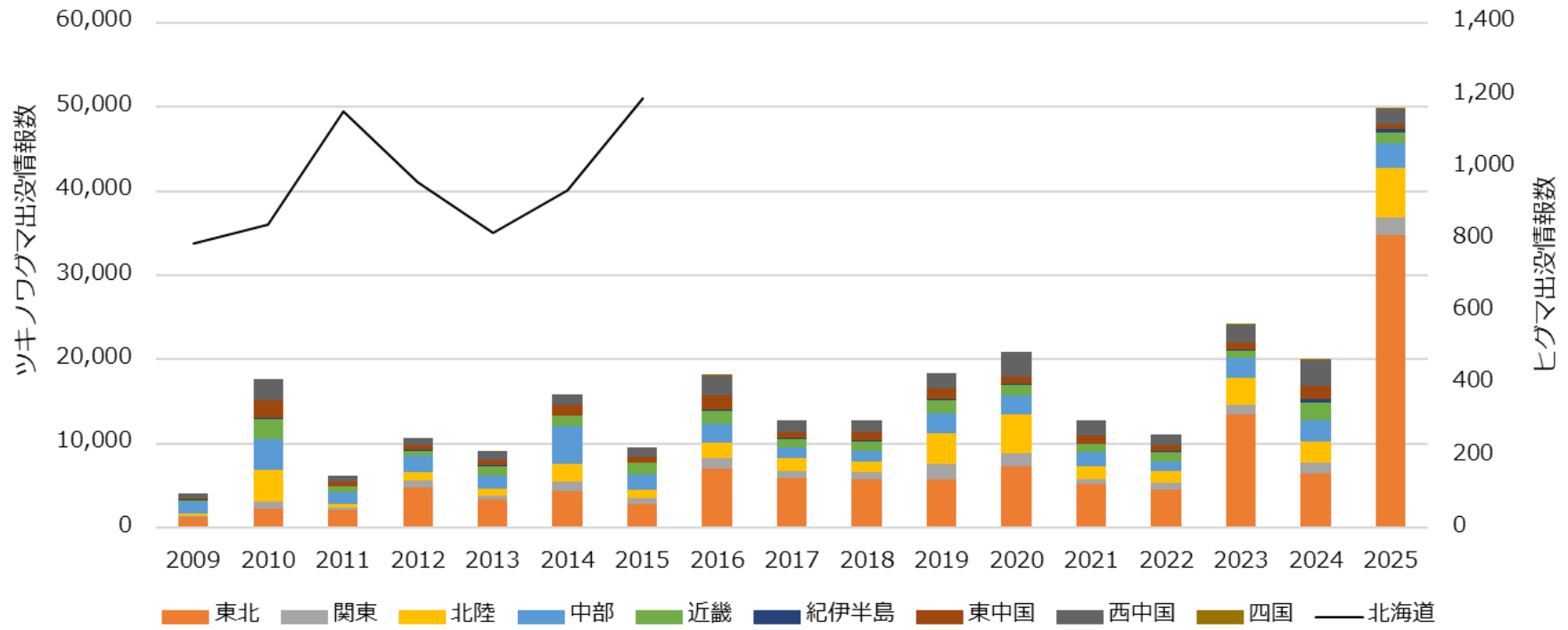
1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

ヒグマ・ツキノワグマの出没情報数の推移

令和8年4月1日現在

- ツキノワグマの出没情報数の多くは、東北地方・北陸地方・中部地方が占める。
- 東北地方を中心にツキノワグマの出没情報数は増加傾向。
- 令和7（2025）年度は、東北、関東、北陸、中部で過去最多を記録した。

ヒグマ及びツキノワグマの出没情報数の推移



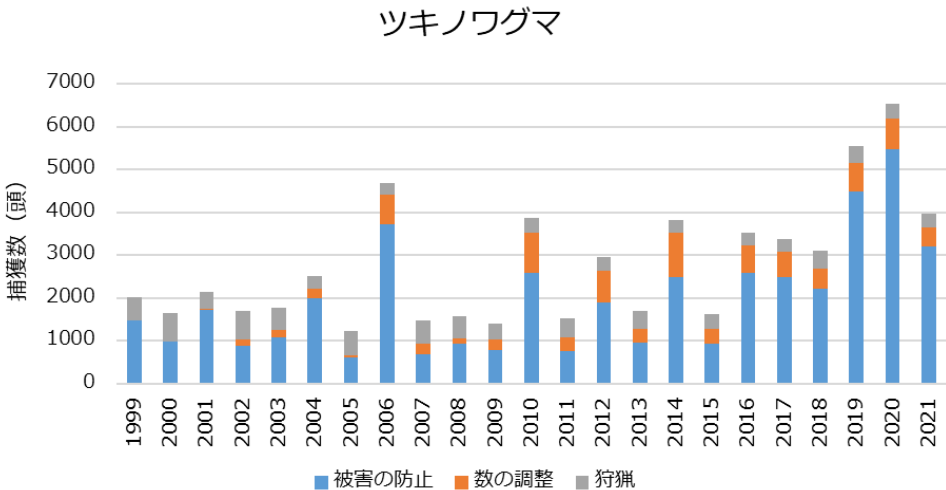
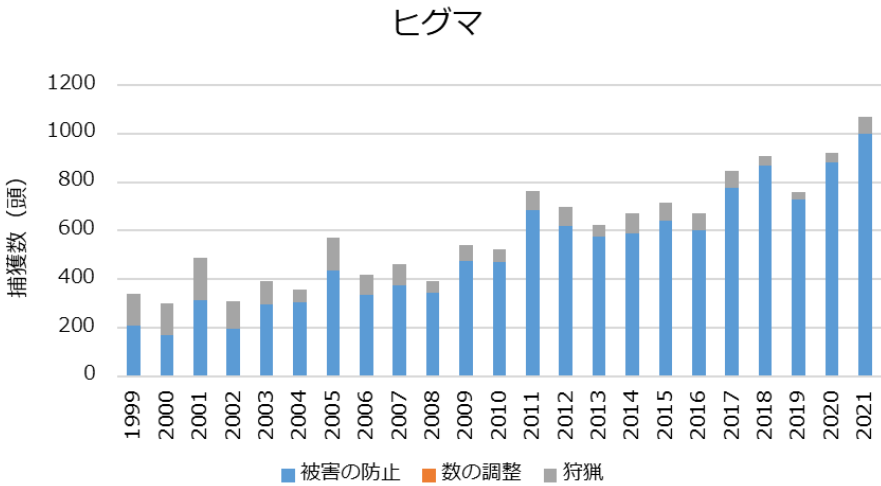
注) 2016年度以降のヒグマの出没情報数は未公表。

1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

ヒグマ・ツキノワグマの捕獲数

令和7年12月1日現在

- ヒグマ、ツキノワグマともに狩猟捕獲数は減少傾向で、許可捕獲数は増加傾向を示している。
- ツキノワグマで第二種管理計画に基づく数の調整目的での捕獲が行われているが、平成28(2016)年度以降は横ばいまたは減少の傾向である。



注) ※ 1 : 2021 (令和3) 年度以降は鳥獣関係統計が未公表。
※ 2 : 許可捕獲数 (被害の防止、数の調整) は環境大臣の許可によるものと都道府県知事の許可によるものの合計を示す。

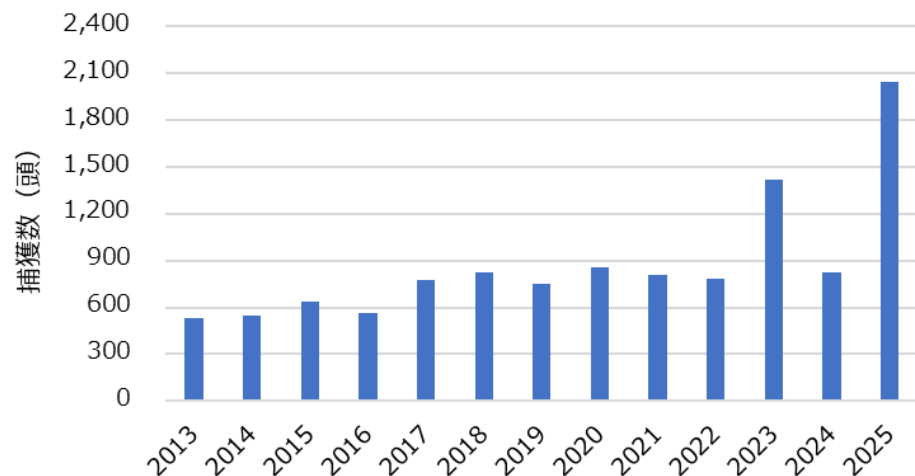
1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

ヒグマ・ツキノワグマの許可捕獲数（速報値）

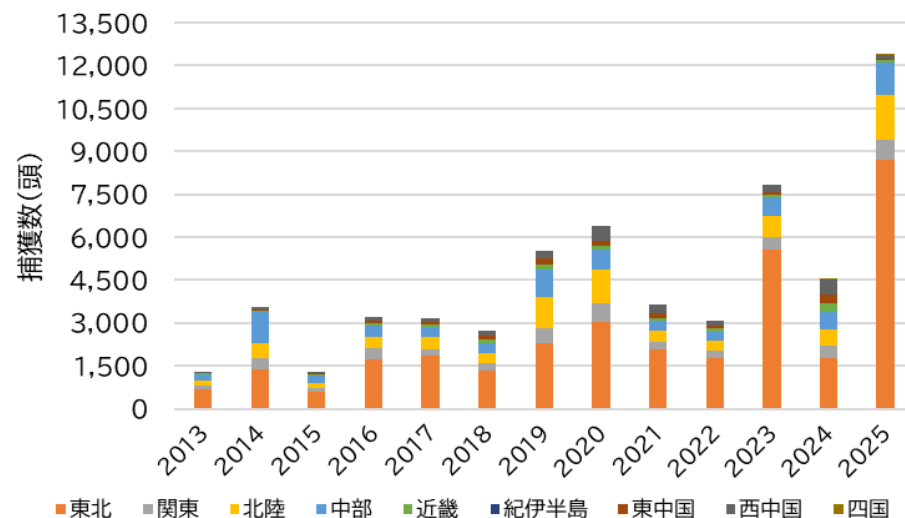
令和8年4月7日現在

- ヒグマの許可捕獲数は、令和5（2023）年度を上回り、令和7（2025）年度は過去最多となった。
- ツキノワグマの許可捕獲数は令和5（2023）年度に過去最多を記録した。
- 許可捕獲数は東北、北陸、中部が多いが、令和2（2020）年度及び令和6（2024）年度は東中国、西中国での捕獲も多かった。
- 令和5（2023）及び令和7（2025）年度は東北地方での捕獲が極めて多い状況となった。
- 令和6（2024）年度は岩手県、新潟県、富山県でツキノワグマを対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業が実施された。捕獲実績は岩手県1頭、新潟県9頭、富山県0頭であった。

ヒグマの捕獲数（2013－2025年度）



ツキノワグマの捕獲数(2013－2025年度)



注) ※1：2025（令和7）年度は、2月末までの暫定値

※2：許可捕獲数（被害の防止、数の調整）は環境大臣の許可によるものと都道府県知事の許可によるものの合計を示す。

1-1. 鳥獣の管理の強化（危険鳥獣の管理に関する事項）

出沒抑制対策に関する事項

令和8年4月3日現在

- ゾーニング管理による排除エリア、管理強化エリアの設定※1
- 管理強化エリアでは、クマの定着や排除エリアへの侵入を防ぐ対策を進める。排除エリアと同様に、管理強化エリア内に人間活動に起因する誘引物がある場合は取り除くほか、森林から市街地等に連続的にのびる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などの樹木の伐採及び下草の定期的な刈払い等の生息環境管理を行う。※1
- 鳥獣対策を専門とする人材の配置（例として追い払い研修）※2
- 出沒要因の洗い出し（誘引物、見通しの悪い環境）、出沒対策の実施（誘引物の除去・管理、周辺的环境管理：市街地・集落・農地での環境管理、農地・集落近くの山林での環境管理）、効果的な対策を実施するための集落づくり（地域ぐるみでの対策、集落環境点検）※2

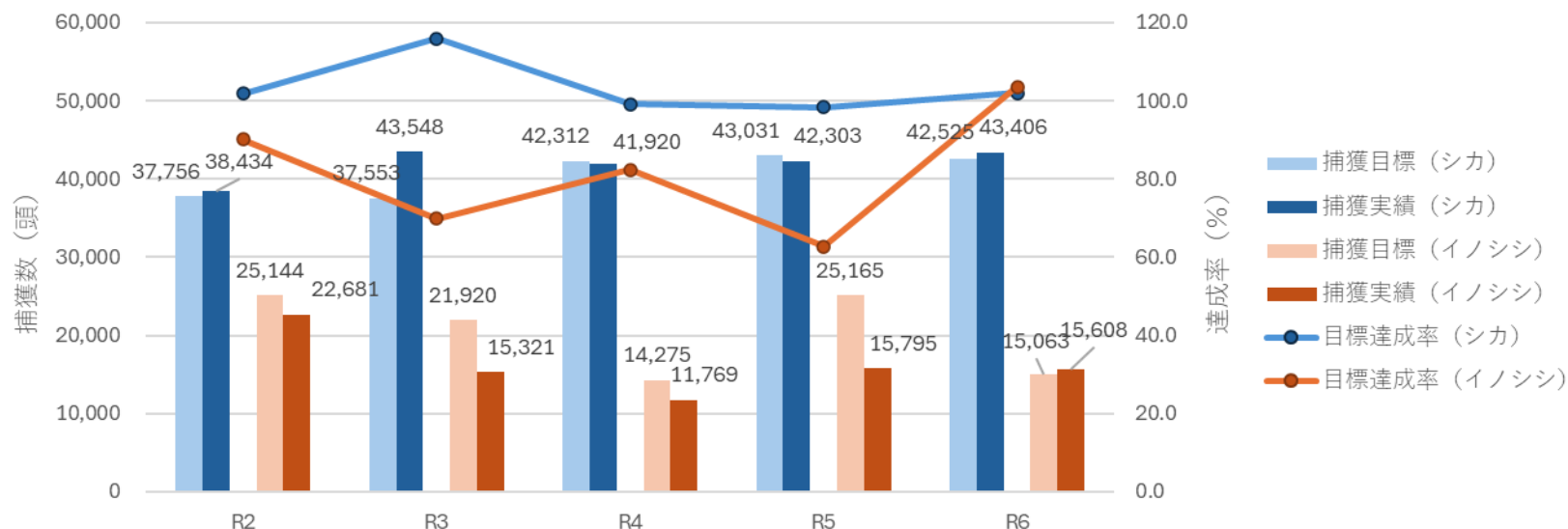
注）※1：特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版。

※2：クマ類の出沒対応マニュアル改訂版

1-2. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業者制度に関する事項）

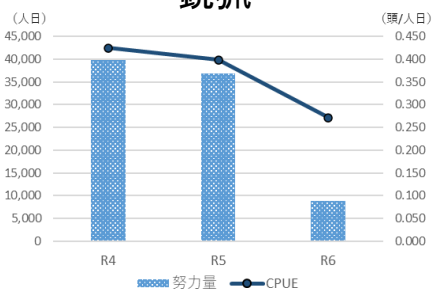
指定管理鳥獣対策事業の評価・検証について

- ニホンジカの目標頭数は全国単位ではほぼ達成されているが、イノシシは達成率が低い状況。
- ニホンジカもイノシシも銃猟のCPUEは減少傾向であるが、ニホンジカのわな猟のCPUEは増加傾向。

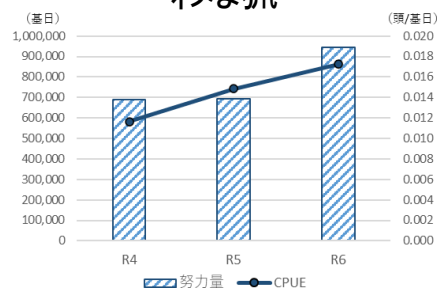


捕獲努力量とCPUE(ニホンジカ)

銃猟

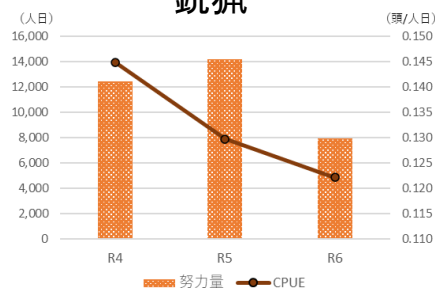


わな猟

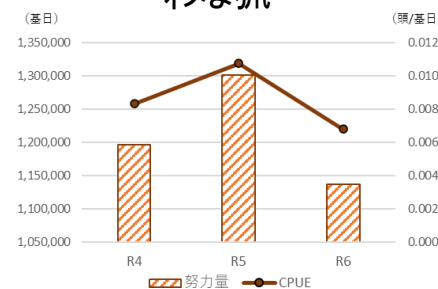


捕獲努力量とCPUE(イノシシ)

銃猟



わな猟



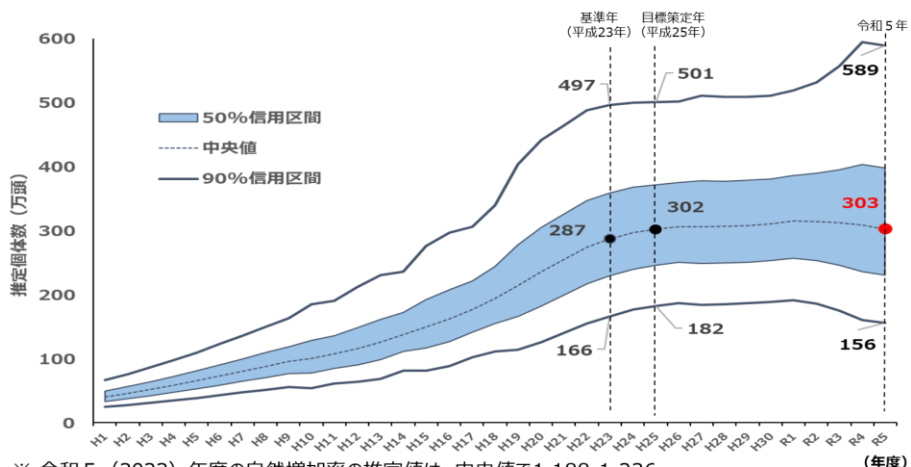
注) 令和6年度は全都道府県のデータがそろっていないため、暫定値

1-2. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業者制度に関する事項）

ニホンジカ・イノシシの推定個体数と捕獲数の状況

ニホンジカの個体数推定の結果

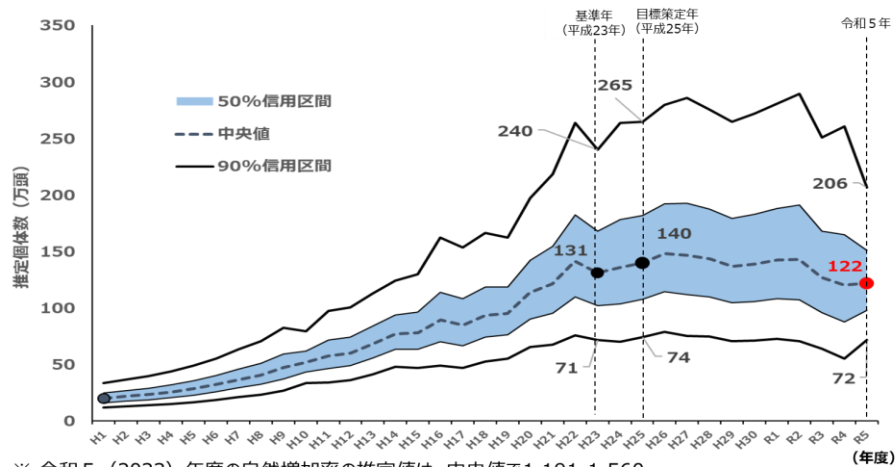
- 推定個体数(令和5(2023)年度末):中央値303万頭(90%信用区間:156~589万頭)
- 依然として高い水準で、引き続き捕獲強化が必要。



※ 令和5(2023)年度の自然増加率の推定値は、中央値で1.188-1.226

イノシシの個体数推定の結果

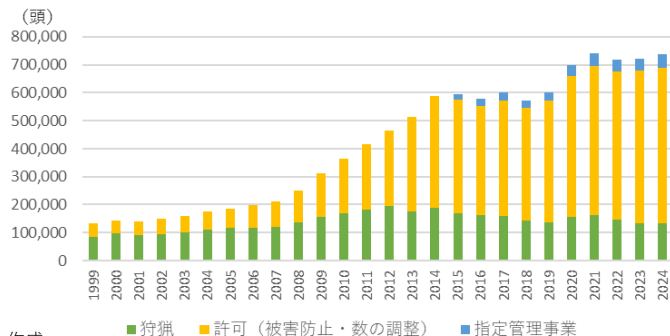
- 推定個体数(令和5(2023)年度末):中央値122万頭(90%信用区間:72~206万頭)
- 減少傾向にあるものの高い水準にあることから、捕獲強化が必要。



※ 令和5(2023)年度の自然増加率の推定値は、中央値で1.191-1.560

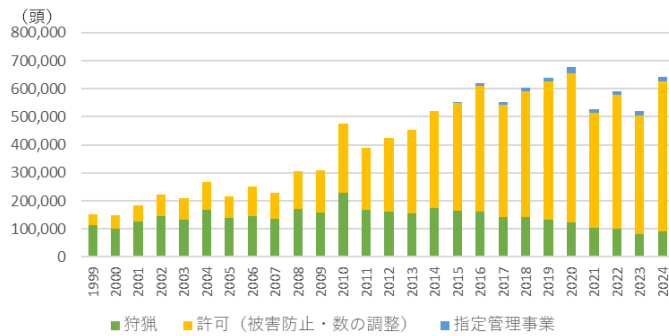
出展：環境省報道発表資料，2026

ニホンジカの捕獲数



出展：鳥獣関係統計等から作成

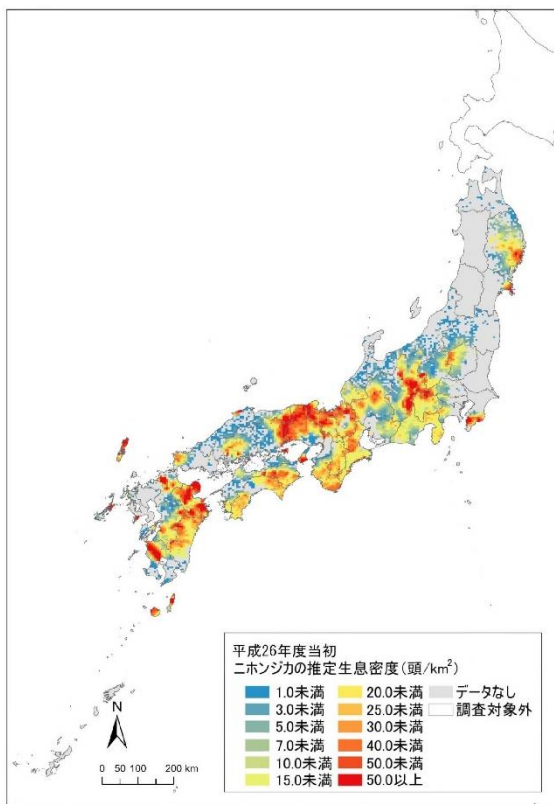
イノシシの捕獲数



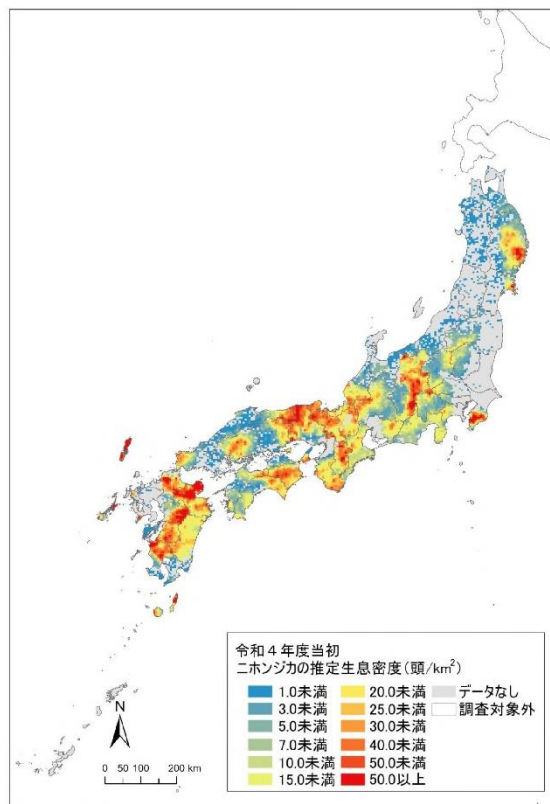
ニホンジカの密度分布状況

- 令和4年度当初は、北上高地、房総半島、八ヶ岳から南アルプスにかけての地域、近畿北部、紀伊山地、四国東部、九州北部や西部などで高い状態にあると推定された一方、東北地方の日本海側や北陸地方の福井県を除く地域、島根県の一部地域など、近年分布が拡大した地域では密度が比較的低い状態。
- 東北地方や九州地方、分布の先端部など平成26年度に密度が低い地域や、県境付近で密度が増加傾向。

平成26年度当初

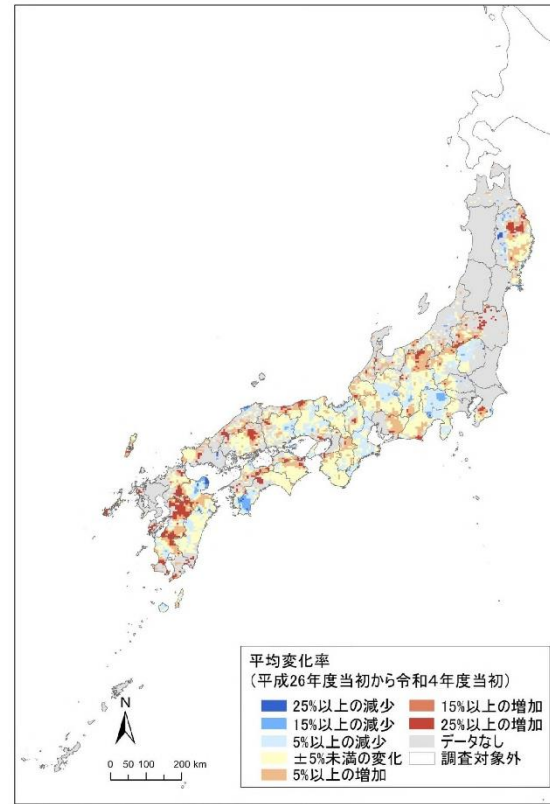


令和4年度当初



平均変化率

(平成26年度当初から令和4年度当初)



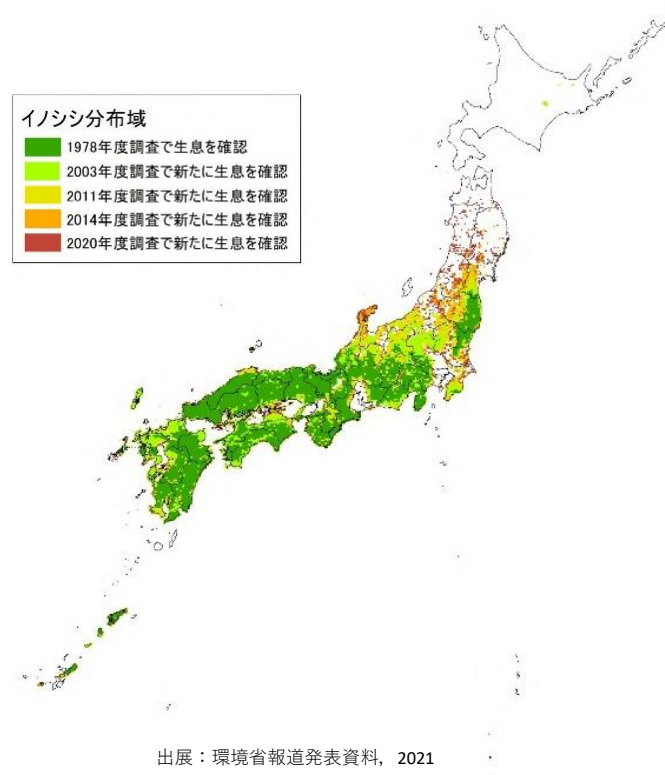
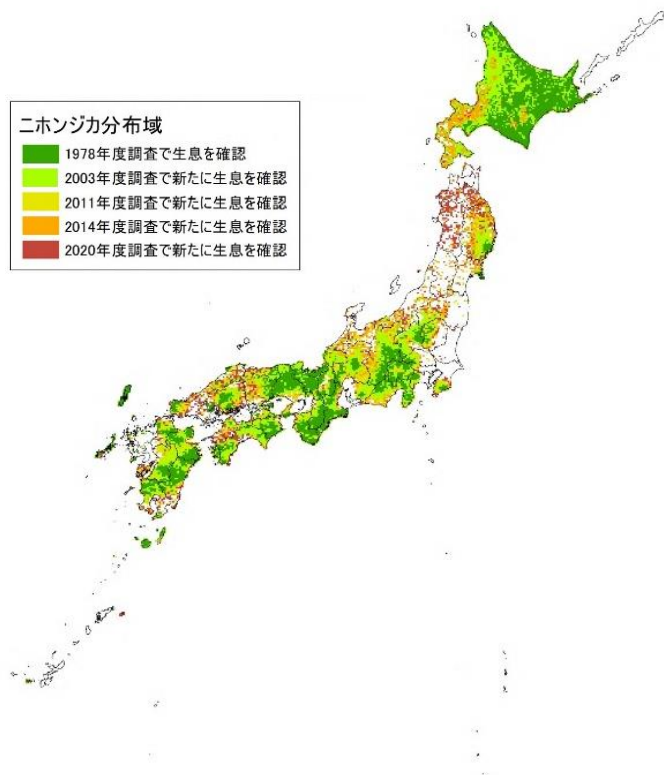
ニホンジカ・イノシシの分布状況

ニホンジカ

- 全国の総メッシュ数(17,376メッシュ)に占める平成30(2018)年度までのニホンジカの分布メッシュ数は11,563メッシュとなり、全国の総メッシュ数に占める割合は約7割。
- 平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までに、東北地方や北陸地方、中国地方において、分布域が拡大。

イノシシ

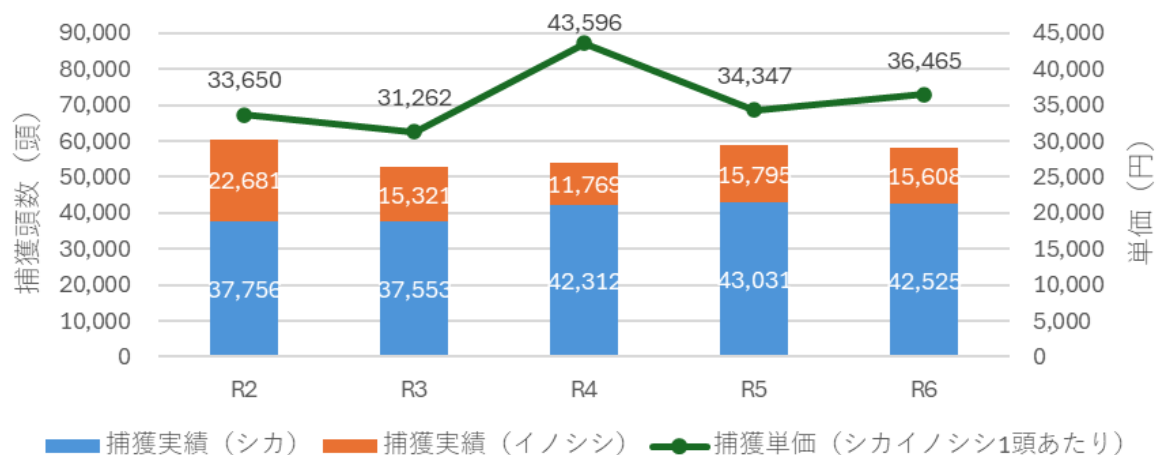
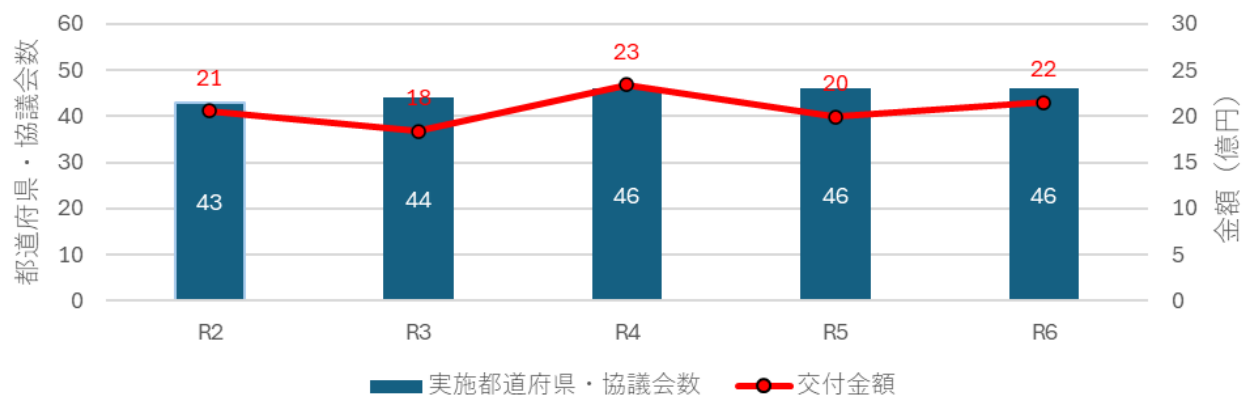
- 全国の総メッシュ数(17,376メッシュ)に占める平成30(2018)年度までのイノシシの分布メッシュ数は9,641メッシュとなり、全国の総メッシュ数に占める割合は約6割。
- 平成26年度から平成30年度までに、東北地方や北陸地方、関東地方において分布域が拡大。



1-2. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業者制度に関する事項）

指定管理鳥獣捕獲等事業の状況

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施都道府県は増加傾向であり、令和6（2024）年度時点で2つの協議会が設置されている。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカとイノシシの捕獲頭数は50,000～60,000頭で、1頭当たりの捕獲単価は35,000円前後で推移している。



1-2. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業者制度に関する事項）

指定管理鳥獣対策捕獲等事業のメニュー別実施状況

ニホンジカ・イノシシ

メニュー	1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業	2 指定管理鳥獣捕獲等事業	3 効果的捕獲促進事業			4 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	5 ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	6 ジビエ利用拡大などのための狩猟捕獲支援
			効果的捕獲モデル・技術開発タイプ	市町村連携タイプ	広域連携タイプ			
概要	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 捕獲個体の搬出・処分の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ＜都道府県の場合＞ 効果的な捕獲手法の技術開発等 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 ＜協議会の場合＞ 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 捕獲個体の搬出・処分の実施 			<ul style="list-style-type: none"> 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援
都道府県・協議会数 R6	42	44	17	9	10	13	13	7
事業額（交付金額） R6	276,186,000	1,348,164,735	123,678,565	107,262,000	102,537,000	20,765,000	18,233,700	155,128,000

クマ類

メニュー	1 計画策定・調査等事業	2 捕獲等事業	3 出沒防止対策事業	4 出沒時の体制構築事業	5 クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成
概要	<ul style="list-style-type: none"> 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 捕獲個体の搬出・処分の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、学習会の開催、普及啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地・集落等への出沒を想定した研修・訓練、出沒対応マニュアルの作成 ICT等を活用した出沒情報の収集・提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ＜都道府県＞ クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施 ＜協議会＞ 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施
都道府県・協議会数 R6	11	3	13	3	9
事業額（交付金額） R6	52,768,000	5,402,000	33,194,000	7,605,000	13,815,000

二ホンジカの夜間銃猟実績

- 平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までに北海道、長野県、和歌山県、愛知県が夜間銃猟を実施。

長野県

- 平成28年度から29年度

	平成28年度	平成29年度
実施場所	伊那市	伊那市
実施時期	平成29年3月	平成30年3月
実施方法	誘引による待ち伏せ型シャープシューティング	車両を使用した移動型 シャープシューティング
捕獲頭数	0頭	1頭

愛知県

- 令和3年度から令和5年度

和歌山県

- 平成28年度から令和6年度

	平成28年度	平成29年度
実施場所	伊那市	伊那市
実施時期	平成29年3月	平成30年3月
実施方法	誘引による待ち伏せ型シャープシューティング	車両を使用した移動型 シャープシューティング
捕獲頭数	0頭	1頭

北海道

- 平成28年度から29年度

	平成28年度	平成29年度
実施場所	洞爺湖中島	西興部村
実施時期	平成29年1月から2月	平成29年12月から平成30年2月
実施方法	誘引による待ち伏せ型シャープシューティング	車両を使用した移動型シャープシューティング
捕獲頭数	6頭	53頭

- 令和2年度から令和4年度

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施場所	知床国立公園及び知床世界自然遺産地域	知床国立公園及び知床世界自然遺産地域	知床国立公園及び知床世界自然遺産地域
実施時期	令和3年1月から3月	令和4年1月から3月	令和5年2月から3月
実施方法	待ち伏せ式誘引狙撃	待ち伏せ式誘引狙撃	待ち伏せ式誘引狙撃 または移動式誘引狙撃
捕獲頭数	25頭	61頭	21頭

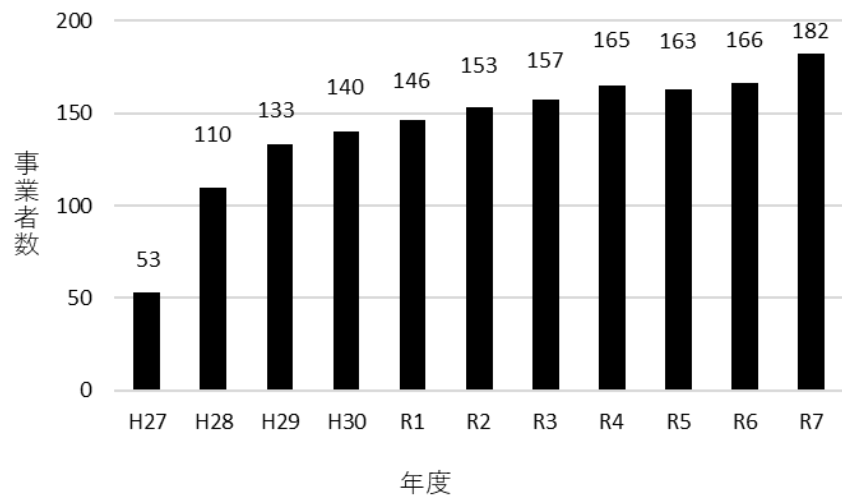
ng
rin

1-2. 鳥獣の管理の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業者制度に関する事項）

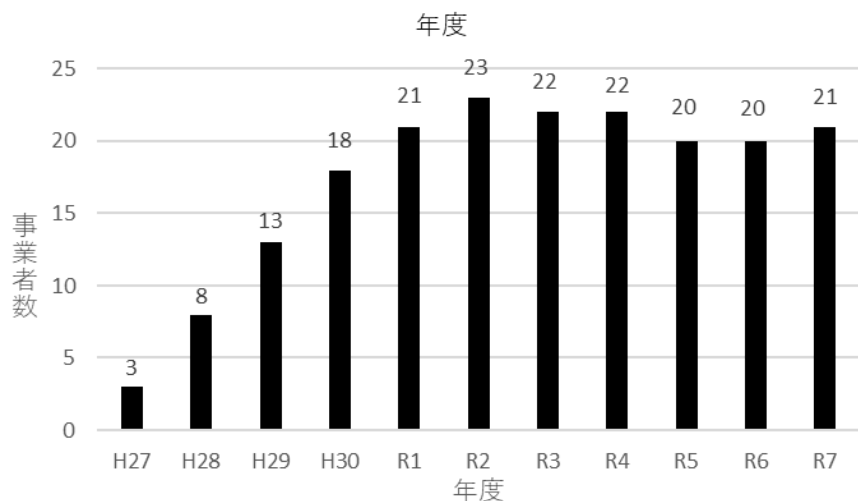
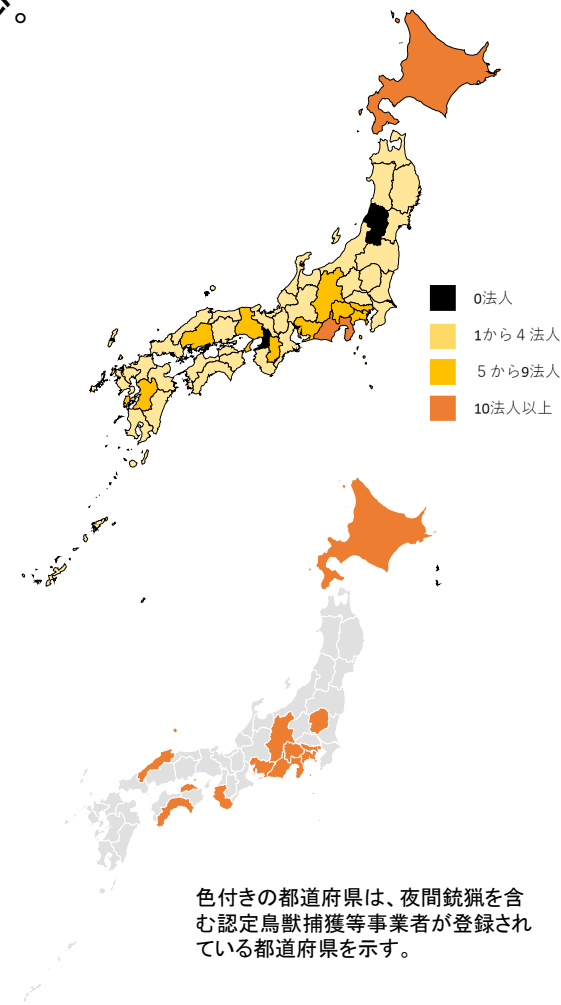
認定鳥獣捕獲等事業者の状況

令和8年3月31日現在

- 認定鳥獣捕獲等事業者数は46都道府県で182の事業者が認定を受けており、増加傾向。
- 夜間銃猟を含む認定を受けている認定鳥獣捕獲等事業者の数は、令和2（2020）年度が最も多く全国で23法人だが、令和2（2020）年度以降は減少傾向で、令和7（2025）年では12都道県21法人に減少。



事業者数	都道府県数
0法人	2
1から4法人	34
5から9法人	9
10人以上	2

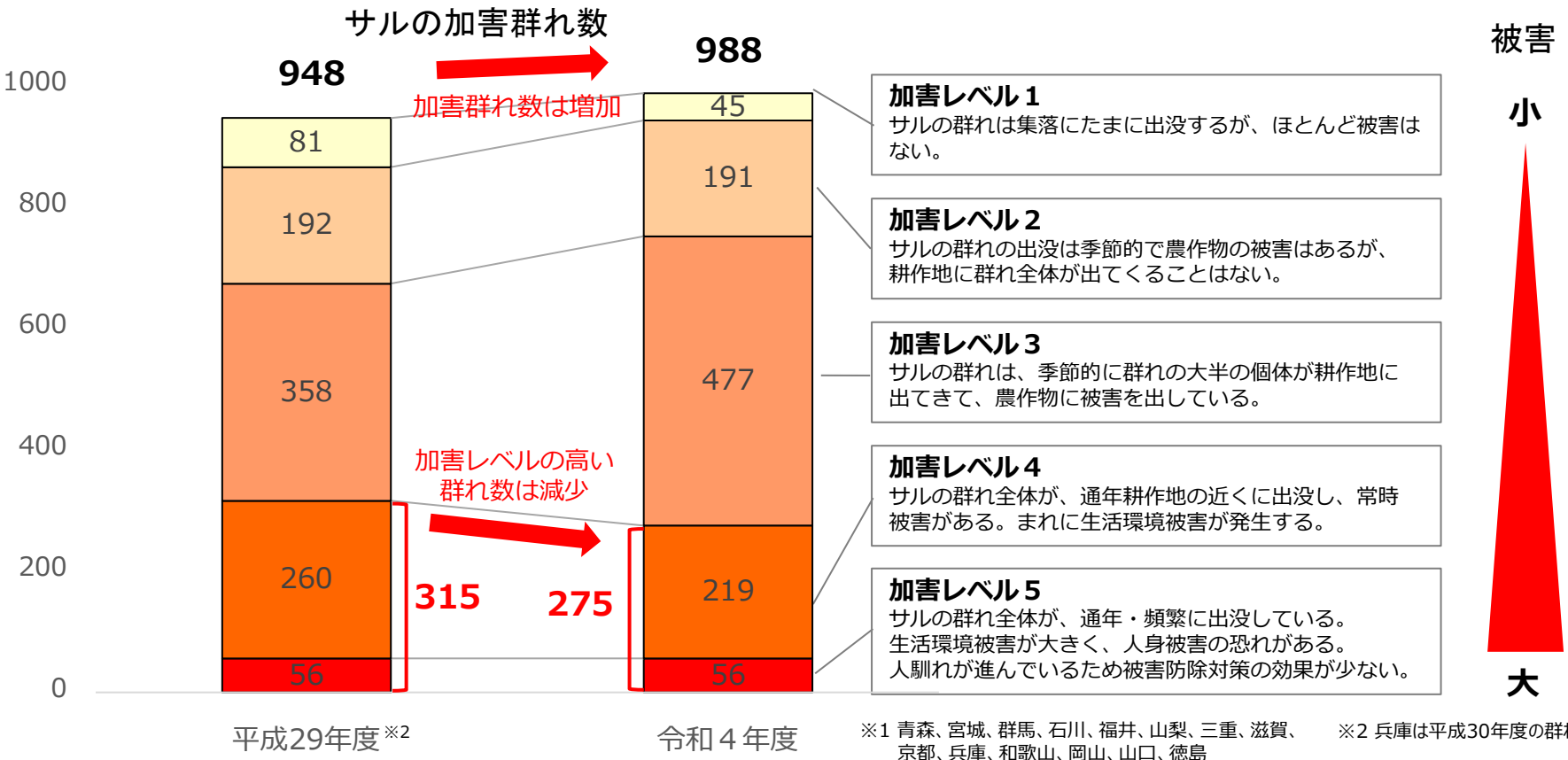


都道府県	事業者数
北海道	6
栃木県	1
東京都	3
神奈川県	1
山梨県	2
長野県	1
静岡県	2
愛知県	1
和歌山県	1
島根県	1
香川県	1
高知県	1
計	21

1-3. 鳥獣の管理の強化（半減目標に関する事項）

ニホンザルの加害群れ数

- サルは群れ単位で行動するため、加害レベルに応じた群れ単位での対策が必要。平成26(2014)年4月に環境省と農林水産省で、サルの加害群の数を令和5(2023)年度までに半減させる目標を設定。
- 比較可能な14府県※1の平成29(2017)年度及び令和4(2020)年度時点の特定計画等におけるサルの加害群れ数は、948から988に増加し、半減目標の達成は困難な状況。
- 一方で、加害性の高い(加害レベル4及び5)群れの数は、315から275に減少。

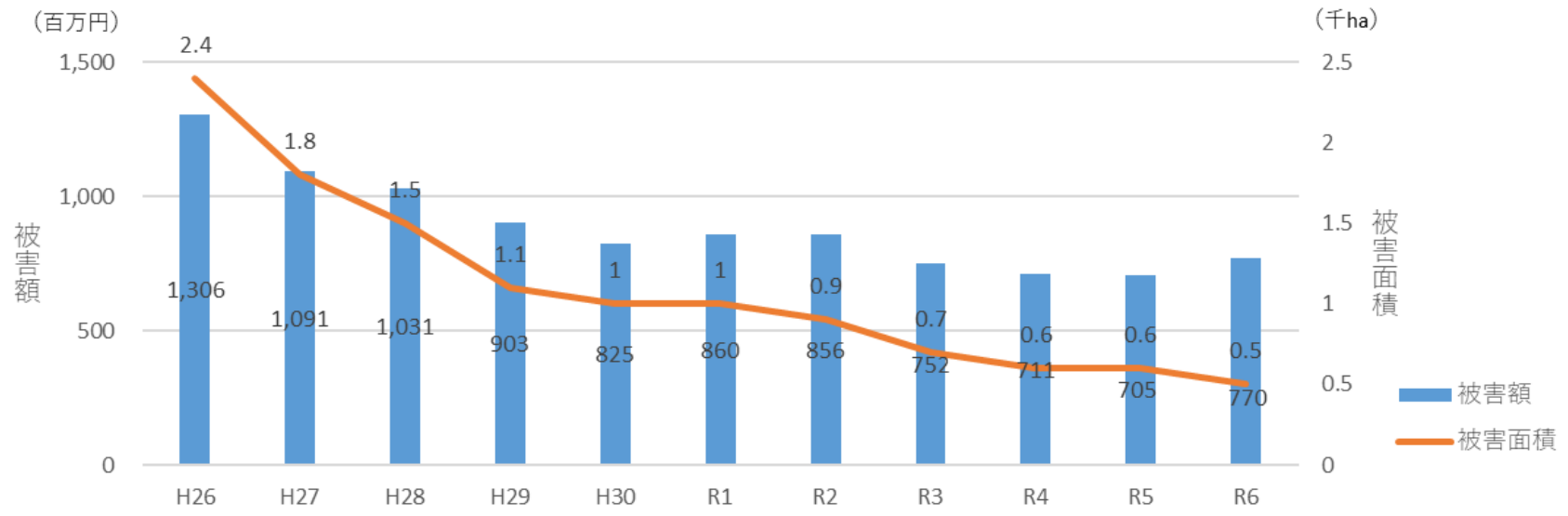


1-3. 鳥獣の管理の強化（半減目標に関する事項）

ニホンザルによる農作物被害の推移

- 農作物被害額は、平成26(2014)年度13億円から令和6(2024)年度7.7億円に約4割減少。
- 農作物被害面積は、平成26(2014)年度2.4千haから令和6(2024)年度0.5千haに約8割減少。

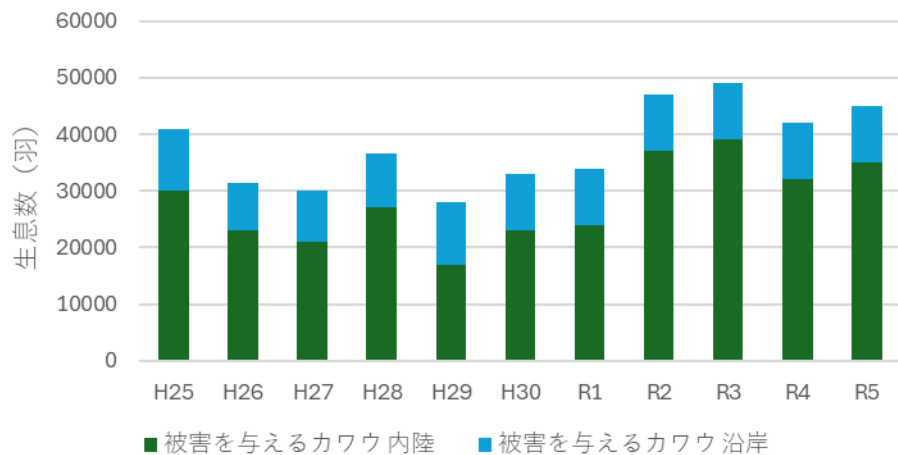
ニホンザルの農作物被害額・被害面積の推移



出典：農林水産省データ

1-3. 鳥獣の管理の強化（半減目標に関する事項）

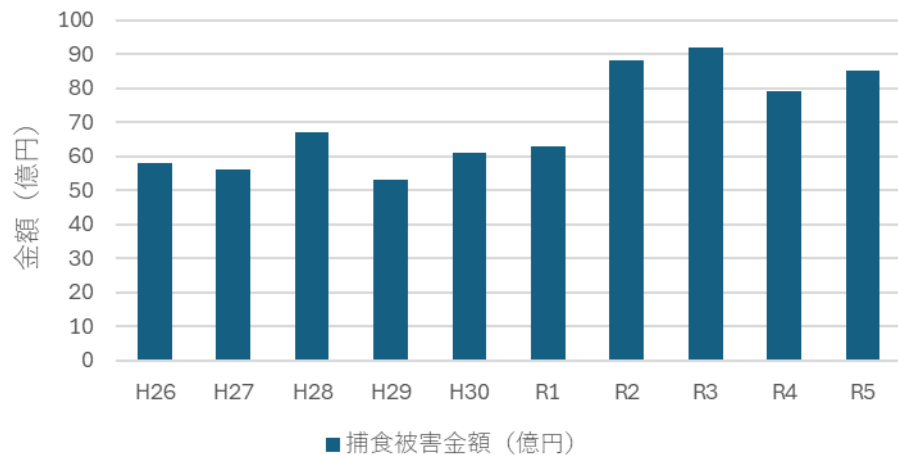
カワウの生息状況



○ 被害を与えるカワウは、内陸で増加傾向。

令和7年度カワウ保護及び管理に関する検討会 資料を参考

カワウによる被害状況



○ 捕食被害金額は増加傾向。

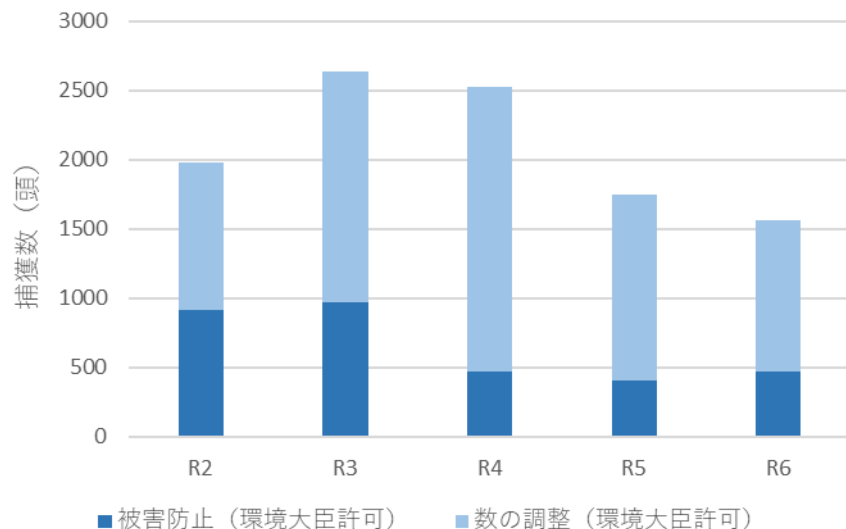
令和7年度カワウ保護及び管理に関する検討会 資料を参考

1-3. 鳥獣の管理の強化（半減目標に関する事項）

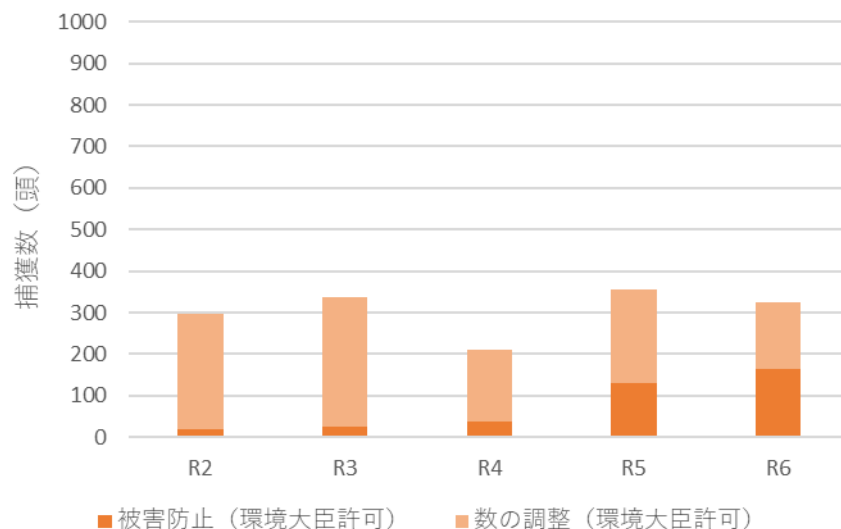
国立公園・国指定鳥獣保護区における捕獲の実施状況

- ニホンジカの環境大臣許可による捕獲数は、令和6(2024)年度が約1500頭で減少傾向。
- イノシシの環境大臣許可による捕獲数は、令和6(2024)年度が約300頭。

ニホンジカ 環境大臣許可による捕獲数



イノシシ 環境大臣許可による捕獲数

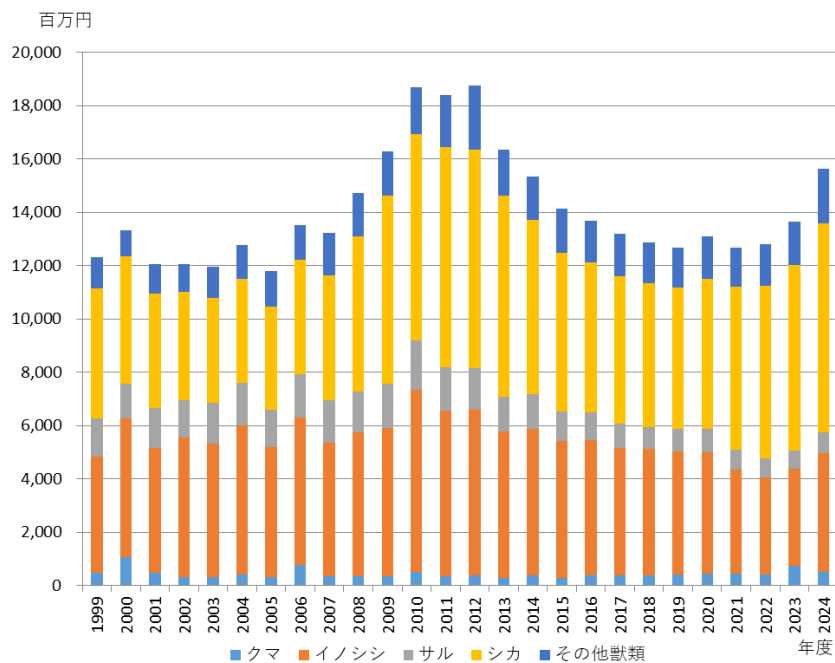


鳥獣関係統計等より作成

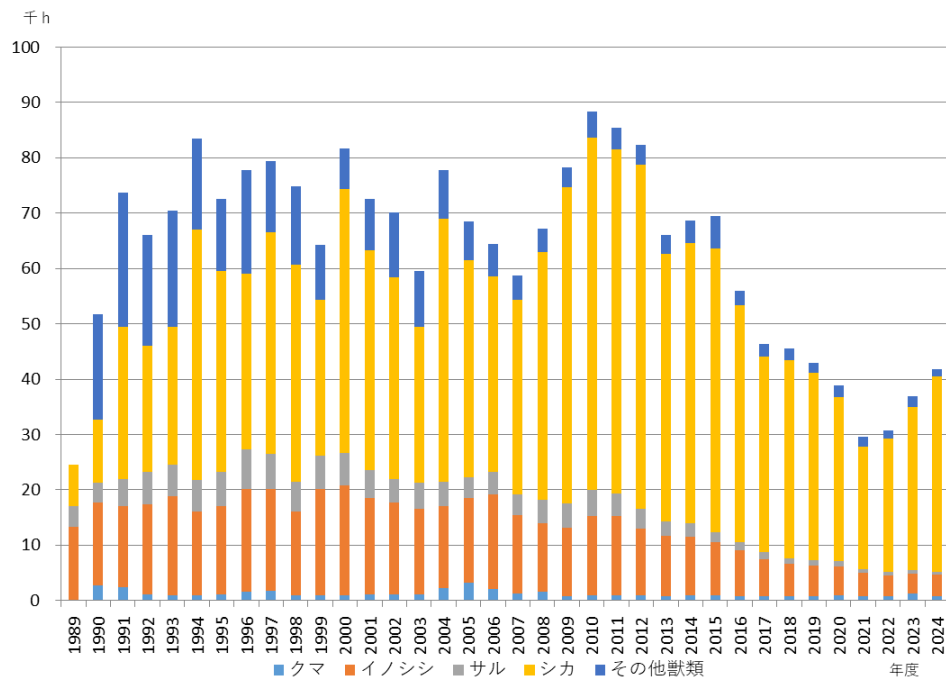
野生鳥獣による農作物被害の状況

- 農作物被害金額は、近年増加傾向。
- 農作物被害面積は、令和5(2023)年度まで減少傾向だったが、以降は増加の傾向。

農作物被害金額



農作物被害面積



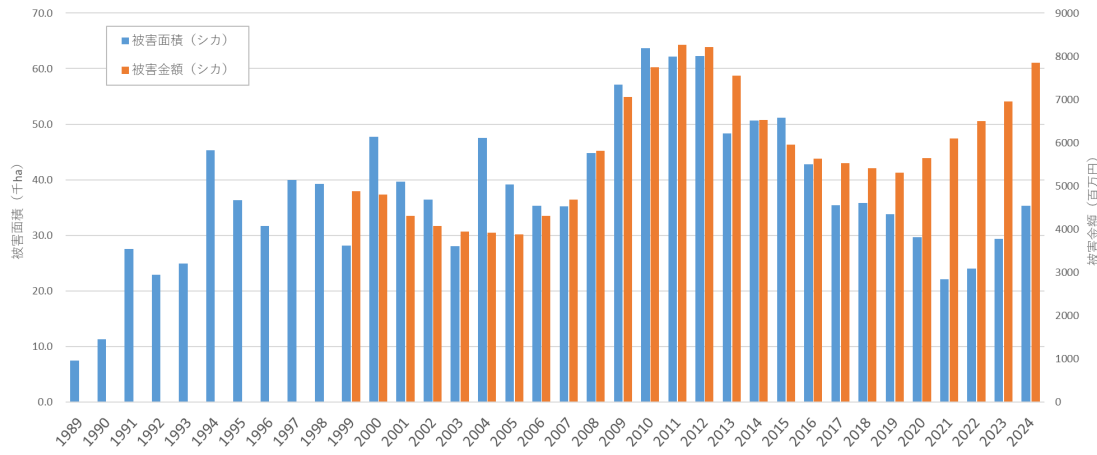
農林水産省「鳥獣害対策コーナー」を参照して作成

1-3. 鳥獣の管理の強化

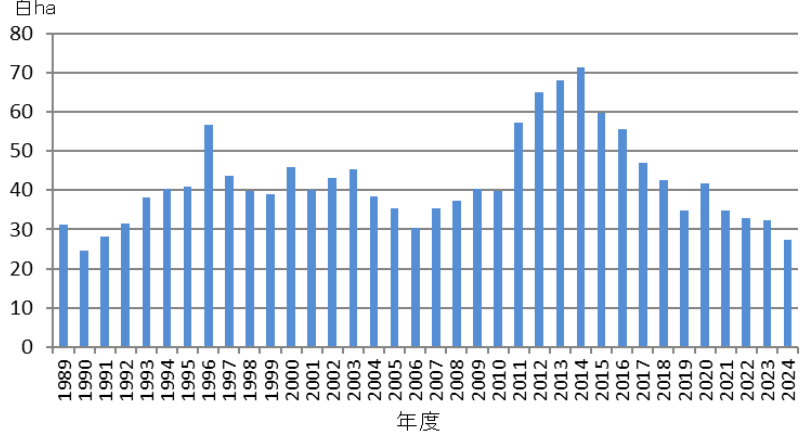
ニホンジカ・イノシシの農作物被害、林業被害（ニホンジカ）、人身被害（イノシシ）の状況

- 農作物被害は、ニホンジカで近年増加傾向、イノシシで令和6（2024）年度に被害金額が増加。
- ニホンジカの森林被害面積は、近年減少傾向で、イノシシの人身事故件数は50件程度で推移。

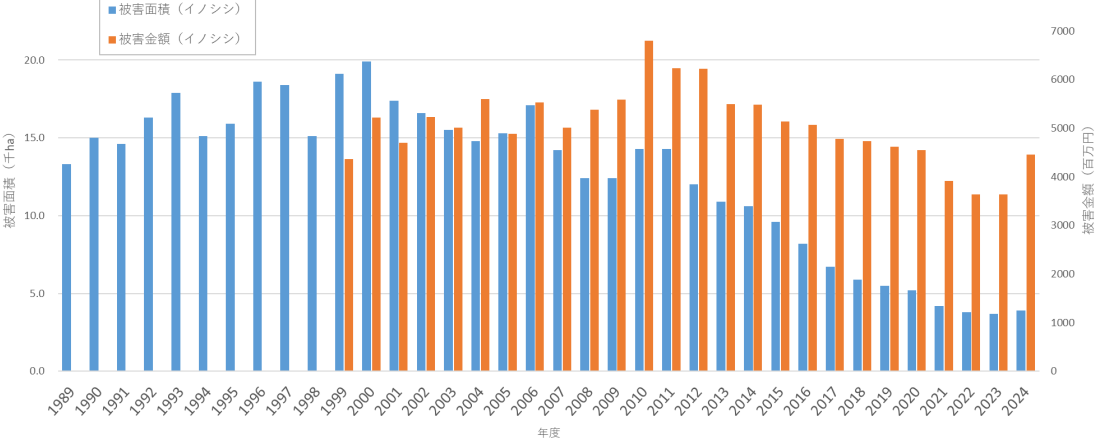
農作物被害(ニホンジカ)



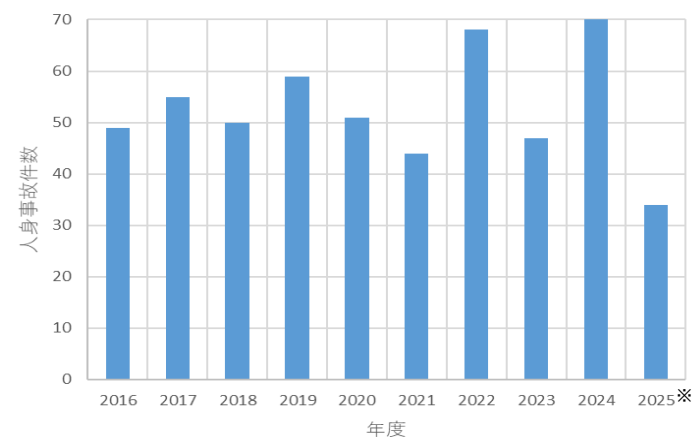
森林被害(ニホンジカ)



農作物被害(イノシシ)



人身被害(イノシシ)



農作物被害：農林水産省「鳥獣害対策コーナー」を参照して作成、 森林被害：林野庁HP公表データを参照して作成、 人身被害：鳥獣関係

※令和7（2025）年度は、令和8（2026）年2月までの暫定値

1-3. 鳥獣の管理の強化

第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

- 指定管理鳥獣となっているニホンジカは45都道府県、イノシシは45府県で策定済み。
- クマ類28道府県、ニホンザル29府県、カモシカ8県、カワウ8県で策定済み。

令和7年4月末日現在 ※クマ類に関しては令和8年3月末日現在

	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
北海道	1994		2017			
青森	2017	2022	2025	2000		
岩手	1997	2006	2003		2004	
宮城	2008	2008	2010	2005		
秋田	2017	2017	2002	2006	2003	2022
山形	2020	2016	2009	2007		
福島	2016	2010	2009	2007		2007
茨城	2021	2005	2025			
栃木	1994	2006	2006	1997		
群馬	2000	2010	2012	2003	2006	2015
埼玉	2006	2006				
千葉	2005	2013		1998		
東京	2005					
神奈川	2003	2018		2003		
新潟	2017	2014	2011	2007		2018
富山	2015	2012	2010	2004	2017	2017
石川	2015	2009	2002	2000		
福井	2004	2010	2009	2015		
山梨	2005	2007	2026	2007		
長野	2001	2009	2002	2000	2000	
岐阜	2011	2010	2009	2023	2001	
静岡	2004	2010			2000	
愛知	2005	2004		2004	2000	
三重	2002	2010	2025	2014		

	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
滋賀	2005	2012	2008*	2002		2010
京都	1996	2011	2004	2007		
大阪	2002	2007				
兵庫	1994	2009	2003	2009		2024
奈良	2000	2008	2025	2021		
和歌山	2008	2007	2025	2013		
鳥取	2003	2002	2007			
島根	2003	2002	2003			
岡山	2003	2006	2000	2019		
広島	2003	2003	2003			2017
山口	1999	2004	2003	2016		
徳島	2001	2005		2015		
香川	2002	2007		2015		
愛媛	2008	2004		2020		
高知	2005	2002				
福岡	2001	2005				
佐賀		2003				
長崎	1994	2005				
熊本	2000	2008				
大分	1997	2002				
宮崎	2000	2008		2006		
鹿児島	2000	2007				
沖縄		2019				
策定都道府県数	45	45	28 保護：1 管理：27	29	8	8

注) 表中の数値は計画開始年度(2000年以前は任意計画を含む)
 奈良県、鹿児島県のニホンジカ計画は、2地域で策定
 *：第一種特定鳥獣保護計画

1-3. 鳥獣の管理の強化

ガイドライン・保護管理レポートの作成状況

- 特定計画を都道府県が作成する際の技術的な参考となる資料として「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」を作成。
- 定期的に保護及び管理に関する最新情報をレポートとして取りまとめ、ガイドラインについて随時補足。令和8年3月末日現在

年度	ニホンジカ	イノシシ	クマ類	ニホンザル	カモシカ	カワウ
2000	□		□	□	□	
2003		□				
2004						□
2010	◎	◎	◎	◎	◎	
2012	○	○	○	○		○
2013	○	○	○	○		◎、○
2014	○	○	○	○		○
2015	◎	○	○	◎		○
2016	○	○	◎	○		
2017	○	○	○	○		○
2018			○	○		
2019						○
2020	◎	◎				
2021			◎			
2023	○	○				
2024			△、○	◎		
2025	◎		◎			

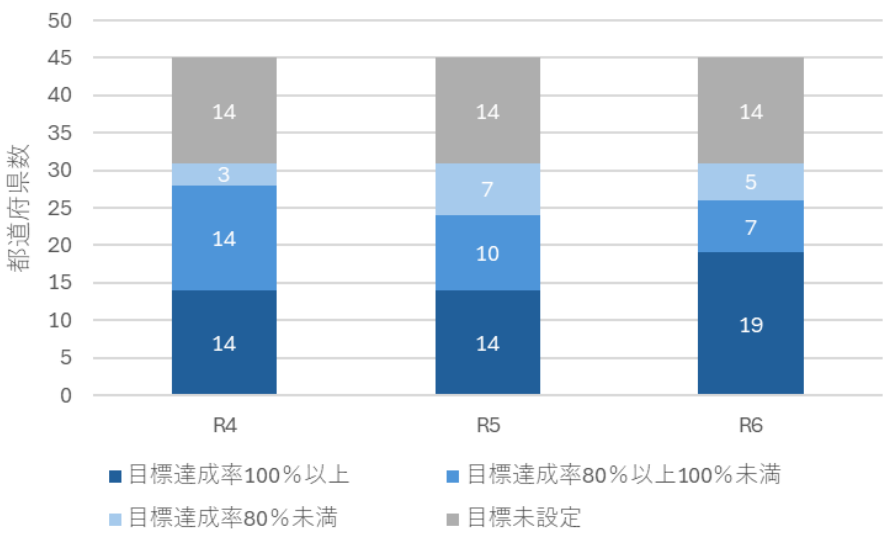
記号は発行物の種類を表す。 □：マニュアル、◎：ガイドライン、○：レポート、△：特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料

1-3. 鳥獣の管理の強化

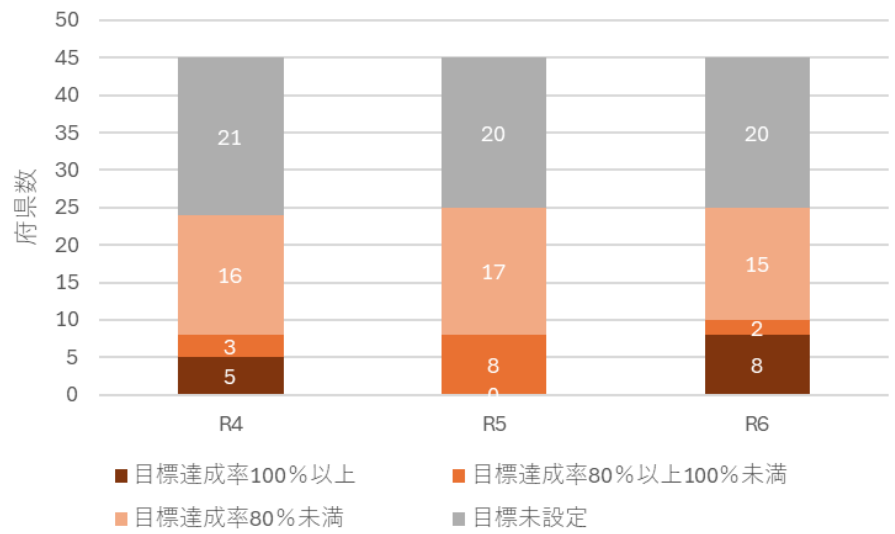
第二種特定鳥獣管理計画等の捕獲の数値目標の達成状況

- ニホンジカの捕獲目標頭数の達成状況は、令和6年(2024)度に目標頭数の80%以上を捕獲した都道府県数は半数以上であった。
- イノシシの捕獲目標頭数の達成状況は、数値目標を設定している府県は半数程度で、うち目標頭数の80%以上を捕獲した府県数は、8~10府県で推移。

ニホンジカ



イノシシ



特定計画に記載の目標頭数、鳥獣関係統計の捕獲数から作成

第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改訂第2版のポイント

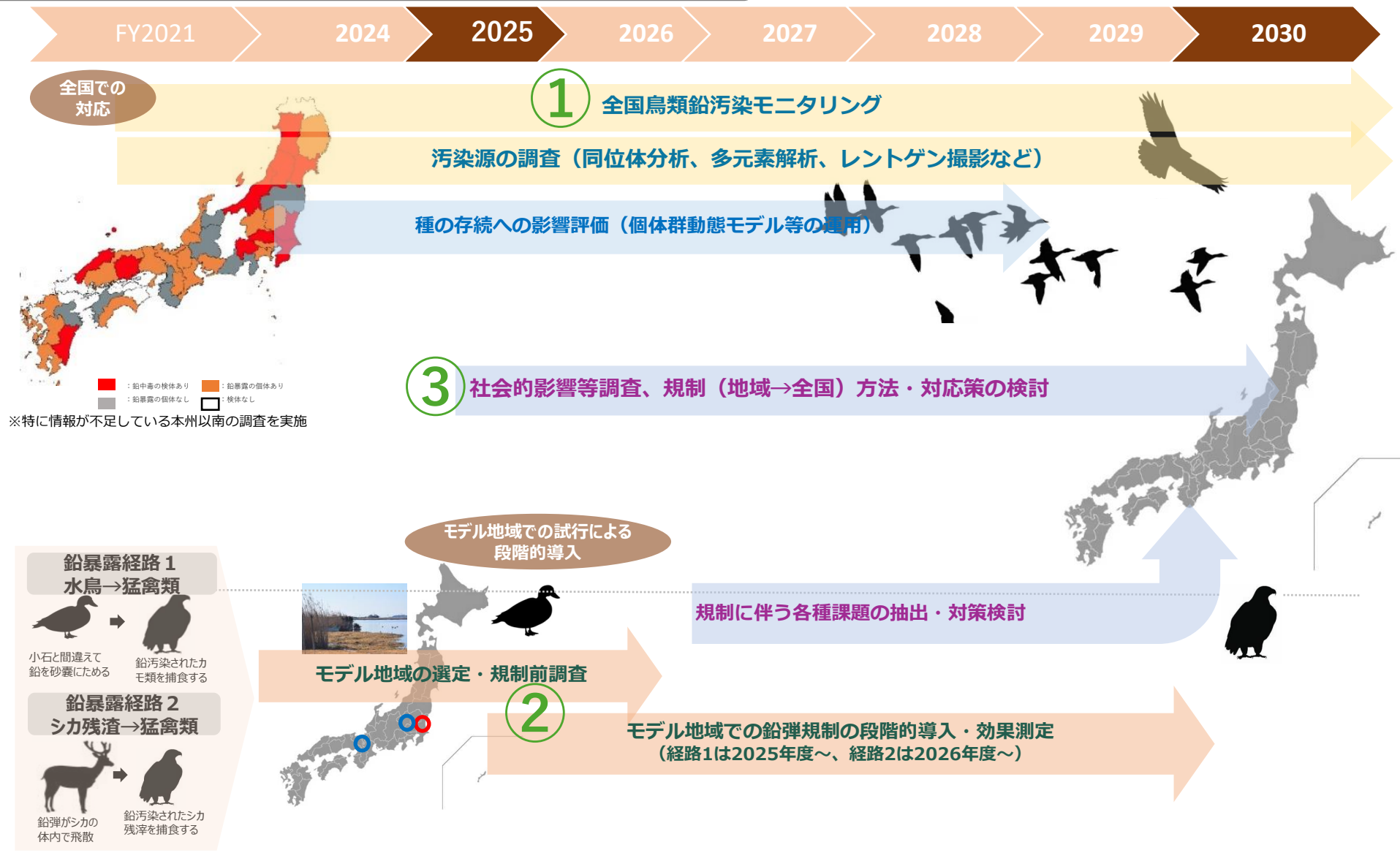
- 近年のニホンジカ管理政策の課題として、
 - ①ニホンジカ管理については、改めて、何のためにどのような対策をとるべきかを問い直す必要性があり、特定計画の構造の点検や見直しが必要、
 - ②森林地域での植生や生態系への影響については特定計画での記載が少なく、対策が進んでいない現状、
 - ③単に数を捕る捕獲では、目標とする個体数や生息密度まで低減させる効果的な捕獲となっていない可能性、といった事項が挙げられた。
- 改訂されたガイドラインでは、上記3つの課題に対して、以下の3点をポイントとして取りまとめた。

課題への対応として、ガイドラインでポイントとして示す事項

ポイント1	ポイント2	ポイント3
ニホンジカ管理の目的の多様化や政策体系に関する課題	森林地域等での植生・生態系への影響に係る現状把握や対策に関する課題	ニホンジカの生息状況や捕獲に関する課題
→「Ⅱ1ニホンジカ管理政策体系の構造と設計」	→「Ⅱ2植生・生態系への影響低減に向けた対策」	→「Ⅱ3計画的・効果的な捕獲対策」

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

鳥類の鉛汚染対策全体スケジュール



2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

調査・評価

- 概ね平成11(1999)年度から30(2018)年度までの間、鳥類の鉛汚染等のデータが蓄積されているが、濃度の測定方法が統一されていなかった。

⇒令和2(2020)年度より環境省事業として統一したモニタリングを開始し、継続中。

(3) 鉛汚染状況調査分析手法

鉛濃度測定：鉛汚染状況調査

ICP-MSを用いた重金属濃度分析
(肝臓、血液)

○肝臓；鉛曝露 (0.2 ppm~2.0 ppm)

鉛中毒 (2.0 ppm以上)

○血液；鉛曝露 (0.1 ppm~0.6 ppm)

鉛中毒 (0.6 ppm以上)

※ppm = 0.0001% (例:mg/L)

①消化管内の金属片の検出

・**レントゲン撮影**：捕獲カモの金属片保有率

・**多元素解析**：消化管・環境中から抽出された金属片の解析（鉛かどうか）

②**同位体分析**：鉛汚染源の調査（鉛の由来は何か）

(1) 全国モニタリング調査

- ①都道府県収集検体（傷病個体）鉛汚染状況調査
- ②猟友会収集検体（狩猟カモ類）鉛汚染状況調査

(2) モデル地域における評価

①水鳥の系

胃石を摂取するカモ類、カモを捕食するノスリの鉛汚染状況調査

②シカ残渣の系

シカ残滓を捕食する希少種（クマタカ）の鉛汚染状況調査

(4) 種の存続への影響評価

(個体群動態モデル)

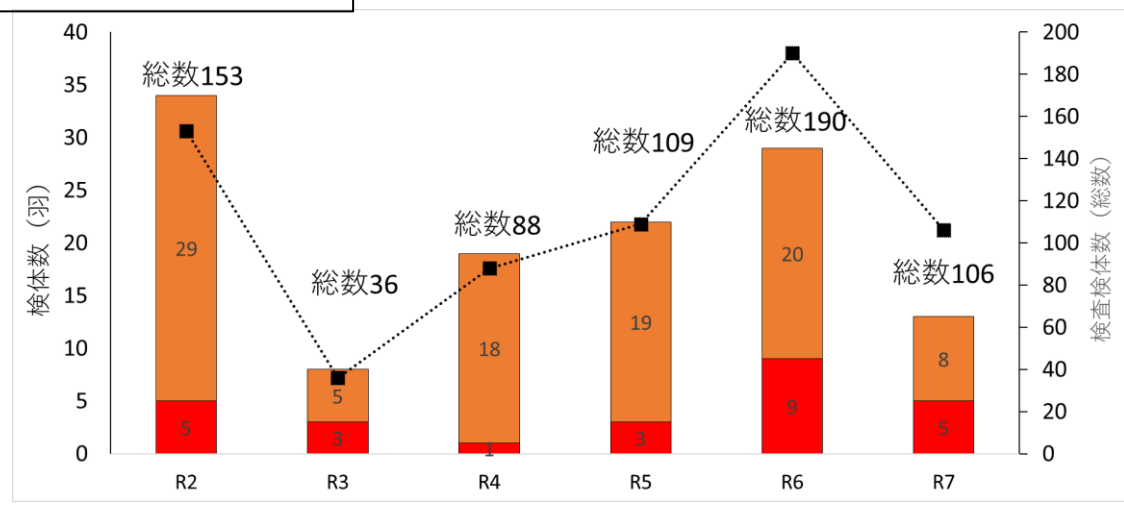
鉛汚染が個体群に与える影響評価のため個体群動態モデルの構築

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

鉛汚染確認数

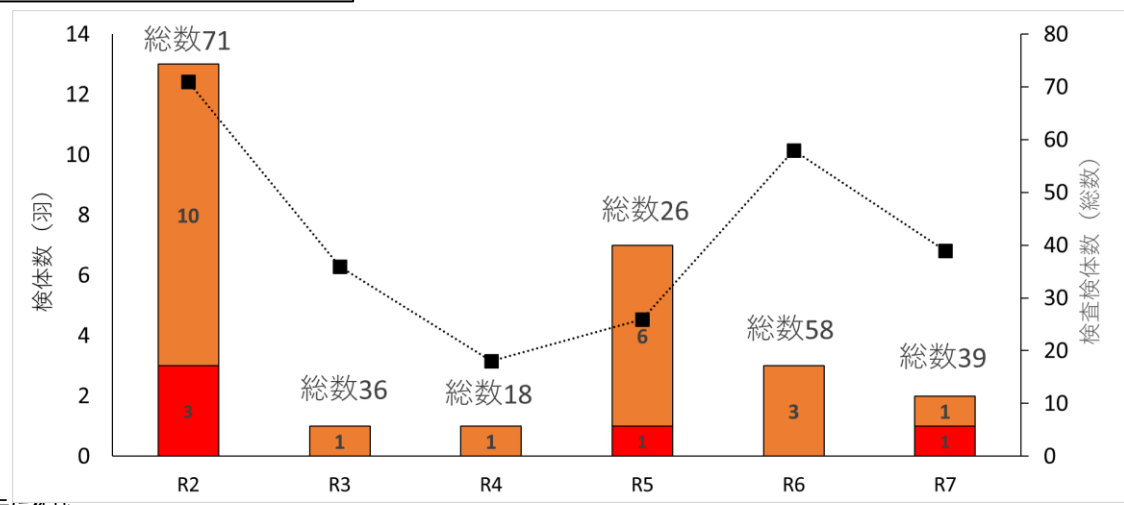
- 本州以南について、令和2(2020)年度より全国的な鉛汚染状況調査を開始。
- その結果、鉛汚染(曝露及び中毒)が存在することが確認された。

水禽類における鉛汚染確認数



折れ線：検査総数
 鉛曝露
 鉛中毒

猛禽類における鉛汚染確認数



折れ線：検査総数
 鉛曝露
 鉛中毒

出典：下記資料を元に作成
 ・令和6年度鳥類の鉛中毒に関する調査検討業務報告書

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

鳥類の鉛汚染が確認された地域ブロック

- 本州以南について、鳥類の鉛汚染が全地域で確認され、近畿地方以外では鉛中毒の個体も確認されている。
 - 地域的な偏りはあるが全国的には17.1%程度の個体が汚染されており、地域的にみると汚染割合は12.5-32.6%であった。
- ※検査検体は傷病鳥で回収された検体及び各猟友会より提供されたカモ類を対象としている。

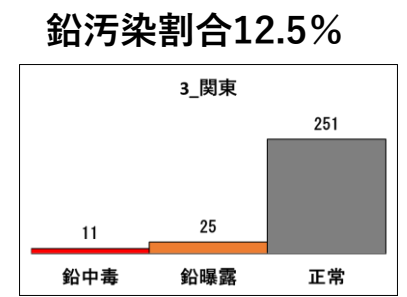
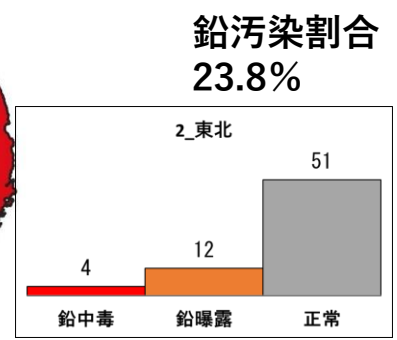
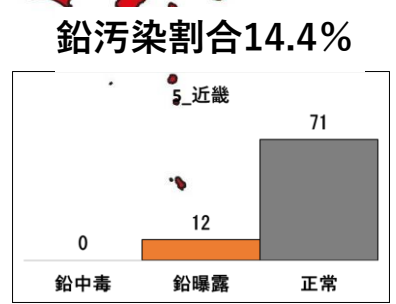
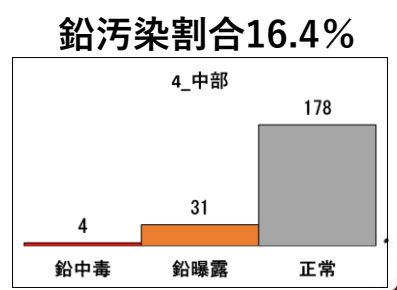
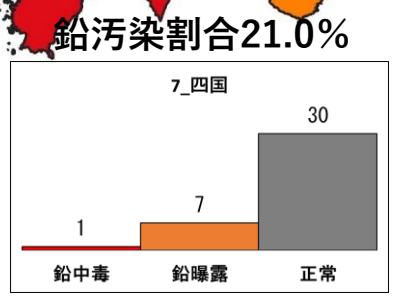
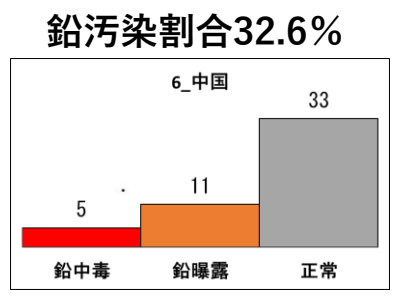
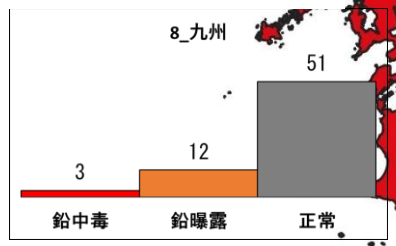
<地図凡例>

■：鉛中毒の検体あり ■：鉛曝露の個体あり

全国総数	
鉛中毒	29
鉛曝露	115
正常	696

鉛汚染割合17.1%

鉛汚染割合22.7%



※鉛中毒および鉛曝露をまとめて「鉛汚染」とした。
 ※各グラフの縦軸は検体数（羽）。

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

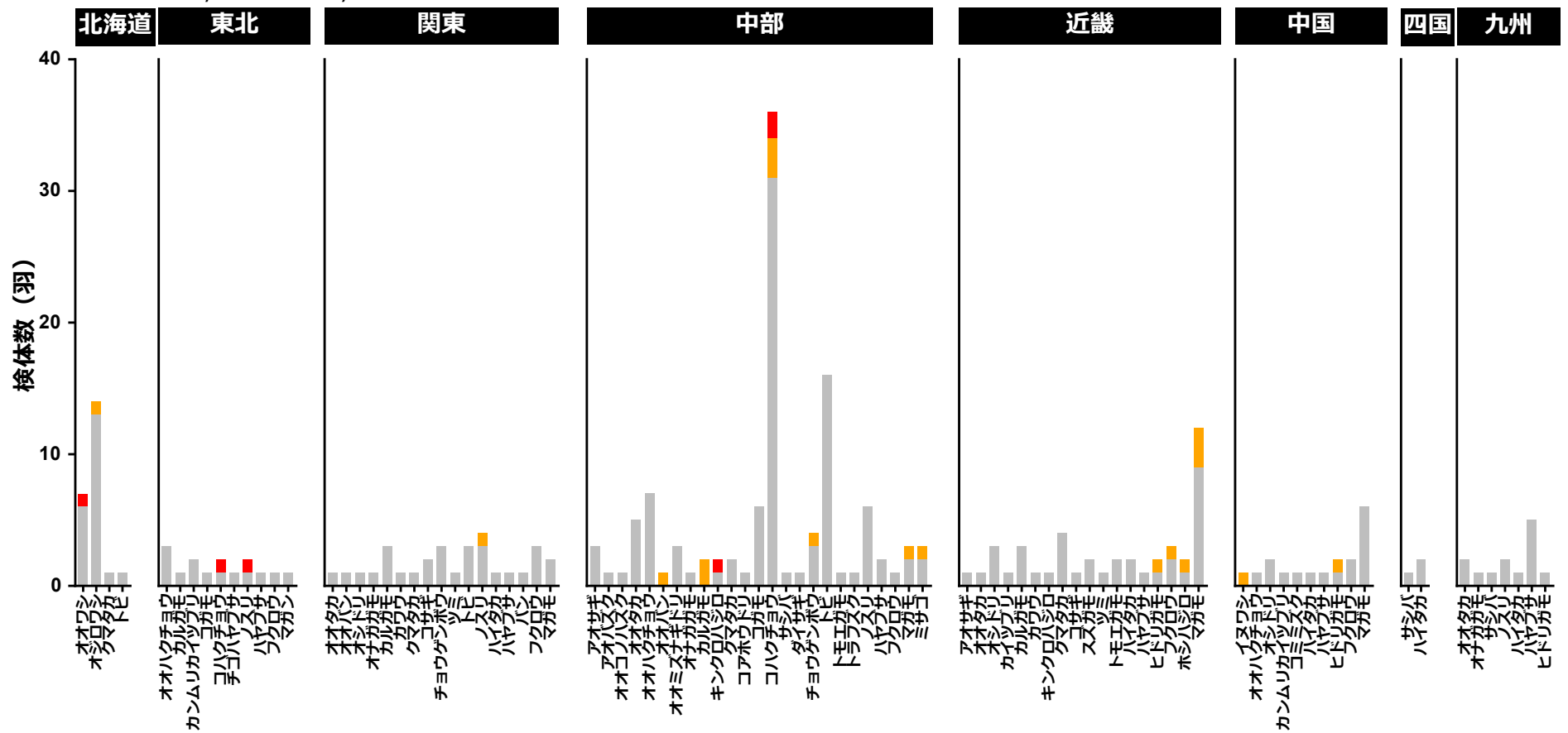
全国モニタリング 都道府県の収集検体（傷病個体）

目的: 傷病鳥は何らかの原因により収容されており、鉛汚染により衰弱した個体が一定数いると考え、鉛汚染による影響を調査

R3～R7年度集計結果(地域ごと鳥種ごと)

正常 230, 鉛中毒 6, 鉛曝露 19 鉛汚染割合9.8%

■ 正常 ■ 鉛曝露 ■ 鉛中毒



※本事業は本州以南の汚染状況調査を主目的としており、北海道は令和5年度のみ収集。

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

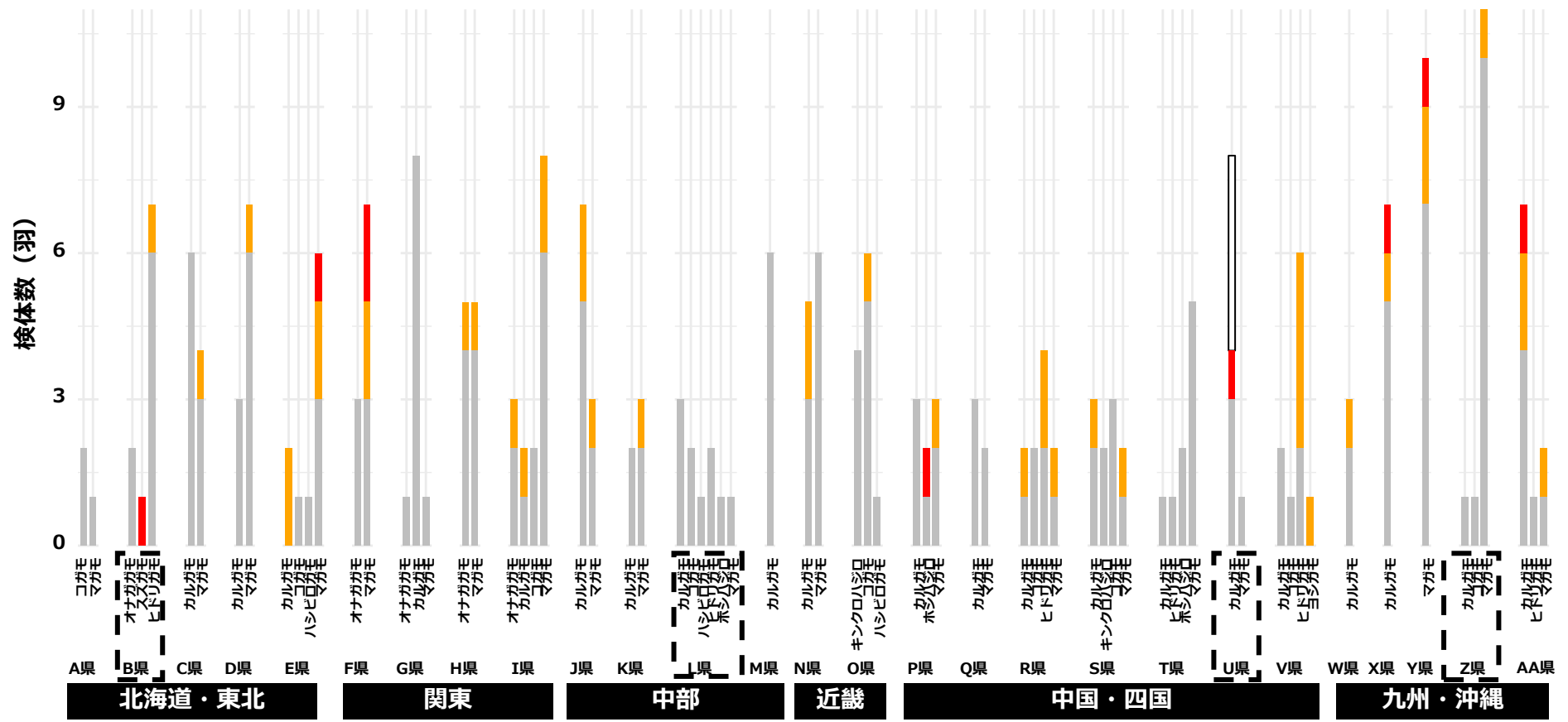
全国モニタリング 猟友会の収集検体（狩猟カモ類）

目的：狩猟により捕獲されたカモ類は、見た目上健康な個体であり、潜在的な鉛汚染状況調査のため実施

R4～R7年度集計結果（地域ごと鳥種ごと）

正常 190、鉛中毒 9、鉛曝露 42、未分析 4
鉛汚染割合21.2%

■ 正常 ■ 鉛曝露 ■ 鉛中毒 □ 未分析

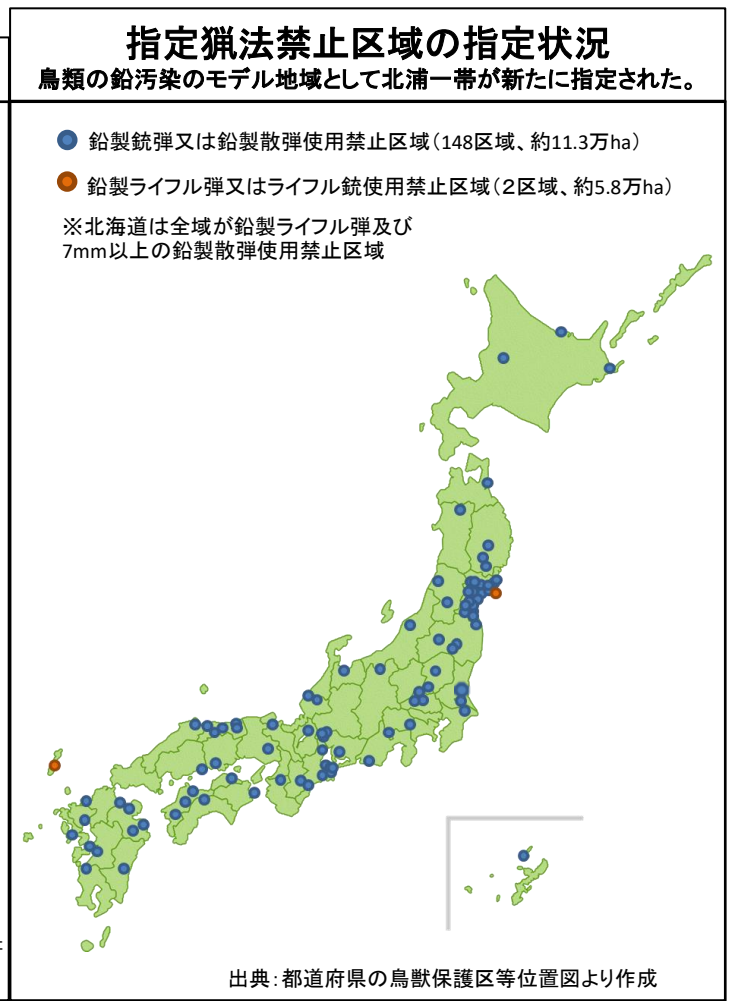
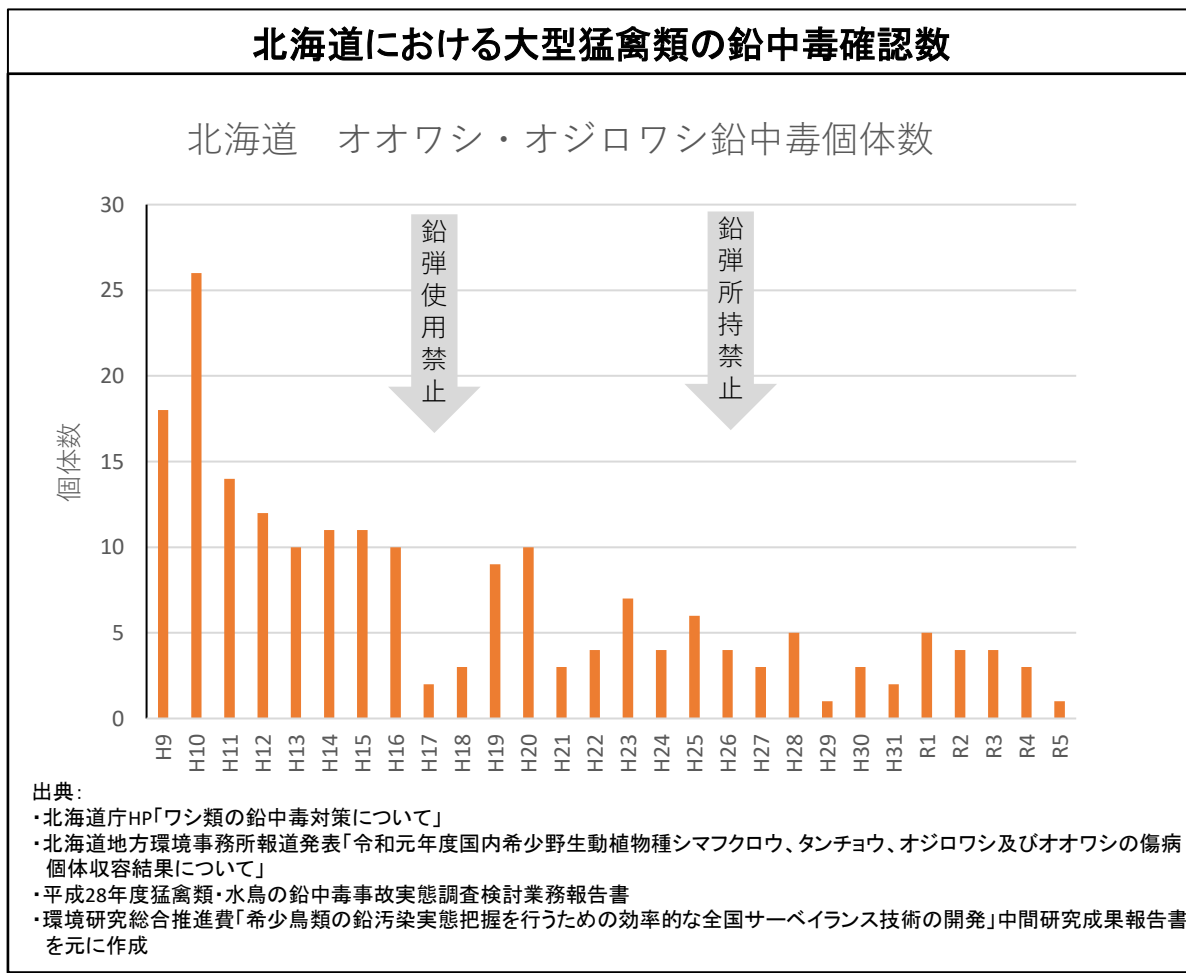


R7年度収集

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

北海道における大型猛禽類の鉛中毒確認数と指定猟法禁止区域の指定状況

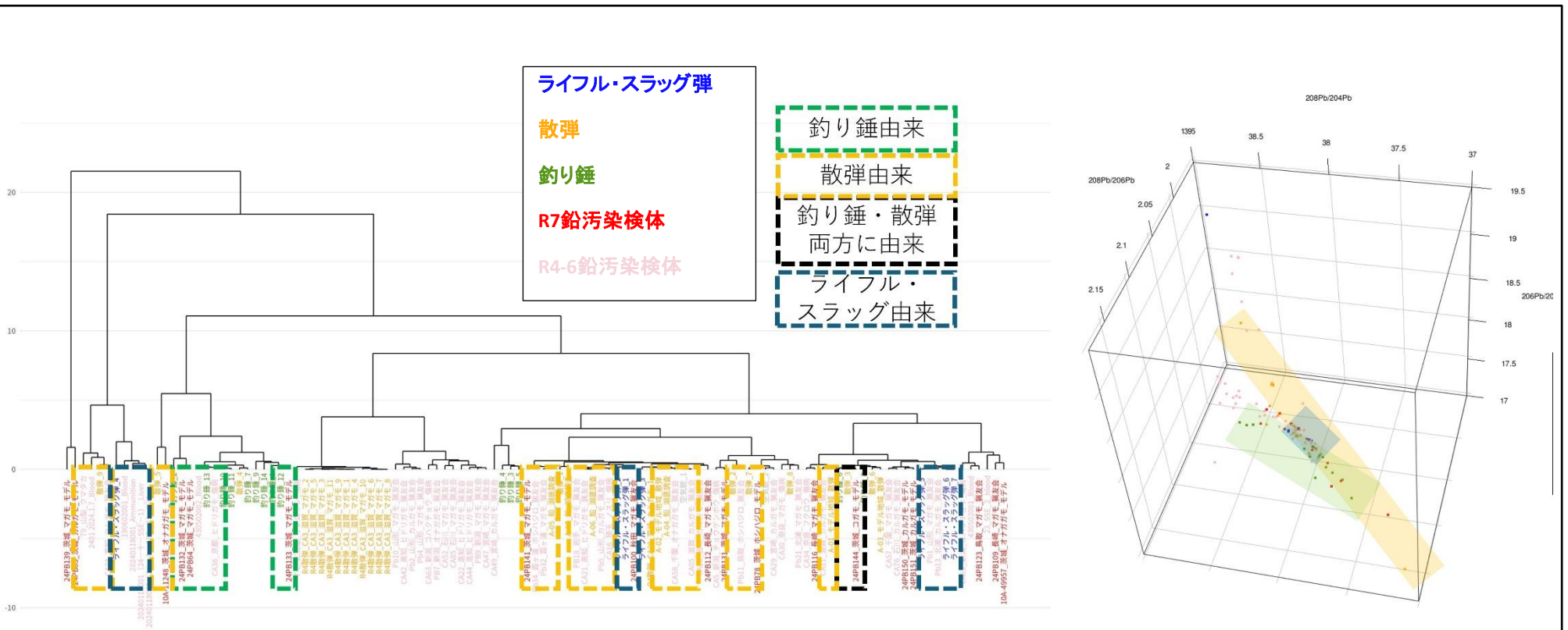
- 北海道では、平成17(2005)年から鉛製ライフル弾の使用が禁止され、平成27(2015)年には所持も禁止。これにより北海道の大型猛禽類の鉛中毒は減少しているものの、継続的に確認されてる。
- 全国での指定猟法禁止区域の数は令和2年(2021年)とほぼ同数であるが、鳥類への鉛汚染の影響評価も含めた段階的規制の一旦として茨城県の北浦一帯が令和7年(2025年)に新たに追加された。



2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

安定同位体分析による鉛汚染由来の推定

- 鉛汚染個体と鉛製品（釣り錘、散弾、ライフル弾）の鉛同位体比を分析し、汚染源の推定を実施中。
- 安定同位体比の3Dマッピングやクラスター解析により現在のところ、散弾に起因、釣り錘に起因、両方に起因すると考えられる事例が確認されている。
- その割合としては散弾由来となる汚染事例が多い傾向にある（下記図の黄色枠組み数が緑枠や黒枠より多い）。



鉛弾由来、釣り錘由来、ライフル・スラグ由来、複数由来などがあるが、散弾由来の汚染と推定される検体の割合がおおかった。

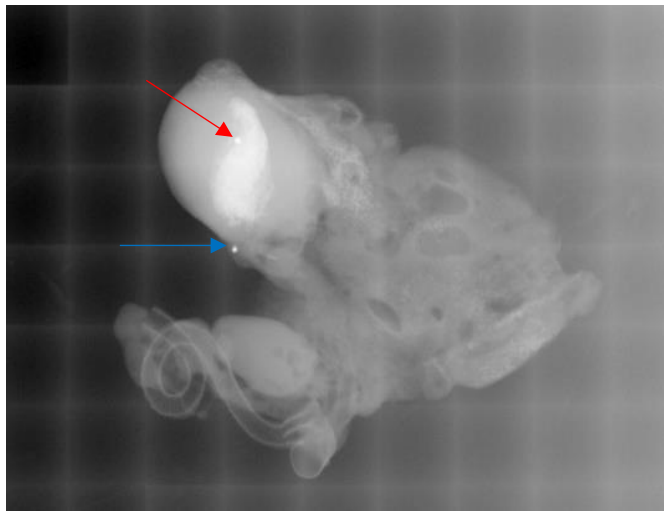
安定同位体を3Dマッピングして重なりを確認

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

消化管内の金属片の検出

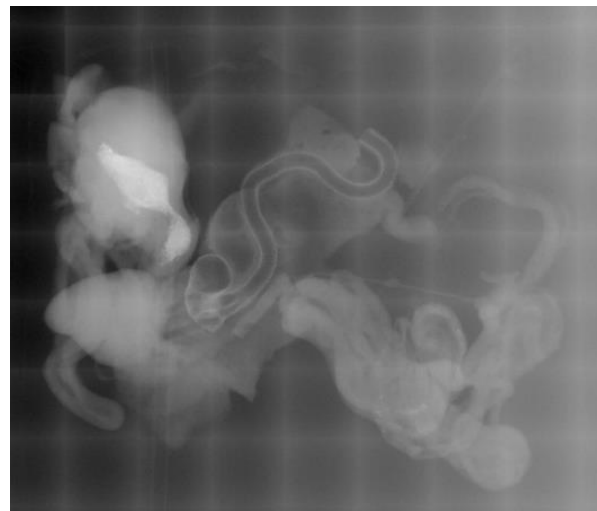
- 鉛汚染の汚染元汚染源調査のため消化管の金属片の保有状況などを調査。
- 消化管内の金属片を取り出し、多元素解析を実施することで鉛弾取り込みの割合、状況を把握。
- 形状（切れ込みの有無、凹みの有無）、大きさなどを測定。反磁性の確認。

レントゲンによる散弾取り込み状況調査



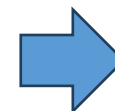
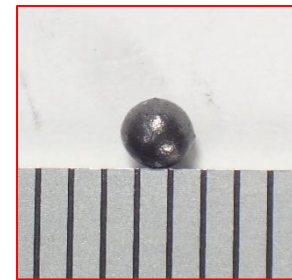
散弾の取り込み例

- 胃内の弾
- 捕獲に使用された弾



散弾などを摂取していない場合
金属片などのX線不透過物質は
見当たらない

消化管から検出された鉛散弾の例

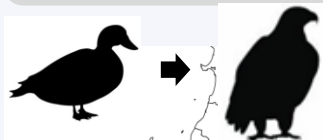


形状、多元素解析の結果、
鉛散弾であることが判明

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

モデル地域での鉛弾規制の段階的導入・効果測定

鉛暴露経路1 水鳥→猛禽類



規制の段階的導入として茨城県霞ヶ浦で開始

- (1) 規制前データの収集（令和6年度）
- (2) **規制開始**（指定猟法禁止区域の指定）、規制後のデータ収集（**令和7**～令和9年度）

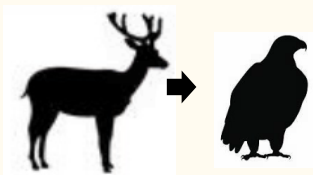
* 霞ヶ浦の選定理由

鉛汚染が高リスク、水鳥の飛来状況、サンプリングの容易さ等を総合的に判断し選定

* スモールスケールでの実施

小規模で条件を変えて効果を分析するBACIデザイン手法の導入により、本格実施の根拠を明確化（EBPM）する（検討会での有識者からの指摘）

鉛暴露経路2 シカ残渣→猛禽類



- (1) モデル地域候補を検討（令和6年度）

血中鉛濃度測定結果、鉛汚染リスク（銃猟等の状況）、個体群情報の有無、

サンプル収集（捕獲成否等）の期待値を総合的に判断して選定

- (2) モデル地域調整と規制前データの収集（令和7年度）
- (3) **規制開始**、規制後のデータ収集（**令和8**～令和10年度）



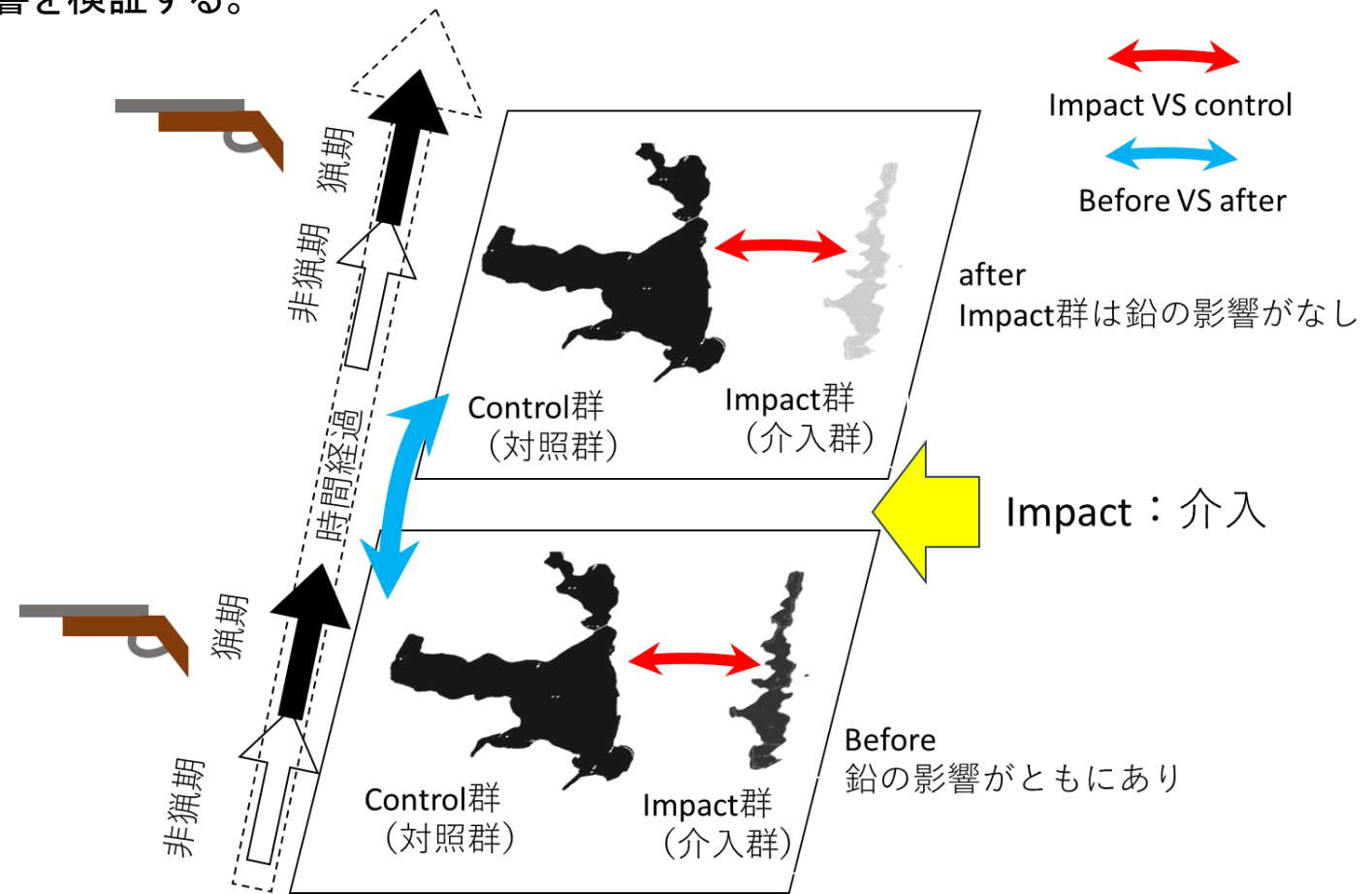
モデル地域での評価を踏まえて全国展開

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

モデル地域での評価方法：BACI（Before-After-Control-Impact）のイメージ

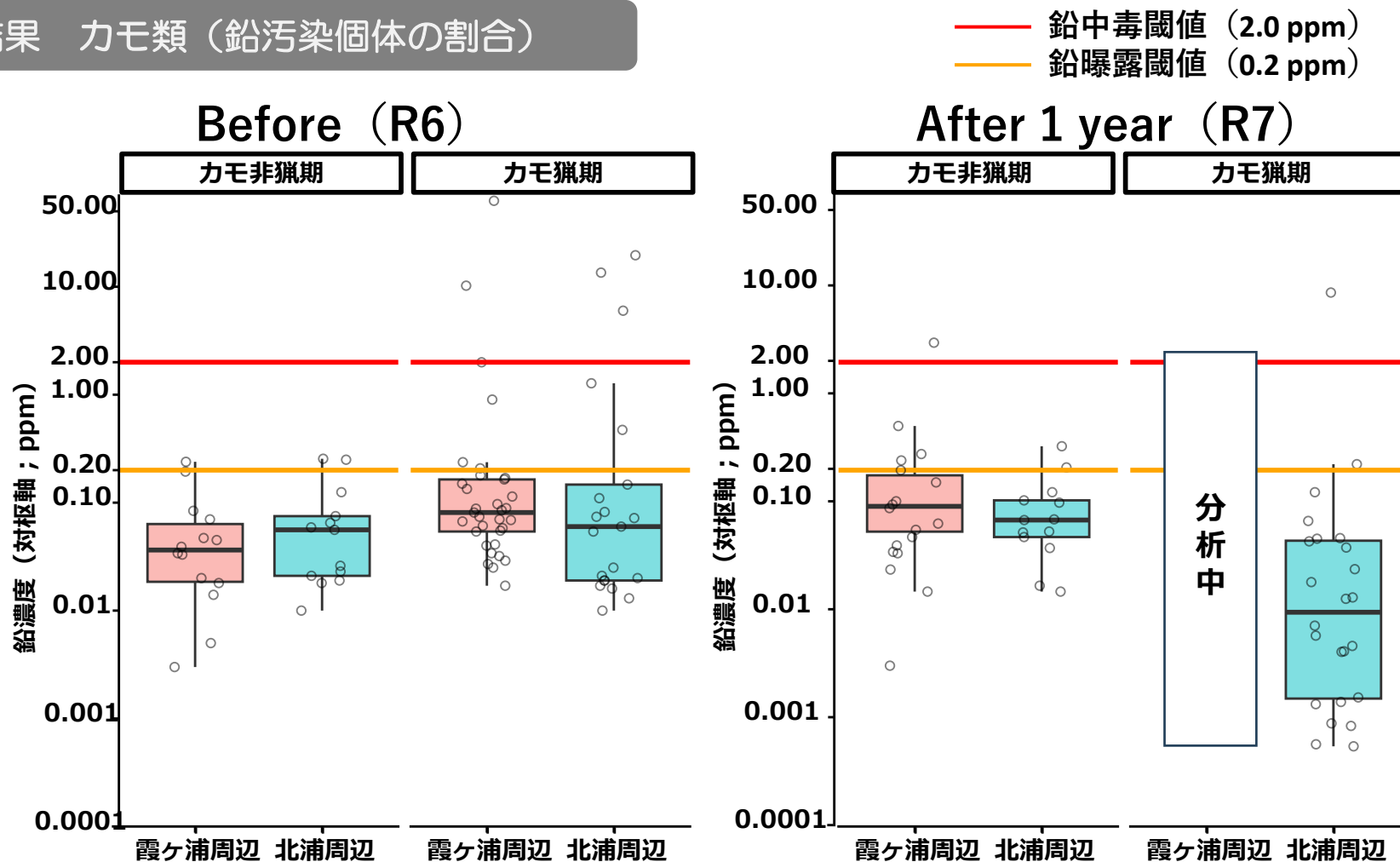
BACIデザインとは：同条件（今回は鉛汚染度）の2群について、一方は介入（鉛製銃弾規制）を行い、規制の前後（時間的比較）と規制の有無（空間的比較）を行い、介入の影響を検証する。

本調査では、BACIデザインに基づき調査を実施した。調査規制前後ともに非猟期、猟期に分けてサンプリングをすることにより、非猟期（環境中に蓄積しているもの）、猟期（新規に流入するもの）のそれぞれの鉛製銃弾の影響を検証する。



2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

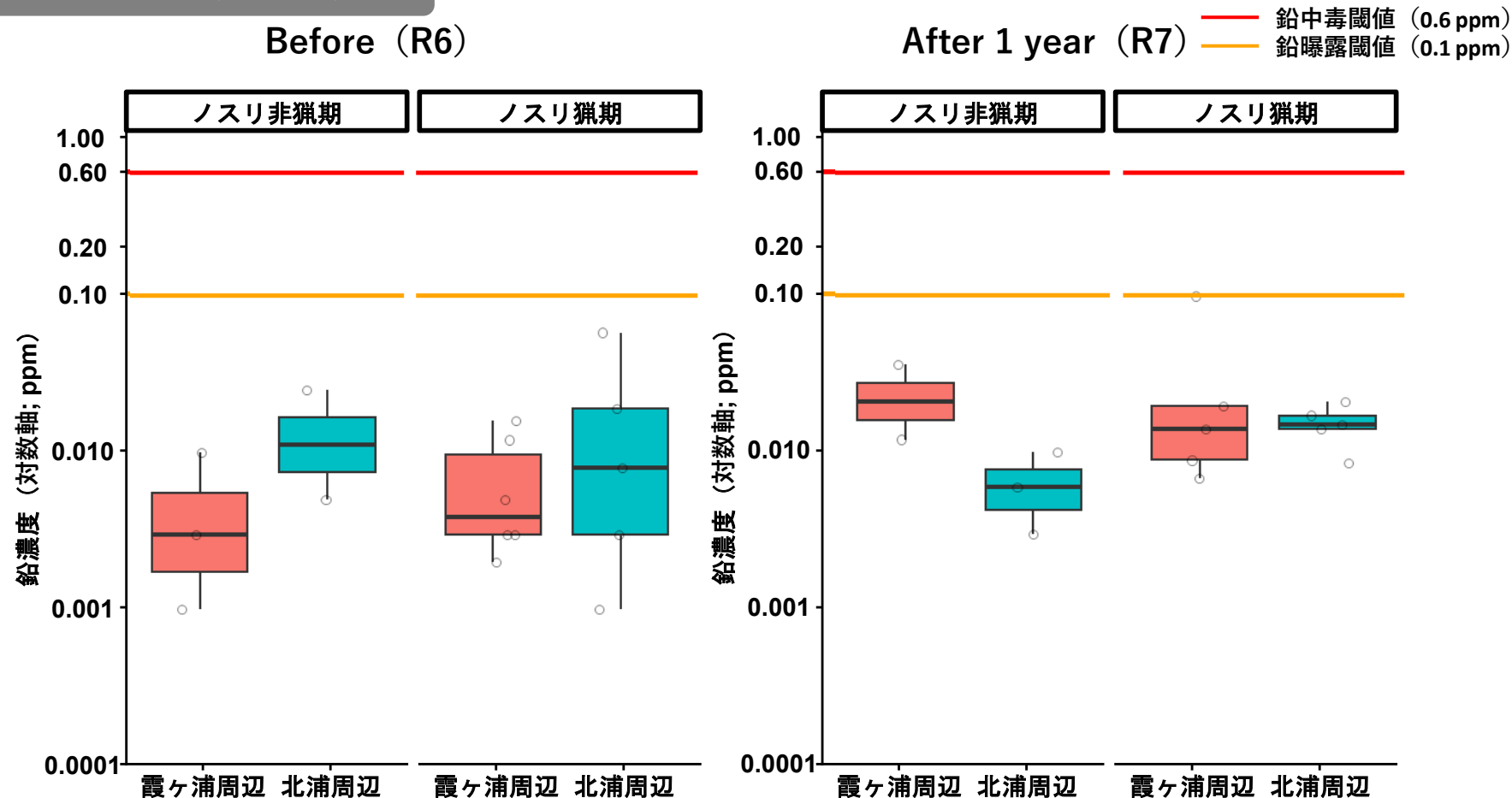
分析結果 カモ類（鉛汚染個体の割合）



- 規制前Before (R6)では、霞ヶ浦、北浦ともに猟期の方が鉛濃度が高い傾向にあった。
- After 1 year (R7) 非猟期においては北浦の個体の方が鉛濃度が低い傾向にあった。
- 猟期ではR6と比べてR7は北浦個体の鉛濃度は減少傾向が見られた（北浦における指定猟法禁止区域はR7年11月指定）。汚染の割合の減少とともに、全体として濃度の下限値が減少した。今後、霞ヶ浦個体群の結果と合わせて最終的な個体の結果について評価を実施する。

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

分析結果 ノスリ（鉛濃度）



- ノスリでは鉛汚染は確認されなかったが、鉛濃度に関しては、規制前Before (R6)は、非猟期・猟期ともに北浦の個体の方が鉛濃度が高い傾向にあった。
- 規制後After 1year (R7)の猟期において、霞ヶ浦ではほぼ鉛曝露の濃度(0.098ppm)となる個体が検出された(北浦における指定猟法禁止区域はR7年11月指定)。
- サンプル数が少ないため、情報の蓄積に努めたい。

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

モデル地域での規制に伴う対応

- 北浦地域における指定猟法禁止区域の指定に伴い、有害駆除捕獲への影響緩和のため下記を実施。

①非鉛弾の試射会

規制区域に該当するカラス、カモ等の有害捕獲に従事する猟友会会員を対象に、非鉛弾に対する誤解の解消、性質を理解してもらうことを目的に試射会を実施。

②非鉛弾の配布

有害駆除捕獲実施者を対象として現場での試射を目的に非鉛弾を配布。

③規制区域における巡視

週2回程度（平日、土日各1回）。

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

種の存続への影響評価（個体群動態モデル）

個体群動態モデルを用いてモデル地域、全国のサンプルの結果から、個体群への影響評価のツールとして個体群動態モデルを構築。1個体への影響ではなく、個体群への影響評価に用いる想定。鉛汚染個体の割合、鉛濃度の増減のみでは個体群への影響を図ることが難しいため試行している。

鉛汚染による影響評価について

個体への影響も重要であるが、個体群への影響評価を実施するため個体群動態モデルを用いて評価を試みる。特にクマタカなど希少猛禽類ではサンプル確保の観点から鉛汚染個体の割合、鉛濃度の増減のみでは個体群への影響を図ることが難しい

・ 文献情報などを用いてカモ、猛禽類（ノスリ、クマタカ）の生態パラメーター（繁殖率や生存率など）を収集し、個体群動態モデルの構築

・ **モデル地域、全国モニタリングの結果を挿入**

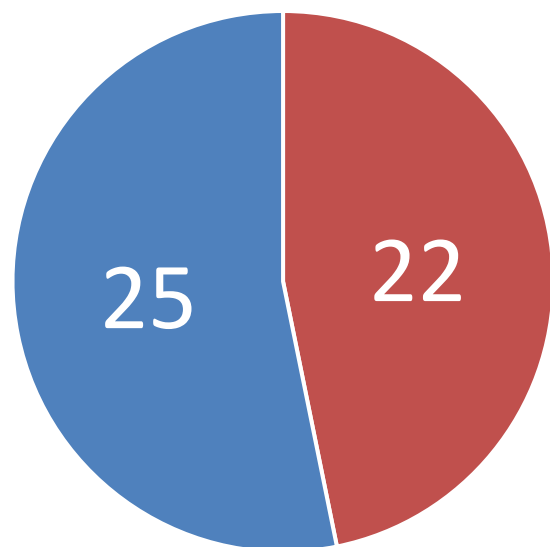
・ 個体群の自然増加率に与える影響を他影響（他毒物、環境開発）などと比較しつつ評価する。

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

指定管理鳥獣捕獲での鉛弾の使用状況

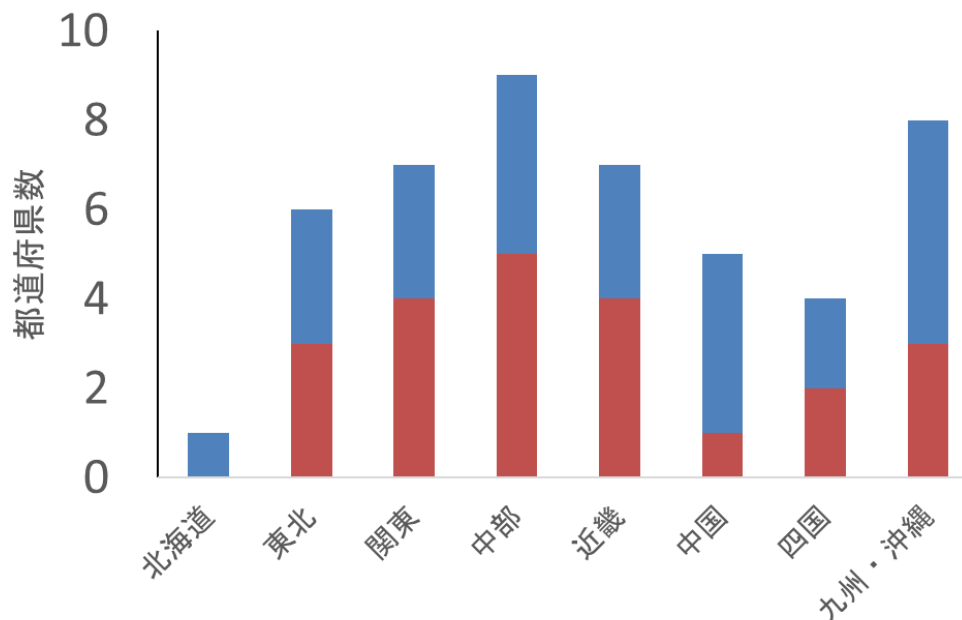
- 指定管理鳥獣捕獲では非鉛弾の使用を原則としており、やむを得ない場合などでは鉛弾の使用を認めている。47都道府県アンケートから鉛弾の使用事例があるのは22県と約半数であった。
- 地域ブロックの傾向として中国地方は使用事例が少ないがその他の地域では同程度であり、地域間の偏りなどはあまりみられなかった。
- 鉛弾を使用する状況としては「死体に残されている鉛製銃弾を猛禽類等が摂取するおそれがない場合」、「止め刺し用であり、確実に回収できることから、環境への影響がないと判断している。」といった意見があげられた。

指定管理鳥獣の捕獲で鉛弾の使用事例(都道府県)



■ 鉛弾の使用事例なし
■ 鉛弾の使用事例あり

自治体ごとの指定管理捕獲での鉛弾使用状況
(地位区分の傾向)



出典: 令和7年度鳥獣の保護管理のあり方検討業務報告書 を元に作成

全国的な規制に向けて必要となる検討内容

（1）全国的な規制による効果の測定方法の検討

- ・全国モニタリング、モデル地域での段階的規制導入から得られた情報を整理し、鉛汚染と個体群への影響を全国的に評価する手法を確定する
- ・地域での評価方法を全国展開するための調整
- ・（2）に伴う評価方法の検討

（2）規制（地域→全国）方法と社会的影響等の検討

鉛弾等規制方法による影響（効果と負の影響）を調査・整理し、具体の規制方法を検討する

- > 北海道や諸外国の先行事例における情報収集（すでに規制しているところでの影響確認）
- > 非鉛弾等の流通、使用状況（銃身交換の必要性の確認含む）等の調査
- > （狩猟での規制）指定猟法禁止区域（法第15条）の全国展開の検討
- > （許可捕獲での規制）全国的な個体数調整・有害捕獲（法第9条等）等への影響

（3）非鉛弾等への切替え方法の検討

- ・非鉛弾等の必要量の確保に向けた検討
- ・切替え対応手法の検討（試射会の実施等）



令和12（2030）年全国で鉛製銃弾に起因する鉛中毒ゼロの実現

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

全国的な規制を行う際の対応策（案）

1 現行法の枠組みでの対応の検討

- 狩猟における規制→指定猟法禁止区域（法第15条）の全国での指定
- 許可捕獲における規制→法第15条第5項（鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがある場合に該当）を適用、許可基準については基本指針で規定

2 規制の方法の検討

- 弾の種類（散弾、ライフル弾、大きさ、構造等）、区域、段階の設定の検討

3 支援の方法の検討

（1）経済的支援

- 試射、試射会での弾代の支援
- 個体数調整・有害捕獲等に対しては、指定管理鳥獣であれば環境省交付金等により弾代の支援（*趣味の狩猟についての支援は行わない）

（2）技術的支援

- 試射会での技術的支援

（3）その他

- 捕獲した鳥獣の放置の禁止の検討
- 射撃場での非鉛弾の使用可否の確認
- 特殊な口径の銃の使用状況を把握

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

全国的な規制を行う際の対応策（案）

4 普及啓発・説明方法

（1）科学的根拠の収集、提示

- 汚染源の解析（例：直接証拠（胃内容物から抽出など）、同位体分析結果）
- 動物、人への影響
- その他、必要な情報は何か

（2）様々なルートでの情報提供

- 試射会の実施
- わかりやすい普及啓発資料の作成

5 取り締まり方法

- 現場で鉛弾を検出する方法はあるか→米国ではフィールド試験装置提示
- 必要に応じ、段階的に所持の規制も検討

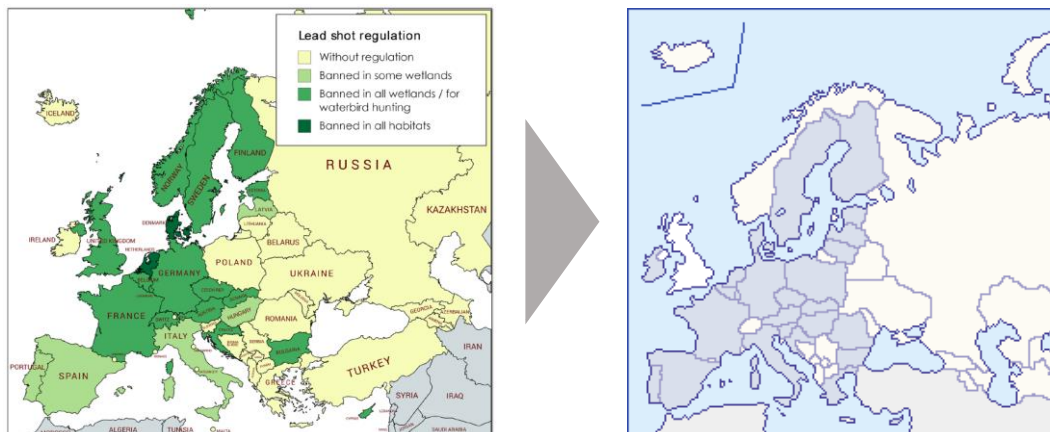
6 その他

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

諸外国・国際的な取り組み

諸外国・国際的な取り組み

- これまで規制などがなかった国も含めてEUでは水域から100mでの鉛製弾の規制が開始(令和5(2023)年より)



左: 2019年時点で何らかの規制があった国々。
右: 水域での規制が開始された国々(地図は外務省HPEU加盟国として引用)

鉛製品の規制を実施している国数

地域(国数)	鉛規制あり	規制なし	規制対象		
			散弾銃	ライフル	釣具
アフリカ(56)	9	1	9	1	0
アジア(49)	5	10	4	1	1
カリブ海(16)	0	0	0	0	0
ヨーロッパ(45)	22	22	22	3	1
中南米(21)	6	8	6	5	1
北米(2)	2	0	2	1	2
オセアニア(10)	0	0	0	0	0
南太平洋(2)	2	0	2	0	1
計(201)	46	41	45	11	6

(出典: Katzner T E et al. 2024 Table 1を一部改変)

国内の状況(北海道、宮城県は全域もしくは複数個所で使用規制)

規制状況

- 北海道: 全域が指定猟法禁止区域に指定されており、鉛製ライフル弾及び7mm以上の鉛製散弾(特定鉛弾)の使用が禁止。平成26(2014)年10月に北海道エゾシカ対策推進条例において、エゾシカの捕獲を目的とした特定鉛弾の所持を禁止
- 宮城県: 指定猟法禁止区域(鉛散弾)は平成12、13年と数か所設定した後、平成16年に現在の設定区域を指定(75か所、約2万7千ha)

捕獲数、ハンター数への影響

- 北海道: 規制後に減少したとの情報はない
- 宮城県: 捕獲数については水辺を一斉に設定したH16の前後の年度を含め鳥獣関係統計で確認したが、大きな変動はない。

国際的には何らかの鉛製品の規制を実施している国は46か国であり、散弾、ライフル、釣り具の順に規制を実施している国数が多かった。地域としてはヨーロッパや北米の規制が多い傾向であった。

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

（参考）国内における鉛中毒防止のための法規制

指定猟法禁止区域

- 鳥獣保護管理法（第15条）に基づく「指定猟法禁止区域」の指定により、主要な水鳥の生息地での鉛弾の使用を規制（北海道では全域を指定）。
- 北海道は、全域が指定猟法禁止区域に指定されており、鉛製ライフル弾及び7mm以上の鉛製散弾の使用が禁止されている。
- 北海道以外の地域は計143か所、約10万3千ha（主に鉛製散弾の規制）が指定されている。

指定猟法の種類：鉛製散弾、鉛散弾、鉛製ライフル弾、鉛弾

（指定猟法禁止区域）

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等することを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。

一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため必要な区域

二 都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため必要な区域であって、前号に掲げる区域以外の区域
2, 3（略）

4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。

5 環境大臣又は都道府県知事は、第十一項において準用する第九条第二項の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等が指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、前項ただし書の許可をしなければならない。

6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項ただし書の許可をする場合において、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

7～14（略）

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

（参考）国内における鉛中毒防止のための法規制

捕獲した鳥獣の放置の禁止

- 鳥獣保護管理法（第18条）に基づき、捕獲した鳥獣の放置を禁止。

規定の趣旨

近年、捕獲した個体が山野に放置されることにより、猛きん類が、放置された鳥獣を摂食する際に鳥獣の体内に残存した鉛製銃弾の破片も一緒に摂食してしまい鉛中毒が発生したり、鳥獣のへい死体を捕食する動物が増加することにより生態系の攪乱が生じるおそれが生じている。

このため、捕獲等した鳥獣又は採取等した鳥類の卵については、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微であるとして環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に放置することを禁止している。

（鳥獣の放置等の禁止）

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

2-1. 鳥獣の保護の推進（鳥類の鉛汚染の防止）

（参考）国内における鉛中毒防止のための法規制

指定管理鳥獣対策事業交付金事業

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ）の捕獲や被害対策等に対し、必要な経費を国が支援

実施要領（関連部分抜粋）

- 捕獲等の方法は、銃猟にあつては必ず非鉛弾を使用する旨を記載すること。
- 銃猟にあつては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。

（指定管理鳥獣捕獲等事業）

第十四条の二 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を定めるものとする。

2～7（略）

8 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、第五項の確認を受けた国の機関又は前項の規定による委託を受けた者（次項において「都道府県等」という。）が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第八条、第十八条及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める場合に限る。

一 第十八条 捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するとき。

二（略）

9（略）

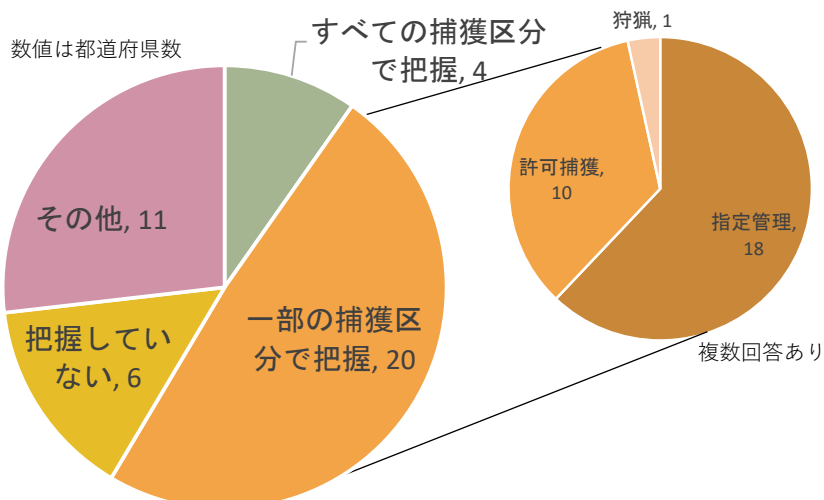
錯誤捕獲の発生状況の情報収集状況

令和8年2月24日現在

捕獲区分別の把握状況

ここでの捕獲区分は、狩猟、許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業を指す。

- すべての捕獲区分で情報収集されているのは1割程度。一部の捕獲区分でのみ情報収集されている場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業、許可捕獲、狩猟の順で、錯誤捕獲の情報収集が行われている場合が多かった。

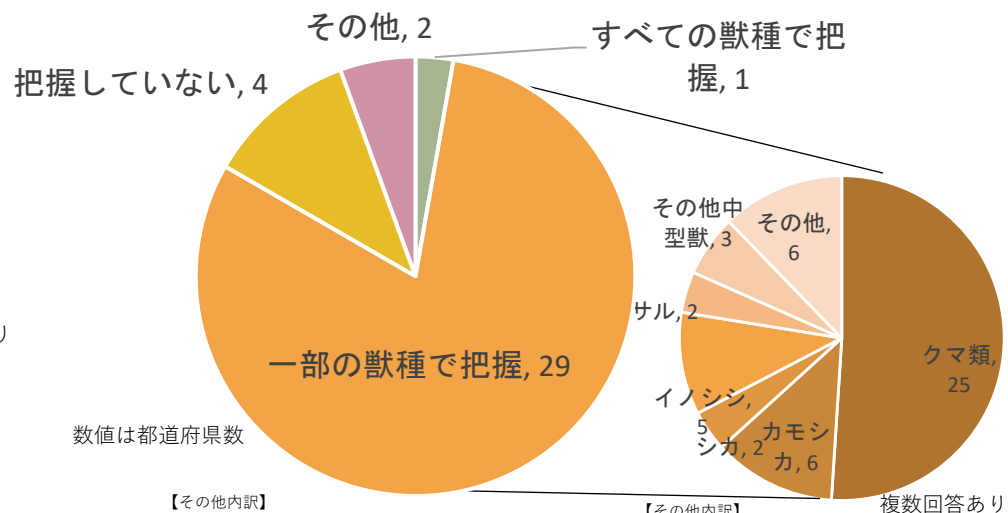


- 【その他内訳】
- 許可捕獲におけるクマの錯誤捕獲のみ把握。
 - 市町村から報告や相談があった事例のみ把握。
 - 登録狩猟について、クマのみ把握
 - イノシシ・ニホンジカの捕獲を目的として設置されたわなの場合のみ把握。
 - ニホンカモシカについては市町村文化財担当を経由して報告。

注）環境省が令和7年度に実施した都道府県アンケート調査による結果より集計

獣種別の把握状況

- すべての獣種で情報収集されているのは1件のみ。
- クマ類のみ情報収集している場合が多かった。



- 【その他内訳】
- 許可捕獲においてはすべて把握。
 - ニホンカモシカについては市町村文化財担当を経由して報告。

- 【その他内訳】
- 報告のあった獣種は把握。
 - 市町村から報告や相談があった事例のみ把握。
 - 指定管理鳥獣捕獲等事業で錯誤捕獲が発生した場合、獣種に限らず報告。
 - クリハリリスを対象としたはこわなで錯誤捕獲される獣類。
 - アライグマ、アナグマ。
 - ケラマジカ。

指定管理鳥獣対策等事業において実施している錯誤捕獲防止の取組例

令和4～6年度に実施された指定管理鳥獣対策事業における錯誤捕獲防止等の取組み

- カメラや見回りで事前に状況把握を行い、わなの設置場所や時期を慎重に選定していた。
- くくりわなは径の規制等の徹底を行っていた。はこわなには脱出口の設置や、誘引餌の工夫を行っていたほか、ICT機器やライブカメラで遠隔監視を行い、錯誤捕獲が発生した場合は速やかに対応することとしていた。

わなの運用による取組み

- 毎日、またはこまめなわなの見回りを行う。
- わなの設置場所の選定を適切に行う。
- わなの使用時期を限定する。
- 痕跡や目撃情報を収集する。
- 痕跡等が確認された場合は、設置場所の変更等を行う。
- 輪番制の捕獲を行う。

誘引餌の使用による取組み

- 誘引餌を乾燥固形牧草等とすることで、大型草食獣のみを誘引する。
- ツキノワグマを誘引しにくい誘引餌を用いる。

ICT・カメラによる取組み

- IoT カメラによるリアルタイムでの監視
- ライブカメラ映像を見ながらゲート操作する。
- 事前のカメラ撮影により錯誤捕獲の可能性があれば場所を変更する。
- はこわなに電子センサーを装備しエゾシカに合わせた体高を設定し自動でゲートを閉鎖する。

わなの改良による取組み

- ツキノワグマ錯誤捕獲対策として一部で踏板の短径10cmを使用。
- 脱出口つきの箱わなを用いる。
- 径・より戻し・ワイヤー径・締め付け防止金具等の規制の徹底。
- わな稼働後の締め付け部位のワイヤー直径が3cm程度となるよう締め付け防止金具を措置。

体制整備による取組み

- 受託者による麻酔銃等を使用した放獣体制の整備。
- ツキノワグマ錯誤捕獲発生時の放獣体制を整備済。
- カモシカ等の捕獲時に速やかに放獣できるよう体制を整備。

事前の捕獲許可

- イノシシの有害捕獲許可を事前取得する。（ただし、捕獲報償金の対象から外す）
- ニホンジカの捕獲許可を発行する。
- アライグマの捕獲許可を発行する。

その他

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作業手順において、錯誤捕獲予防措置について記載。
- ツキノワグマ錯誤捕獲発生時の対応マニュアルを作成。

注）都道府県から環境省に提出された令和4～6年度の指定管理鳥獣対策事業の評価シートより情報を抽出

2-2. 鳥獣の保護の推進（錯誤捕獲、猟法に関する事項）

くくりわなの種類と構造

- くくりわなとは、けもの道などに設置しておいた針金やワイヤーロープなどで作った輪によって、獣の首、足又は体等をくくり捕らえるわなのこと。
- くくりわなの形などの違いにより、ひきずり型、はねあげ型、鳥居型、ピラミッド型、筒式イタチ捕獲器、バネ式くくりわなに分類されている。
(分類は狩猟読本による)

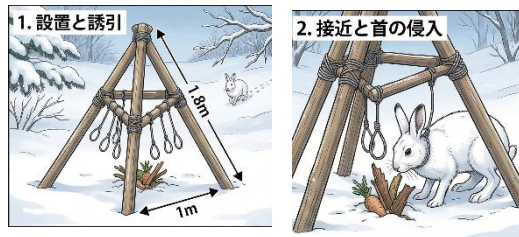
ひきずり型



鳥居型



ピラミッド型

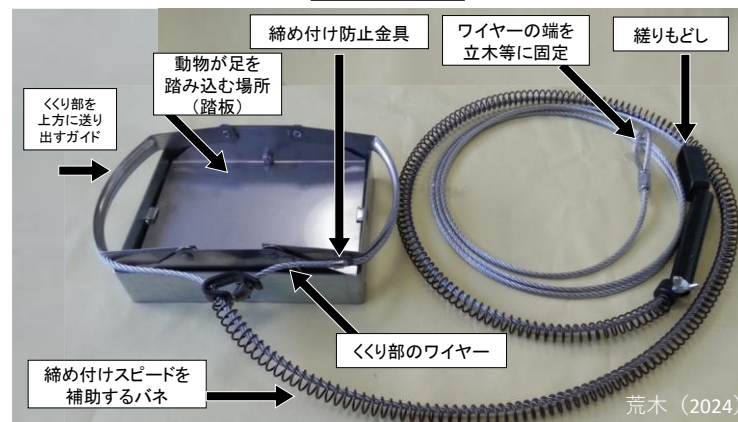


はねあげ型

筒式（イタチ捕獲器）



バネ式



※くくりわなには様々なタイプ、呼称があり、掲載しているのは代表的なものの一部です。

2-2. 鳥獣の保護の推進（錯誤捕獲、猟法に関する事項）

くくりわなの使用に関する時代変遷

法規制

2003年～

- ・1人・1日あたり
最大30基

2007年～

- ・締め付け防止金具
- ・より戻し（イノシシ・ニホンジカを対象とする場合）
- ・輪の直径12cmを超えない

～1990

～2010

～2020

2020～

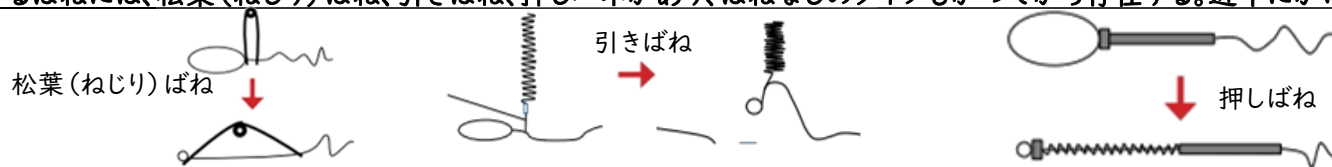
主なくくりわなのタイプ

事業としての捕獲の増加とともに、市販わなの販売数・種類が増加している。

※くくりわなには様々なタイプ、呼称があり、掲載しているのは代表的なものの一部です。

主なくくりわなのバネタイプ

くくり輪部を締める際に用いるばねには、松葉（ねじり）ばね、引きばね、押しばねがあり、ばねなしのタイプもかつてから存在する。近年にかけては押しばねタイプが多い。

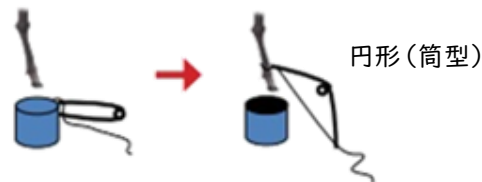


主なくくりわなの踏み込み板の形状や作動方式

踏板や蹴り系、ばねの種類等の組み合わせで様々であるが、近年の市販品では踏み込み型が主流となっている。ニホンジカ、イノシシの副蹄などの関節よりも上部でくぐることの追求と、2007年以降の径の規制（内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測）への対応として、ワイヤーガイド付きの楕円形（弁当箱型）踏板のくくりわなが増加。

いずれも踏み込み型

踏み込んだ際に内筒の外縁にかけたワイヤーがはずれて作動。



踏み込んだ際にパイプのトリガーがはずれ、押しばねが垂直に伸びる。



踏み込んだ際に踏み板の外枠が上に稼動し、ワイヤーを跳ね上げる。



くくりわなの構造に関する規制内容

令和8年2月24日現在

構造に関する現行の規制

- くくりわな、とらばさみの使用に当たっての構造に関する許可基準として、下記が通知に記載されている。
- ① くくりわなを使用した方法の許可申請の場合
 - a. イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
 - b. イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。
- ② とらばさみを使用した方法の許可申請の場合
鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

注) 令和7年2月28日付け環自野発第2502282号自然環境局野生生物課長通知

都道府県からの構造に関する規制の要望

- くくりわなの使用に当たっての構造に関する追加すべき規制として、都道府県から下記の要望があった。
- 締め付け防止金具**
 - ツキノワグマやニホンカモシカが自力で脱出でき、かつニホンジカやイノシシの捕獲機会を損失しにくいものを検証し、(適切でないわなの使用を)規制できるとよい。
 - 位置を指定してほしい。
 - 形状を規定してほしい。
- しぼり金具**
 - しぼり後の最低サイズを規定する必要がある。
- 設置時の内径**
 - 最大長を数値基準化する必要がある。
- その他**
 - バネを締めた際にワイヤーにとめる金具は1つだけでなく2つあった方が安全である。

注) 環境省が令和7年度に実施した都道府県アンケート調査による結果より抽出

くくりわなの運用に関する規制などの状況

令和8年2月24日現在

運用に関する現行の規制

○ わなの使用に当たっての運用に関する許可基準として、下記が基本指針に記載されている。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2 目的別の捕獲許可の基準

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

ア 許可対象者

④ 農林業者自らが行う捕獲に関する規制のあり方

小型のはこわな等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の鳥獣を捕獲する際、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する～（略）

都道府県からの運用に関する規制の要望

○ わなの使用に当たっての運用に関する追加すべき規制として、都道府県から下記の要望があった。

見回り頻度

- （一般的な許可捕獲や狩猟においても）1日に1回（以上）などの具体的な数値を示すべき。
- 「放置」を判断する根拠としての基準を明確にすべき。
- ICT機器を活用した際の見回り頻度の軽減等の明文化。
- ICT等を活用した場合のわなの個数制限に関する考え方の明確化。

設置場所

- 急傾斜地に設置しないように（基準を設定）する。

その他

- 根付の強度について詳しく規定する。
- 狩猟期前の場所取りに関する規制。
- クマの錯誤捕獲防止のため、住宅近辺での使用できるわなに条件を課す。
- 危険動物の誘因（餌、捕獲残渣）に関する規制。

注）環境省が令和7年度に実施した都道府県アンケート調査による結果より集計

都道府県におけるとらばさみの許可状況

近年のとらばさみを用いた捕獲についての申請目的や許可状況等

令和8年2月24日現在

- ほとんどの都道府県でとらばさみによる捕獲のニーズはないか、使用を認めていない。
- 申請、許可件数は極めて少ない。多くの都道府県が今後もニーズが見込まれないと回答。
- 気軽に購入できること等により、とらばさみが違法使用されていることを問題視している。

近年の申請・許可件数の推移

	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
申請件数	2	2	2	2	2
許可件数	2	2	2	2	2

とらばさみに関する都道府県の認識

とらばさみを用いた捕獲の申請目的

- ・ 中型獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の捕獲。
- ・ 学術研究を目的とする中型獣の捕獲。

とらばさみを使用せざるを得ないやむを得ない事由

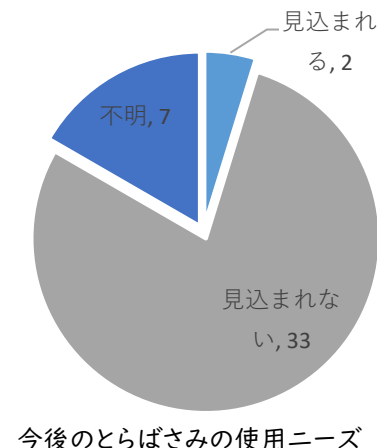
- ・ 他の方法を試したが捕獲できない。

とらばさみの使用についての今後のニーズ

- ・ 農家等が既に所持しているわなで農地（農作物）を守るために設置したい。

とらばさみが違法使用されてしまうことに関する課題等

- ・ ホームセンターやネット通販で気軽に購入できることが問題。
- ・ 過去に所持していた農業者が法を熟知しないまま使用する恐れ。
- ・ 自衛わなとして使用していた県民に撤去するよう指導した経緯がある。
- ・ 許可を得ずに設置する事例が後を絶たない。

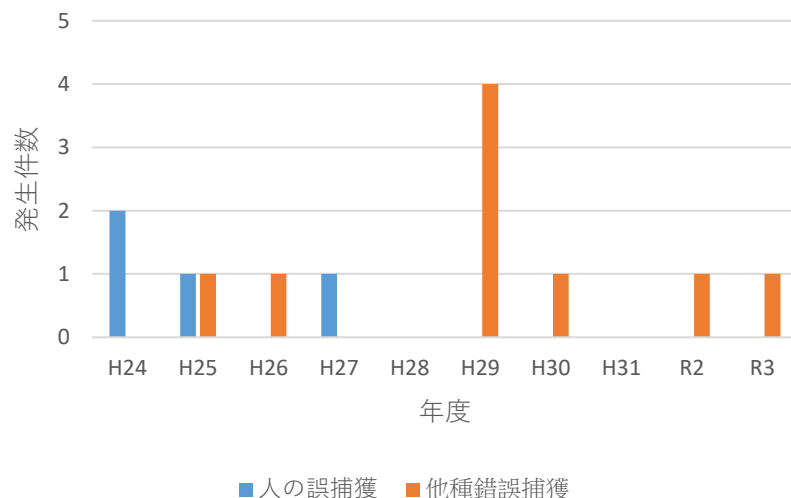


注) 環境省が令和7年度に実施した都道府県アンケート調査による結果より集計

錯誤捕獲された鳥獣の放獣時に生じた事故の事例

過去10年間の狩猟における錯誤捕獲に伴う事故件数の推移

- 毎年、0～4件の事故が狩猟において発生。
- 人が誤ってくくりわなに掛かってしまう事故のほか、鳥獣が錯誤捕獲されたことに関連した事故が発生していた。
- 令和2年度には死亡事故が発生。



平成24～令和3年度までの鳥獣関係統計より

平成24年度（2件）

- 被害者が銃猟をおこなうため、山道を歩いていたところ、加害者が設置したくくりわなに掛かり転倒した。
- くくりわなで一般人が負傷。

平成25年度（2件）

- 山林にて遊んでいた小学6年男子児童（12歳）が、何者かが仕掛けたイノシシ捕獲用くくりわなに左足首を挟まれ軽傷を負ったもの。
- 猟犬が猪ワナに掛かり外そうとしたところ手足を咬まれ負傷。

平成26年度（1件）

- 錯誤捕獲のアナグマを放獣中、手が滑り、左親指元を咬まれ手首裏を爪で引っ掻かれた。

平成27年度（1件）

- イノシシを捕獲するため山中にくくりわなを設置していたところ、畜産の業に供するための落葉を拾うため、山中を散策中の被害者がわなにかかり全治1週間の軽傷をおったもの。（なお、くくりわなの形状は合法的なものであり、事故直前まで標識が設置されていたことから鳥獣法の違法性は認められず、標識の設置義務を怠った可能性はないものと推察される。）

平成29年度（4件）

- 錯誤捕獲されたカモシカの放獣をしようとしたところ、襲撃され負傷（2件）
- 2名で共猟中、猟友の猟犬がくくりワナにかかってしまったため、外そうとしていた際に猟犬に噛まれ、負傷。
- 犬がイノシシを追いつけている途中でわなにかかり、助けようとして犬に手を噛みつかれた。

平成30年度（1件）

- 散歩中の犬がわなにかかり、飼い主があわてて外そうとしているうちに両手を咬まれた。その後、被害者より連絡を受け、現場に急行してワナを切り外し、被害者の手に数箇所傷があった為、病院で治療を受けた。

令和2年度（1件）

- 錯誤捕獲したカモシカの放獣の際、角で太ももを刺され、出血性ショックにより死亡した。

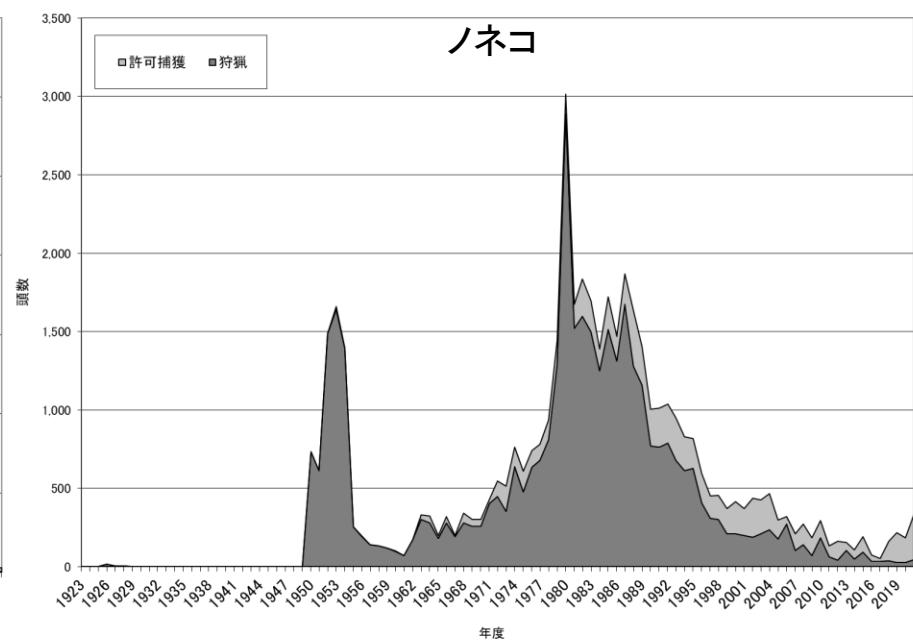
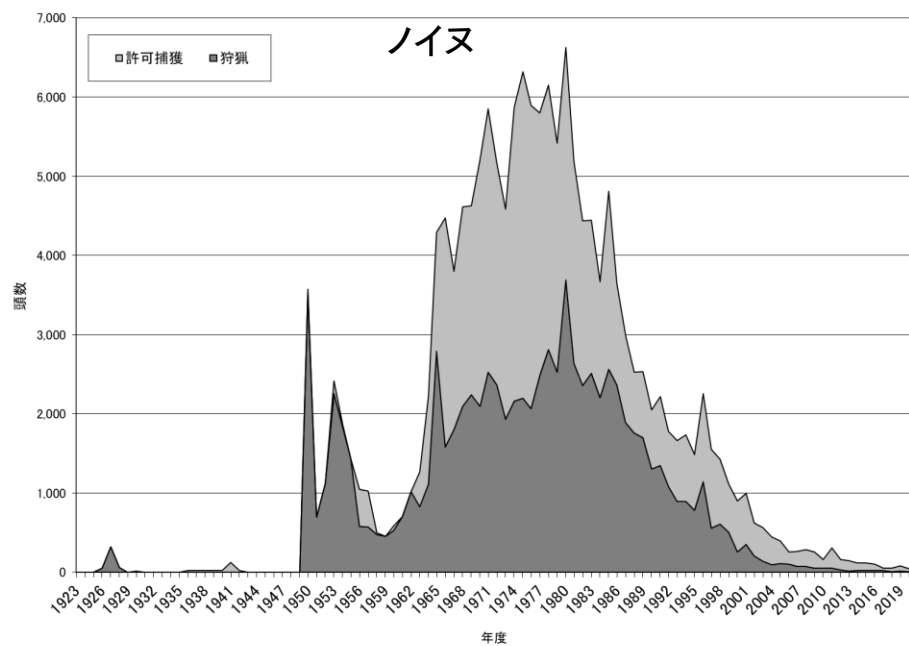
令和3年度（1件）

- 有害捕獲のために仕掛けたくくりわなに野犬がかかり、様子を見に来た近所の者が咬まれた。

2-3. 鳥獣の保護の推進（狩猟鳥獣に関する事項）

ノイヌおよびノネコの捕獲状況

- ノイヌおよびノネコはともに昭和55(1980)年度に狩猟での捕獲数がピークを示した。
- ノイヌは平成19(2007)年度、ノネコは平成26(2014)年度から狩猟での捕獲数が100匹を下回っている。



基本指針における狩猟鳥獣等の指定の定義

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項 第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施 1 制度上の区分に応じた保護管理 (2) 狩猟鳥獣 (p.11)

ア 対象種

狩猟鳥獣は、以下の 1) 及び 2) の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。
 - ① 当該鳥獣の保護の観点
 - ② 生物多様性の確保の観点
 - ③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業又は生態系等に係る被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する。

国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

イ 保護及び管理の考え方

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

2-3. 鳥獣の保護の推進（狩猟鳥獣に関する事項）

狩猟鳥獣指定状況の変遷

		S.24(1949)	S.25(1950)	S.38(1963)	S.46(1971)	S.50(1975)	S.53(1978)	H.6(1994)	H.15(2003)	H.19(2007)	H.25(2013)	H.29(2017)	R.3(2021)	R4.(2022)		
獣	ムササビ															
	リス類	リス														
		シマリス														
		台湾リス														
	テン					テン(ツシマテンを除く)										
	クマ								ツキノワグマ							
	ヒグマ															
	イノシシ								(イノブタ含む)	イノシシ						
	キツネ															
	タヌキ															
アナグマ																
類	イタチ(♂)								イタチ(オスに限る) チョウセン イタチ(オスに限る)							
	ノウサギ								ユキウサギ							
	ノネコ															
	ノイヌ															
		ヌートリア														
	シカ(♂)							シカ	ニホンジカ							
								ハクビシン アライグマ ミンク								
	計	17種	17種	18種	17種	17種	17種	18種	20種	20種	20種	20種	20種	20種	20種	
	合計	63種	64種	65種	51種	48種	47種	47種	48種	49種	48種	48種	48種	48種	46種	

注) 資料出典：日本産野生動物目録（環境庁編）より絶滅種、迷鳥、準迷鳥を除き計上。

2-3. 鳥獣の保護の推進（狩猟鳥獣に関する事項）

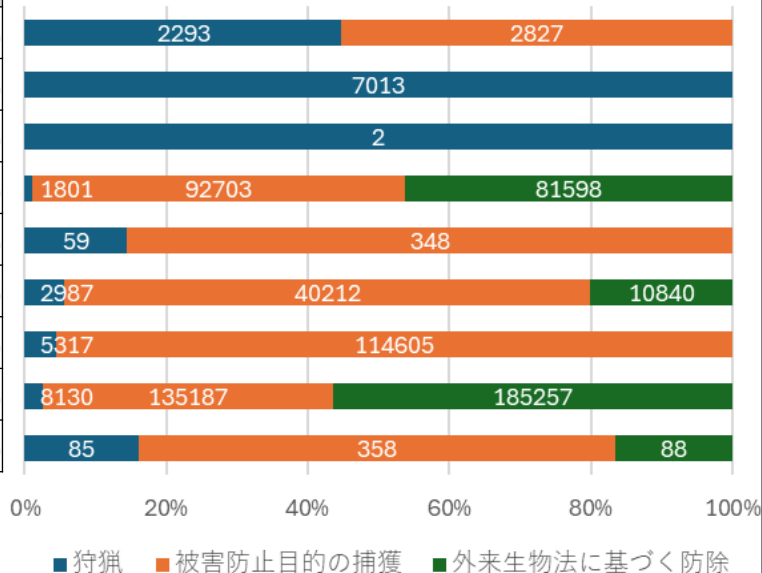
令和8年1月28日現在

狩猟鳥獣に含まれる外来鳥獣の概況

種名	特定外来生物指定	捕獲数合計(平成29年度～令和3年度)				狩猟の割合
		狩猟	被害防止目的の捕獲	外来生物法に基づく防除	計	
コウライキジ		2,293	2,827	-	5,120	44.8%
コジュケイ		7,013	0	-	7,013	100.0%
シマリス※		2	0	-	2	100.0%
台湾リス	○	1,801	92,703	81,598	176,102	1.0%
チョウセンイタチ※		59	348	-	407	14.5%
ヌートリア	○	2,987	40,212	10,840	54,039	5.5%
ハクビシン		5,317	114,605	-	119,922	4.4%
アライグマ	○	8,130	135,187	185,257	328,574	2.5%
ミンク	○	85	358	88	531	16.0%

※シマリスは北海道では在来種、チョウセンイタチは長崎県対馬では在来種
(出典:鳥獣関係統計より作成)

資料出典:鳥獣関係統計より集計。



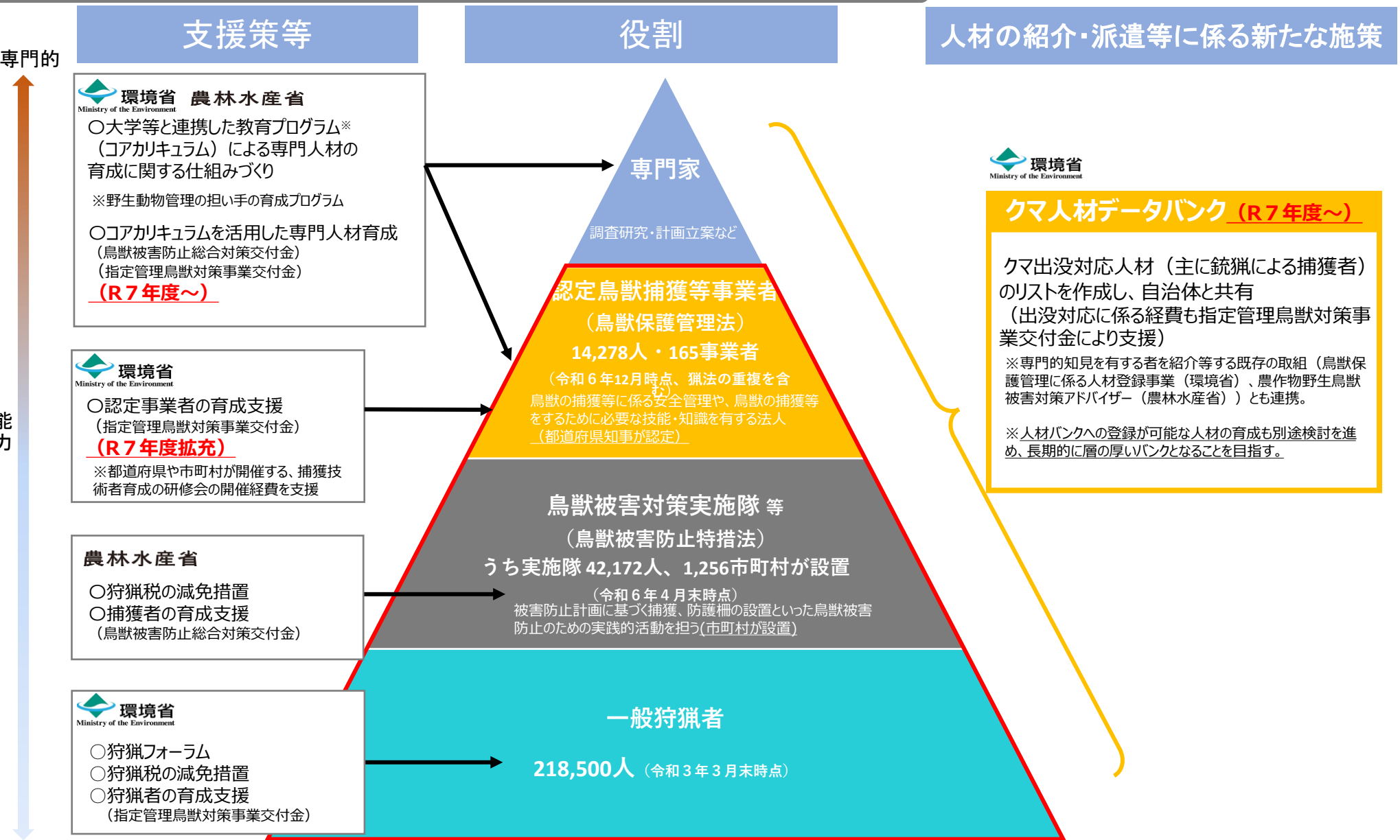
狩猟鳥獣以外の外来鳥獣の概況

種名	特定外来生物指定	捕獲数合計(平成29年度～令和3年度)		
		被害防止目的の捕獲	外来生物法に基づく防除	計
キョン	○	43,447	25,614	69,061
マンゲース	○	7,091	1,488	8,579
台湾ザル	○	2,070	-	2,070
アカゲザル	○	1,247	-	1,247

資料出典:鳥獣関係統計より集計。

3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

（参考）鳥獣被害対策に関する担い手ごとの施策体系



専門的

能力

一般的

支援策等

役割

人材の紹介・派遣等に係る新たな施策

環境省 農林水産省
Ministry of the Environment

- 大学等と連携した教育プログラム※（コアカリキュラム）による専門人材の育成に関する仕組みづくり
- ※野生動物管理の担い手の育成プログラム
- コアカリキュラムを活用した専門人材育成（鳥獣被害防止総合対策交付金）（指定管理鳥獣対策事業交付金）
(R7年度~)

環境省
Ministry of the Environment

- 認定事業者の育成支援（指定管理鳥獣対策事業交付金）
(R7年度拡充)
- ※都道府県や市町村が開催する、捕獲技術者育成の研修会の開催経費を支援

農林水産省

- 狩猟税の減免措置
- 捕獲者の育成支援（鳥獣被害防止総合対策交付金）

環境省
Ministry of the Environment

- 狩猟フォーラム
- 狩猟税の減免措置
- 狩猟者の育成支援（指定管理鳥獣対策事業交付金）

専門家

調査研究・計画立案など

認定鳥獣捕獲等事業者

（鳥獣保護管理法）

14,278人・165事業者

（令和6年12月時点、猟法の重複を含む）
鳥獣の捕獲等に係る安全管理や、鳥獣の捕獲等をするために必要な技能・知識を有する法人（都道府県知事が認定）

鳥獣被害対策実施隊等

（鳥獣被害防止特措法）

うち実施隊 42,172人、1,256市町村が設置

（令和6年4月末時点）
被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった鳥獣被害防止のための実践的活動を担う（市町村が設置）

一般狩猟者

218,500人（令和3年3月末時点）



クマ人材データバンク (R7年度~)

クマ出没対応人材（主に銃猟による捕獲者）のリストを作成し、自治体と共有（出没対応に係る経費も指定管理鳥獣対策事業交付金により支援）

※専門的知見を有する者を紹介等する既存の取組（鳥獣保護管理に係る人材登録事業（環境省）、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農林水産省））とも連携。

※人材バンクへの登録が可能な人材の育成も別途検討を進め、長期的に層の厚いバンクとなることを目指す。

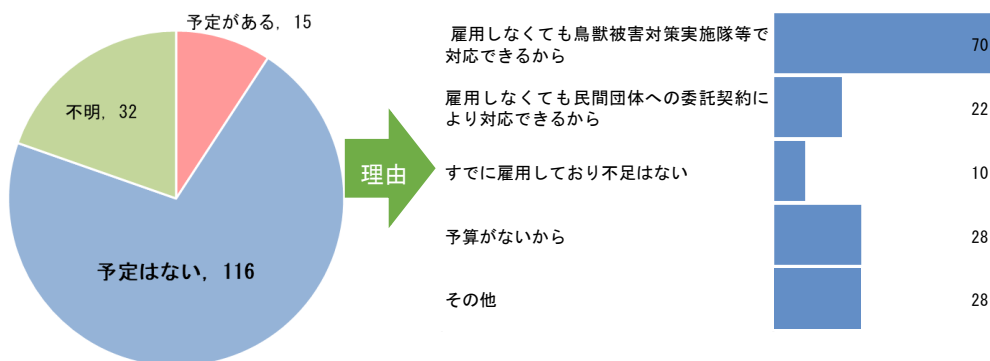
 : 捕獲の担い手（※同一人物が一般狩猟者・鳥獣被害防止実施隊員・認定鳥獣捕獲等事業者を兼ねる場合もある。）

3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

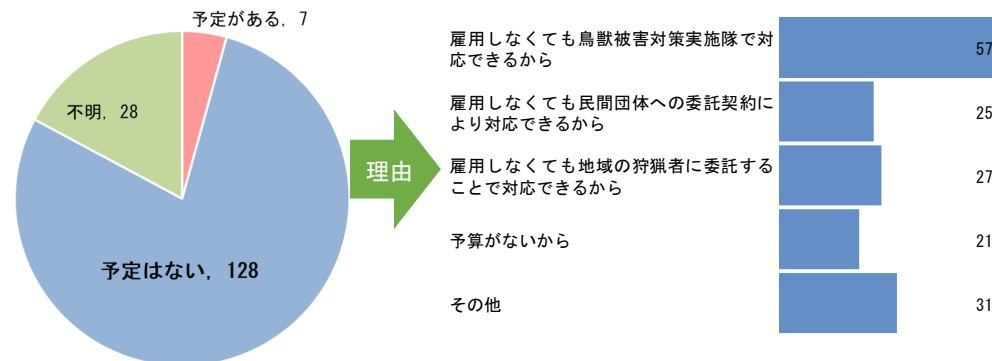
市町村ハンターの現状

- 「農林水産業被害対策を行う捕獲者」、「緊急銃猟の捕獲者」を公務員として雇用することは、7～8割の市町村で予定されていない。
- 雇用せずとも鳥獣被害対策実施隊等の現行の体制で対応できるという理由が最も多く、次いで予算の不足や、民間団体への委託契約で対応可能なことが、雇用を予定しない主な理由であった。

農林水産業被害対策を行う捕獲者を公務員として雇用する予定の有無

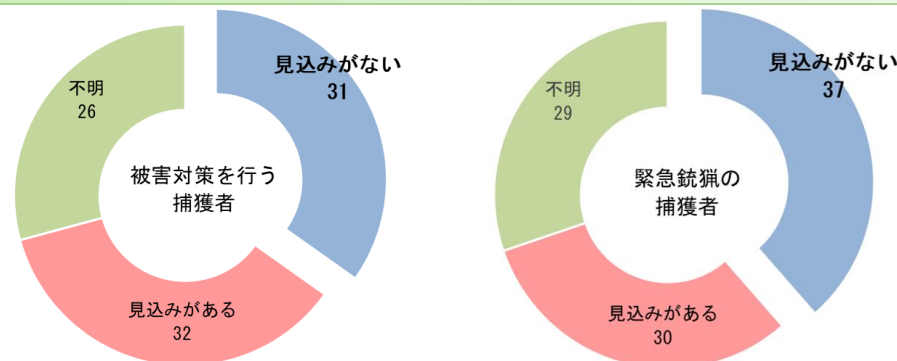


緊急銃猟の捕獲者を公務員として雇用する予定の有無



現在、鳥獣被害対策実施隊、民間団体への委託契約で対応可能な場合での、10年後の体制確保の見込み

- 現行の体制（鳥獣被害対策実施隊等、民間団体への委託契約）で対応可能な場合でも、10年後の体制維持については見込みがない市町村が一定数存在した。

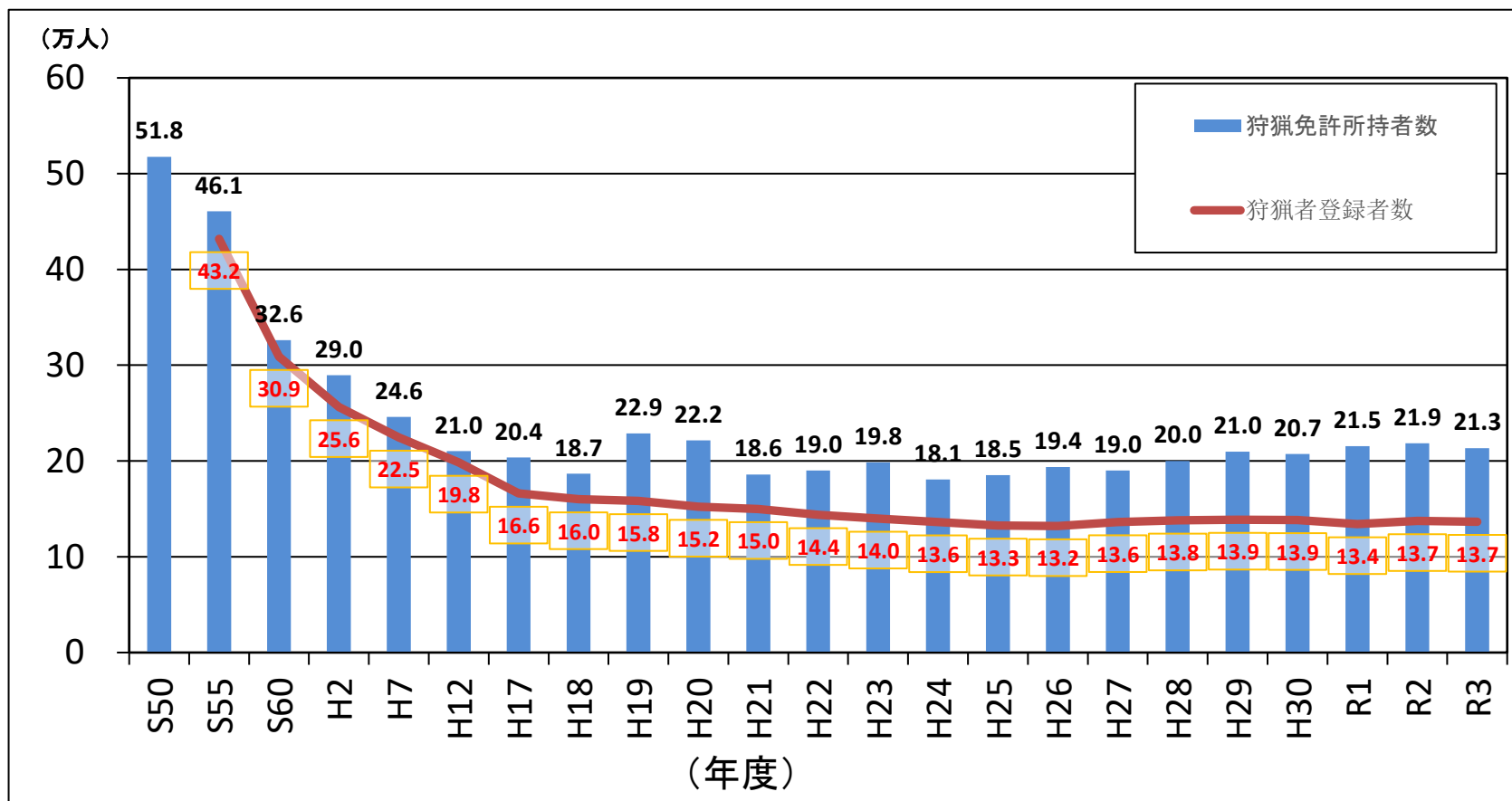


注）環境省が令和7年度に実施した都道府県・市町村アンケート調査による結果より集計

3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

全国における狩猟免許所持者数と狩猟登録者数の推移（昭和50～令和3年）

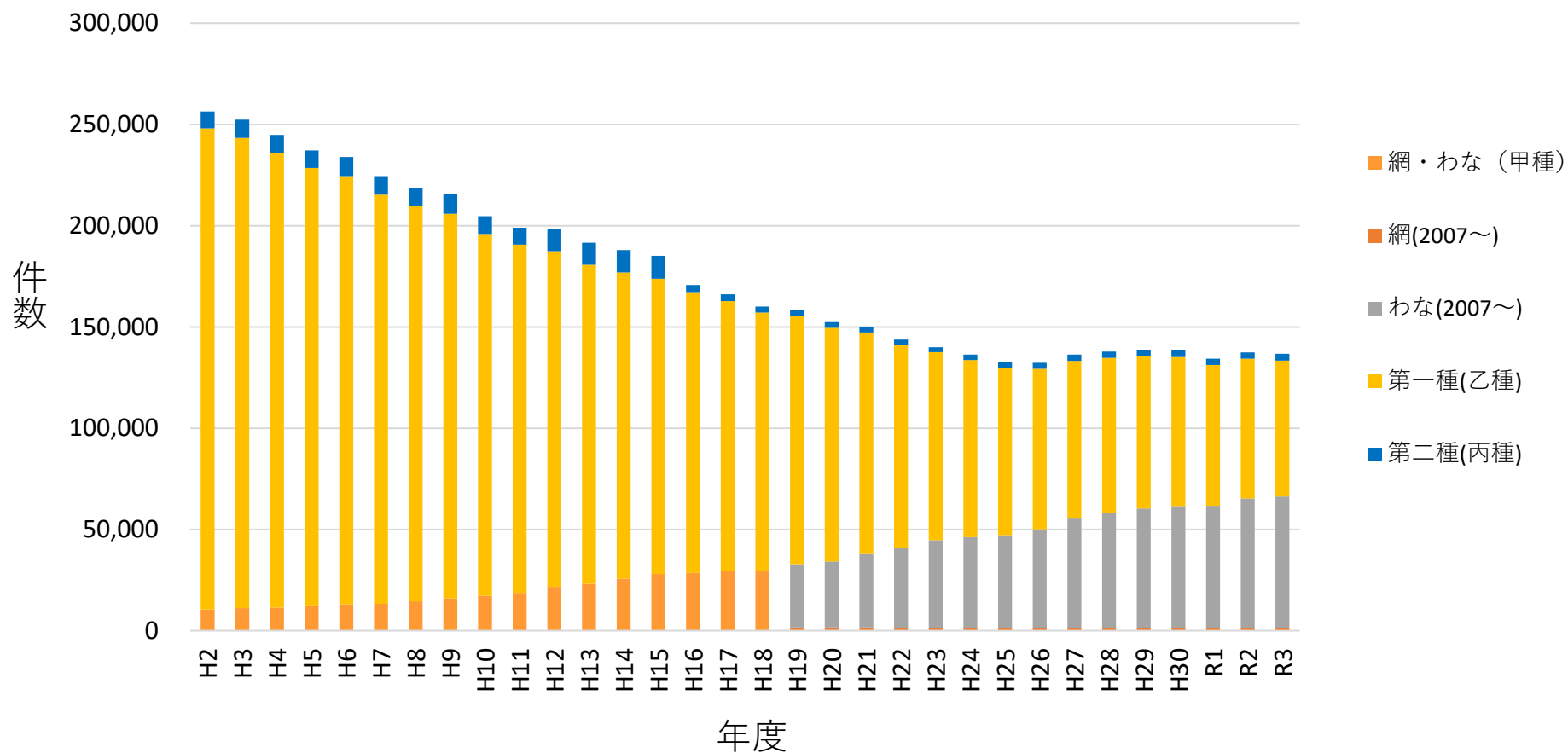
- 令和3(2021)年度の狩猟免許所持者数は、昭和50(1975)年の所持者数から59%減少し21.3万人であった。
- 狩猟者登録をしていない者は令和3(2021)年度で7.6万人であった。



3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

狩猟者登録証交付数

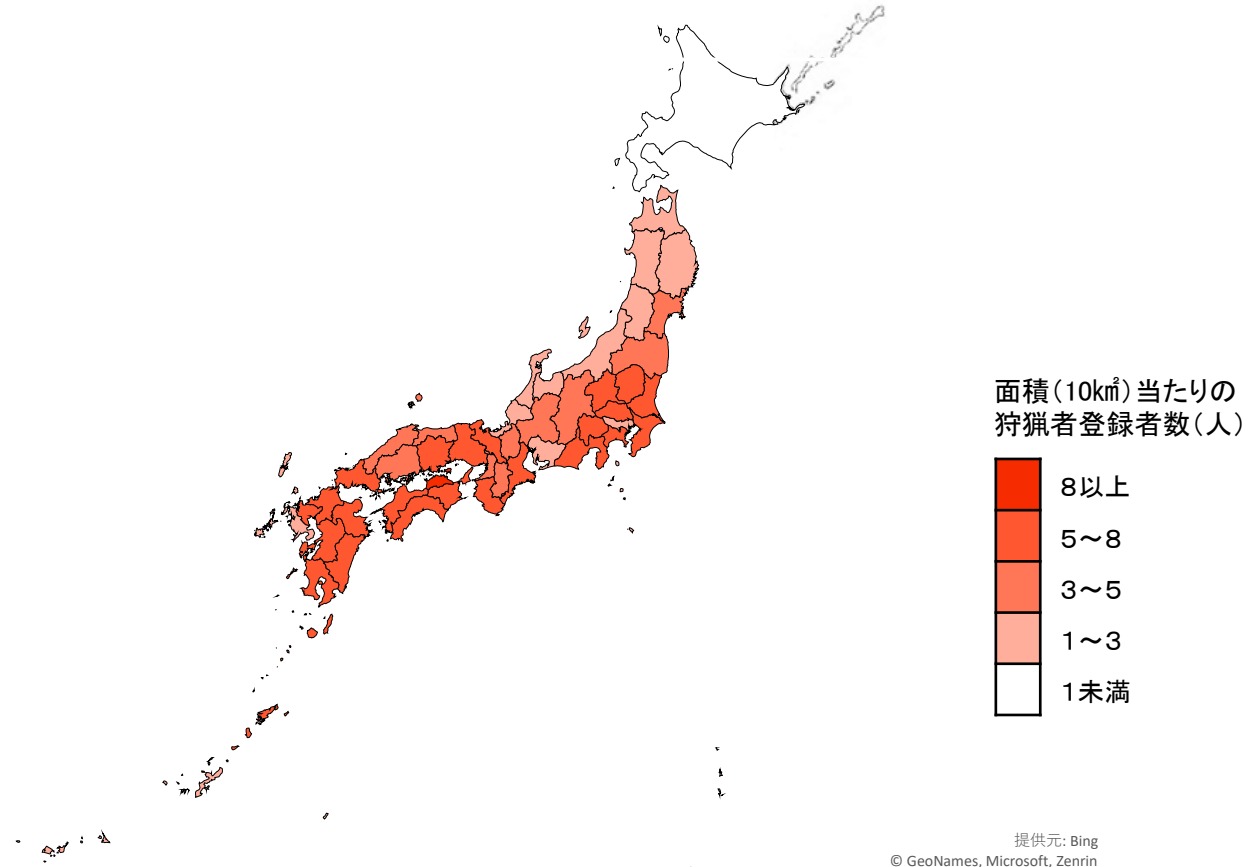
○ 狩猟者登録証の交付数は平成26(2014)年まで減少を続けたが、平成27(2015)年以降は横ばい。



3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

面積（10km²）あたりの狩猟者登録者数の状況（令和3年）

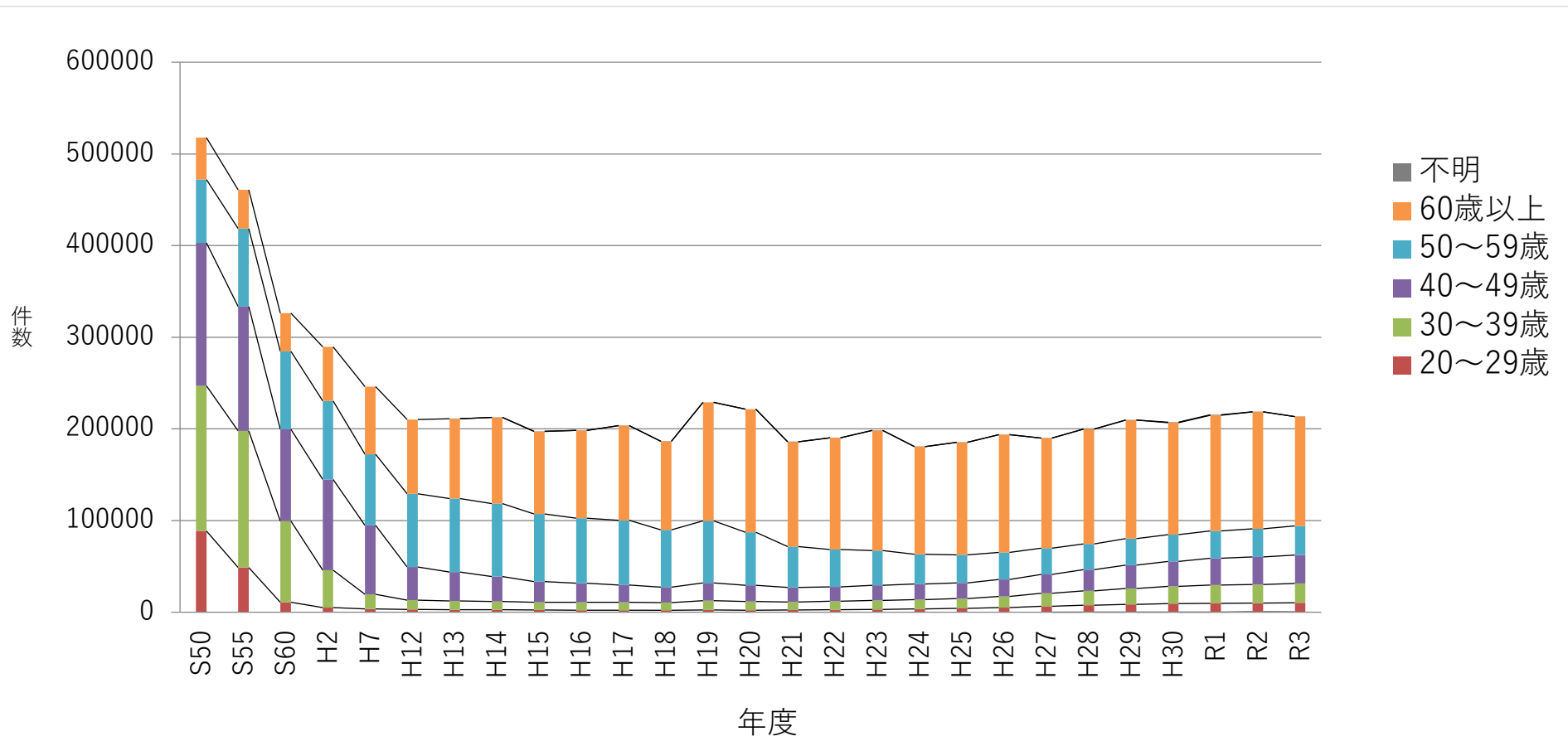
- 北海道の狩猟者登録者数は7,853人（令和3年）で全国で最も多いが、都道府県面積が大きいいため1未満になっている。
- 面積あたり最も狩猟者登録者数が多い都道府県は香川県（9.07人/km²）。
- 次いで神奈川県、愛媛県、山梨県、和歌山県が多い。



3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

年齢別狩猟免許交付数

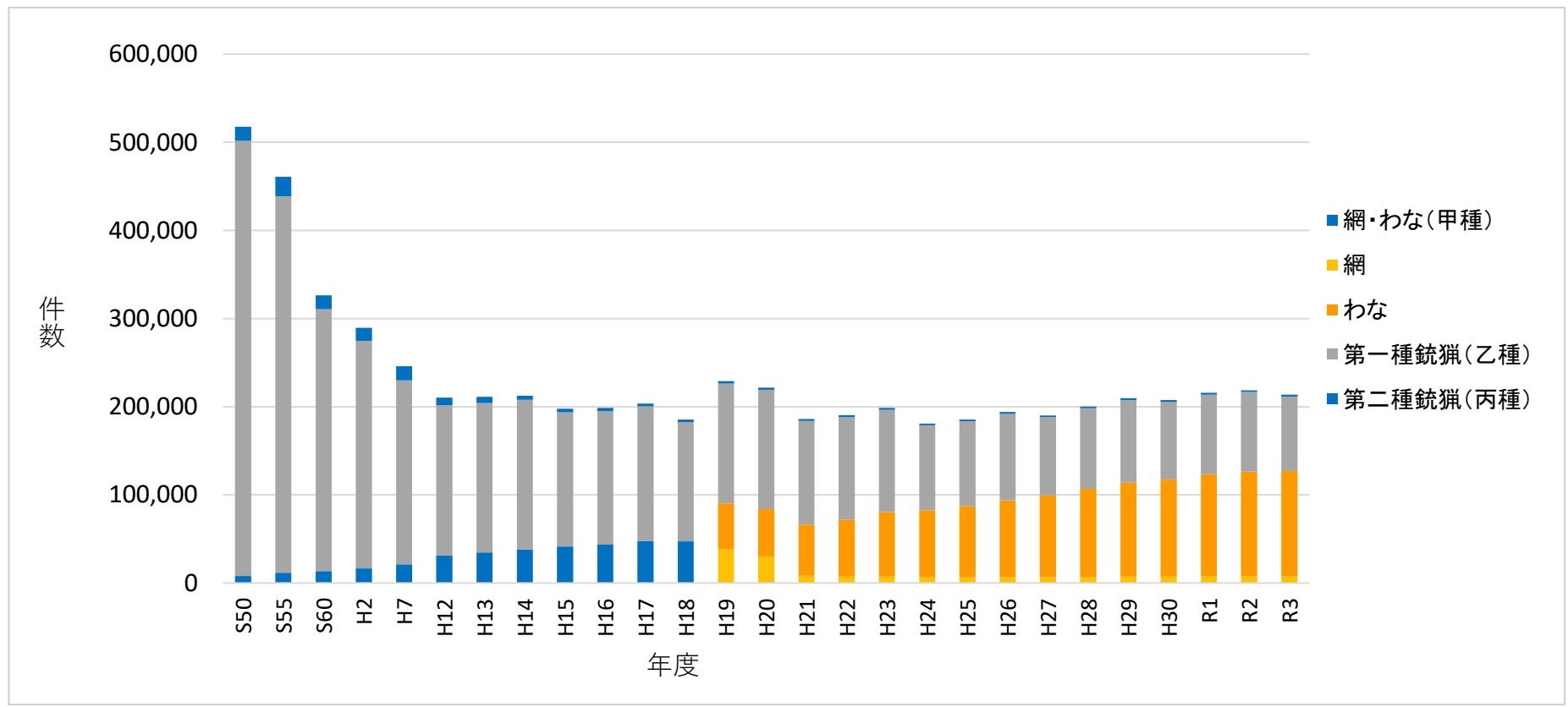
- 18歳から59歳まではいずれも増加傾向であるが、20代、30代が占める割合は全体の15%と少ない。
- 60歳以上は平成27(2015)年以降減少傾向であるが、全体の50%以上を占めている。



3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

狩猟免許交付数

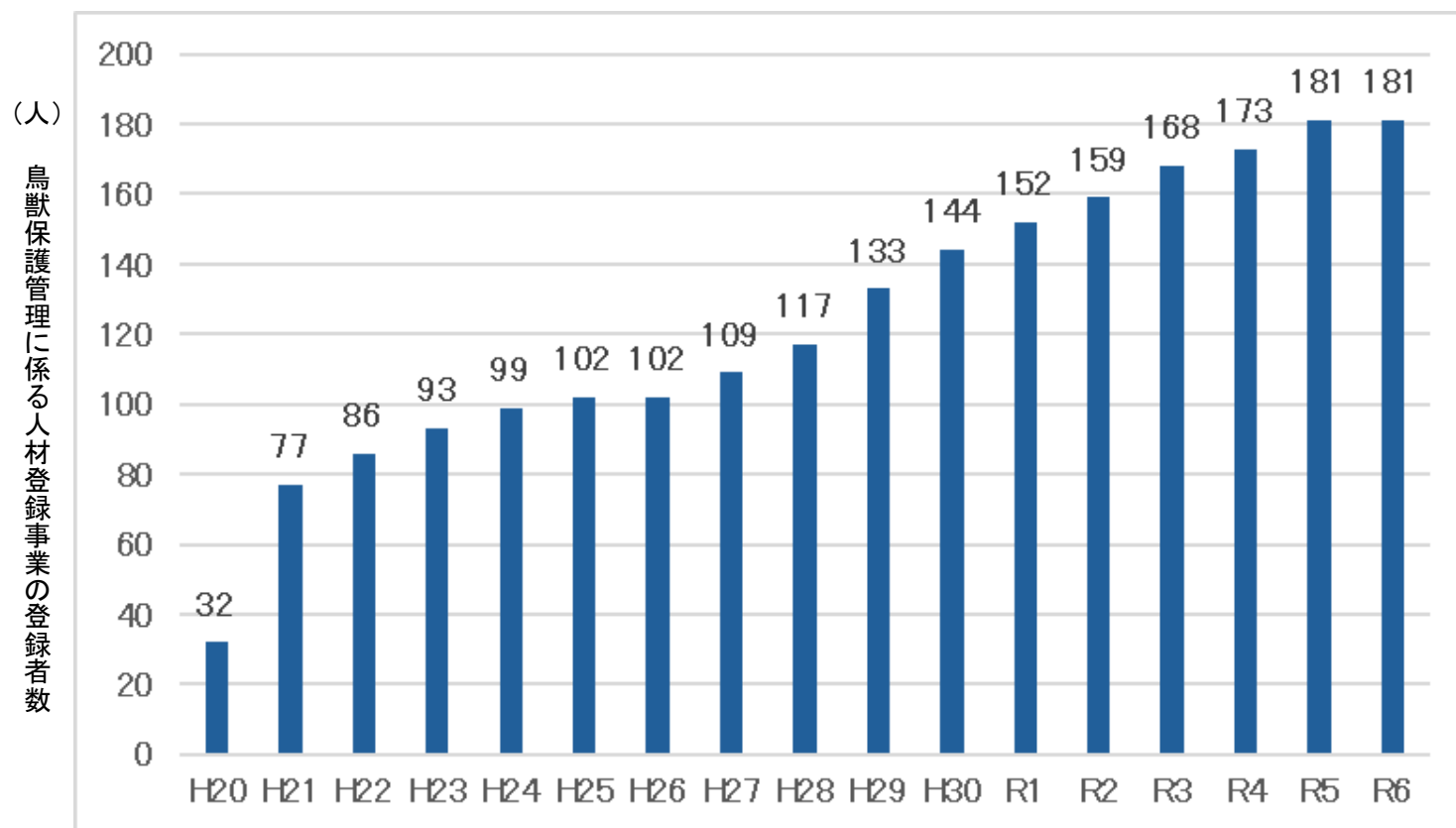
- 第一種銃猟免許の交付数は減少し、第二種銃猟免許は横ばい。
- 網猟免許の交付数は微増。
- わな猟免許は交付数は増加している。



3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

鳥獣保護管理に係る人材登録事業の登録者数の推移（鳥獣プロデータバンク）

- 事業が開始された平成20(2008)年度より登録者数は継続して増加し、令和6(2024)年度の登録者数は合計181名である。
(プランナーが55名、捕獲コーディネーターが52名、調査コーディネーターが74名)が登録されている(重複者を含む)。
- 令和2(2020)年度より謝金及び旅費の一部を助成する「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」を開始した。

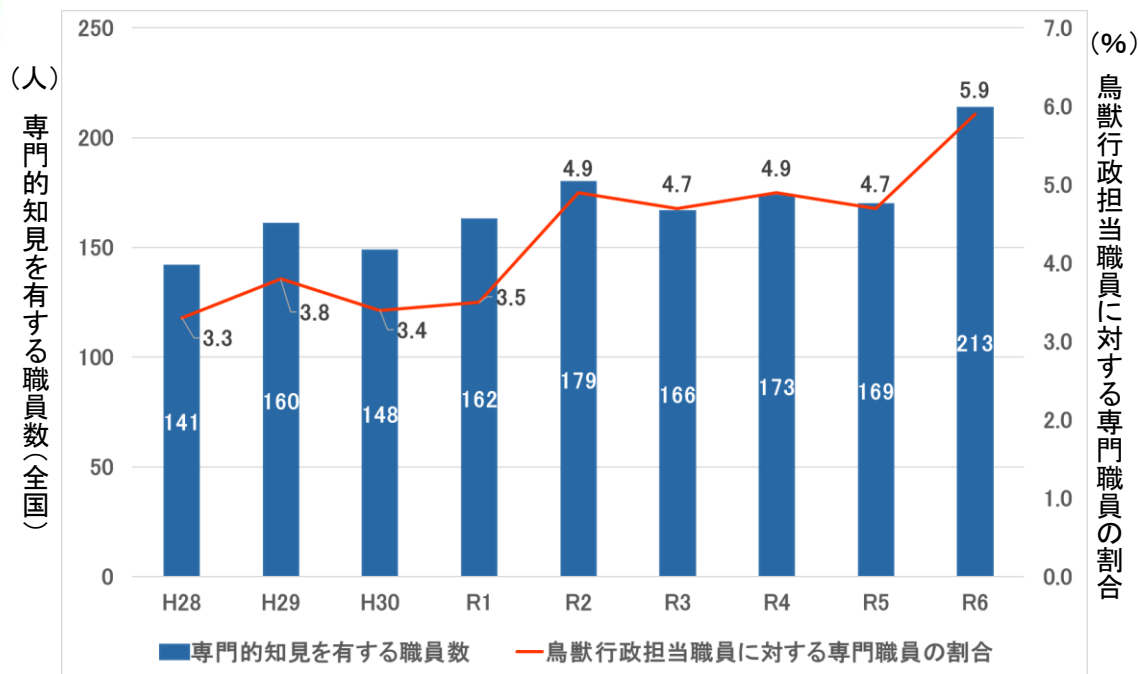
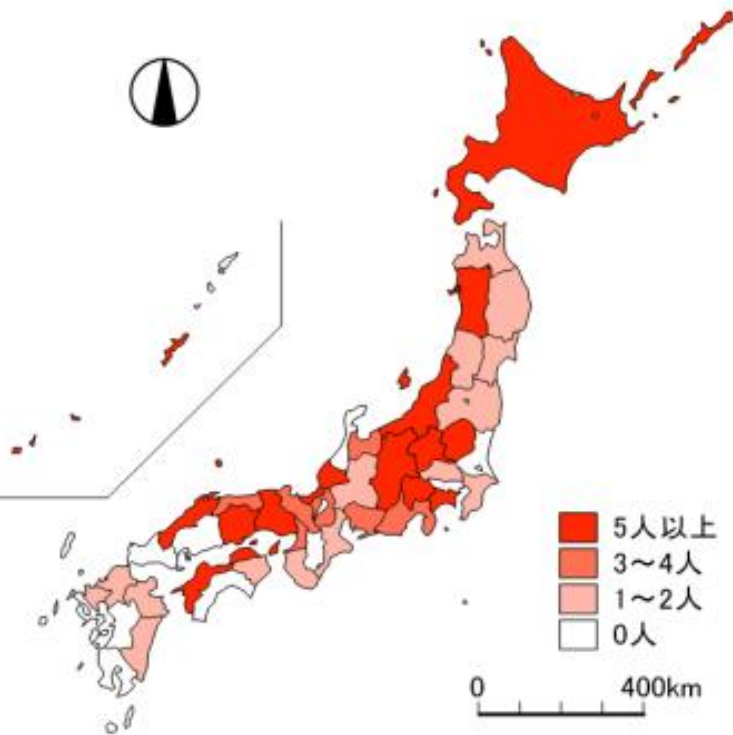


3. 人材確保（中長期的な人材育成、確保に関する事項）

都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員の配置状況 鳥獣行政担当職員に対する専門職員の割合

※調査における専門的な知見を有する職員は、以下の①～⑤の職員としている

- ①環境省の人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）の登録者
- ②農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者
- ③環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会又は農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修を受講（修了）しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者
- ④鳥獣保護管理に関する学位（博士、修士、学士）を有する者
- ⑤上記と同等の専門的な知見を有すると都道府県知事が認める者



令和7年11月4日現在

（出典：環境省HP「都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員の配置状況について」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort11/effort11.html>より作成）

4-1. その他（感染症に関する事項）

感染症に関する環境省の主な取組

令和7年12月1日現在

高病原性鳥インフルエンザ

<通常時>

①野鳥におけるウイルス保有状況調査(サーベイランス)

- ・都道府県、研究機関等と連携し、野鳥における全国的なサーベイランス(死亡野鳥等調査)を実施(平成20年度～)

⇒ 感染の早期発見・感染状況の把握

②渡り鳥の飛来状況調査

- ・全国52か所で9～5月に月2回(国指定鳥獣保護区は月3回)、渡り鳥の飛来状況(種・個体数)を調査、情報提供(平成18年度～)

⇒ 飛来情報の提供により予防等に寄与

③渡り鳥の飛来経路解明

- ・人工衛星を活用し、渡り鳥の飛来経路を解明・情報提供(平成17年度～令和5年度)

⇒ ウイルスの感染ルート解明のための情報把握

<発生時>

- ・野鳥監視重点区域(発生地点から半径10km)の指定、同区域における大量死や異常の有無の調査、野鳥への餌付けや放し飼い、狩猟者等への注意喚起、渡り鳥飛来状況・鳥類層調査
- ・野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げによる全国的(※)な野鳥の監視強化等

CSF(豚熱)

①野生イノシシの捕獲強化支援

- ・豚熱発生都府県における指定管理鳥獣対策事業交付金の交付割合を増加(平成30年度～)
- ・福島県の帰還困難区域における野生イノシシの捕獲・検査を実施(下記③1ぼつに同じ。環境省事業。令和2年度～)
- ・野生イノシシの捕獲強化に関する通知の都道府県への発出(平成30年度～)
- ・普及啓発: 猟期前の狩猟者への豚熱対策の周知、一般を対象とした周知・広報(多言語ポスターの作成配布等)

②野生イノシシの捕獲時の防疫措置の徹底

- ・野生イノシシを捕獲等する際に捕獲従事者等が実施すべき防疫措置を手引きとして作成(令和2年度)
- ・防疫措置に係る講習会の実施(令和元～2年度)と講習会内容を収録したDVDの都道府県への配布(令和2年度)

③野生イノシシにおける感染確認検査の実施

- ・福島県の帰還困難区域における野生イノシシのサーベイランス(捕獲・検査)を実施(環境省事業。令和2年度～)
- ・要望のあった都道府県を対象に、都道府県の捕獲事業等で回収された野生イノシシの検査を実施(年間250検体程度。令和2年度～)

その他の感染症

①リスク評価の実施と対策を優先すべき感染症の抽出

- ・生物多様性保全の観点から野生鳥獣に関する感染症のリスク評価を実施し、対策を優先すべき感染症(30疾病)を抽出(令和3～5年度)

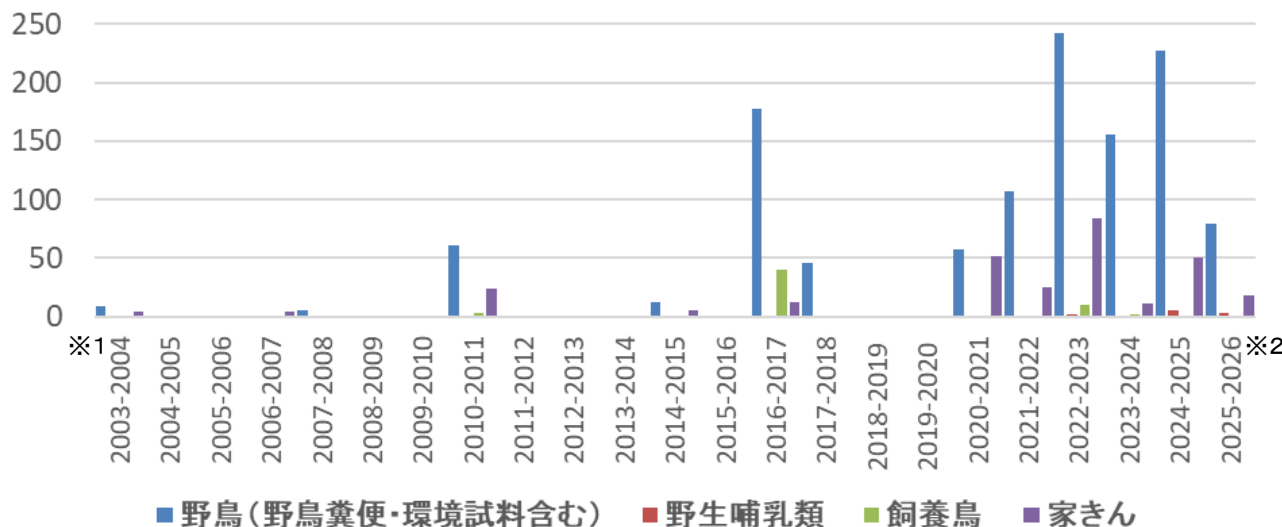
②野生鳥獣の病原体保有状況調査(サーベイランス)

- ・傷病鳥獣・死亡野鳥における感染症(①で抽出した30疾病のうち12のウイルス性疾病について)の実態把握モデル事業を実施(令和4～5年度)
- ・令和6年度より、上記モデル事業を元に全国サーベイランスとして、野生鳥獣を対象にした病原体保有状況調査業務を実施

高病原性鳥インフルエンザの発生件数

- 平成16(2004)、国内で79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)が確認された。
- その後、1～3年おきに国内で確認されていたが、令和2(2020)以降は毎年発生している。
- 令和4-5(2022-2023)年シーズンには野鳥で過去最多となる242件が確認され、鹿児島県出水市ではツル類(マナヅル、ナベヅル)が大量死した(感染確認は69件、1500羽以上が死亡)。
- 令和6-7(2024-2025)年シーズンには令和7年3～6月にかけて道東地域で海鳥類(ウミガラス、ケイマフリ等)の大量死が発生した(感染確認は65件、700羽以上が死亡)。
- その他の希少種(国内希少動植物種、環境省レッドリスト掲載種)への感染も確認されている。
- 近年は北海道で哺乳類への感染も確認されている:タスキ・キツネ(令和4(2022)年、令和5(2023)年)、ゼニガタアザラシ・ラッコ(令和7(2025)年)、タヌキ・テン・アライグマ(令和8(2026)年)。

国内における高病原性鳥インフルエンザの確認件数
(2004年1月～)



国内で感染が確認された希少種の例	
国内希少野生動植物種	ケイマフリ、クロツラヘラサギ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ、ハヤブサ、タンチョウ、ウミガラス
絶滅危惧種※3	マナヅル、ナベヅル、ケイマフリ、ウミスズメ、ラッコ

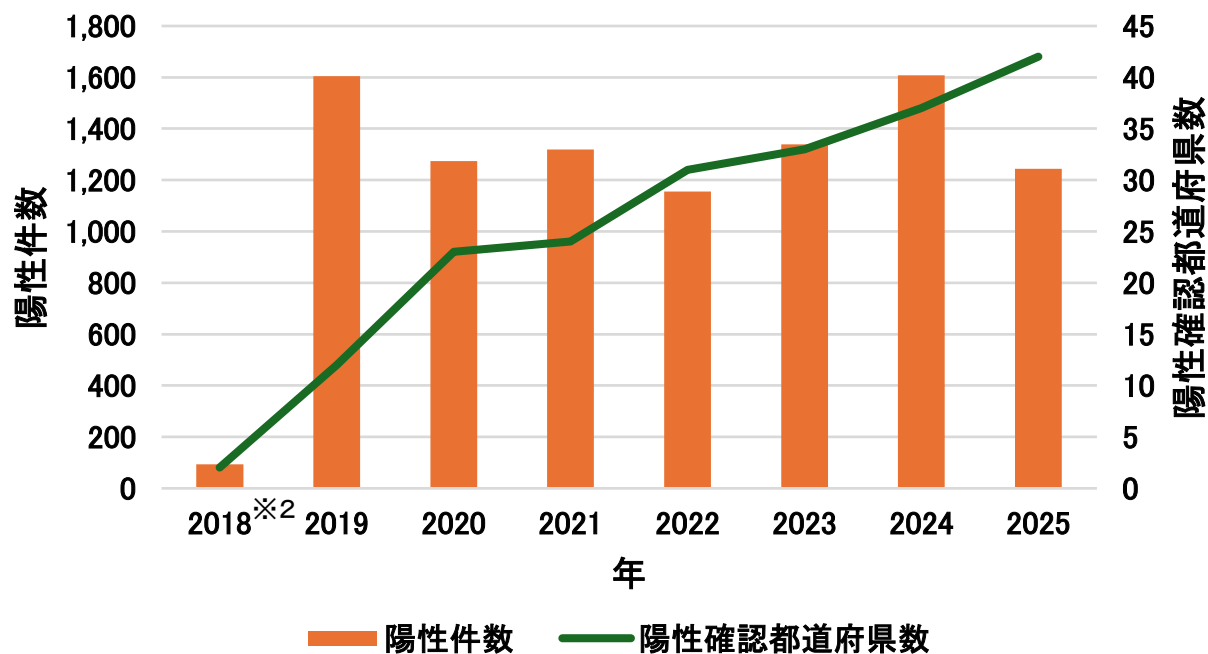
※3 鳥類については環境省第5次レッドリスト、哺乳類については環境省第4次レッドリストにおいて絶滅危惧IA類、IB類、II類に該当する種

※1 2023-2024年シーズンは2024年1月からの確認件数
 ※2 2025-2026年シーズンは2026年1月31日時点の確認件数

野生イノシシにおける豚熱（CSF）の陽性件数と陽性確認都府県の推移

- 平成30（2018）年9月に岐阜県の飼養豚及び野生イノシシで国内で26年ぶりとなる豚熱（CSF）感染が確認された。
- 以後、野生イノシシの豚熱感染は中部地方を中心に南北に広がり、令和4（2022）年には四国（徳島県）ではじめて、令和6（2024）年6月には九州（佐賀県）ではじめて感染個体が確認された。
- 令和7（2025）年12月現在までに、北海道、千葉県、大分県、熊本県※1、沖縄県を除く計42都府県において野生イノシシの豚熱感染事例が確認されている。

野生イノシシの豚熱陽性件数及び陽性確認都府県数



注)

・2018～2025年までの陽性件数は各都府県が発表している検査結果から集計。

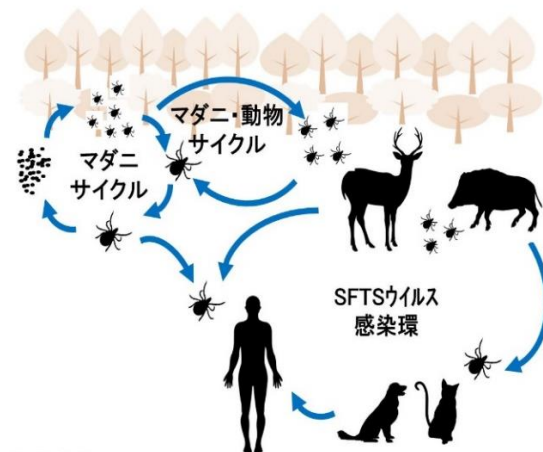
※1 熊本県において2026年3月26日に野生イノシシにおけるCSFの感染を確認。

※2 2018年は9～12月の陽性件数

リスクが指摘される鳥獣が関わる感染症の例

SFTS(重症熱性血小板減少症候群)

- 平成25（2013）年に国内で初めて患者が確認され、以後、西日本を中心に報告があり、近年は年間100例以上にのぼる。
- ウイルスを保有するマダニの刺咬、感染動物や患者の血液・体液との接触により感染する。マダニはニホンジカやイノシシ、アライグマ、イヌ、イエネコ等のほ乳類に寄生する。
- 特にネコ科動物は感染した際の症状が重いとされており、我が国に生息するツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコへの影響も懸念される。
- ツシマヤマネコでは令和4（2022）年、令和5（2023）年に採材された野生のツシヤマネコの検体から抗SFTS抗体が確認されている。



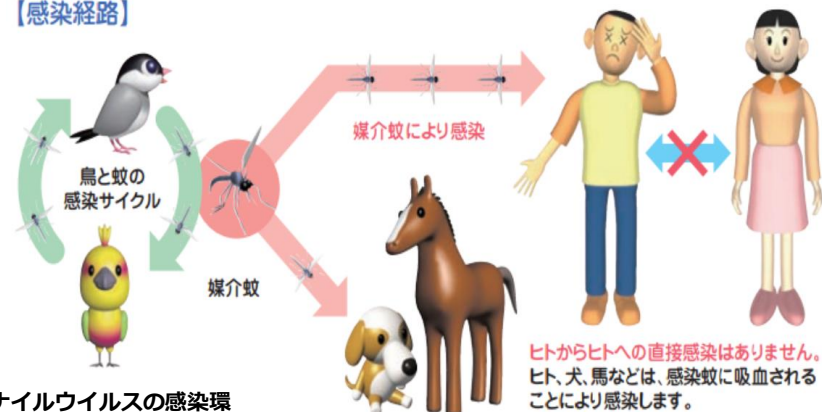
図：SFTSウイルスの感染環

（出典）宮崎県衛生環境研究所ホームページ
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/eikanken/news/17.html>

ウエストナイル熱

- 国内での報告はないが、アフリカ、ヨーロッパ、中東、北米等で報告がある。
- 主にウイルスを保有する蚊に刺されることにより感染する。ウイルスは鳥類と蚊の感染環で維持され、国内にも感染しうる鳥類や馬が生息する。
- 鳥類(猛禽類)や馬(在来馬)など希少鳥獣等への影響が懸念される。

【感染経路】



図：ウエストナイルウイルスの感染環

（出典）労働省健康局結核感染症課 資料「ウエストナイルウイルスを知っていますか？」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou18/pdf/waistniledata.pdf>

4-1. その他（感染症に関する事項）

対策を優先すべき感染症（30疾病）

疾病名	影響を受ける可能性のある国内野生鳥獣 (下線は希少種)	疾病名	影響を受ける可能性のある国内野生鳥獣 (下線は希少種)
高病原性鳥インフルエンザ	・鳥類:カモ類のほか、カモメ類、アジサシ類等の水鳥、猛禽類等、幅広く感染(ツル類、ヤンバルクイナ) ・哺乳類:キツネ、アナグマ、アライグマ等の食肉目、ゼニガタアザラシ等の鱈脚類も感染(イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコ、シベリアイタチ)	ネコ伝染性腹膜炎	ネコ科動物(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ)
重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	哺乳類(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、シベリアイタチ)	ネコカリシウイルス感染症	ネコ科動物(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ)
疥癬	タヌキ、キツネ、カモシカ、イノシシ、ノウサギ、アナグマ、サル、シカ、テン、クマ、ムササビ、リス、イタチ等多くの哺乳類(アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコ、シベリアイタチ)	ネコウイルス性鼻気管炎	ネコ科動物(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ)
ウエストナイル熱	主に鳥類(特にカラス類、猛禽類、ヤンバルクイナ)。ほかにシカ、コウモリ、リス等	ネコカリシウイルス感染症	ネコ科動物(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ)
アフリカ豚熱	イノシシ	ネコウイルス性鼻気管炎	ネコ科動物(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ)
トリコモナス症	カモシカ、鳥類(アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワ等)	狂犬病	すべての哺乳類
トキソプラズマ症	終宿主はネコ科動物。中間宿主はイノシシ、タヌキなど多くの哺乳類、鳥類(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、シベリアイタチ、アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ等のネズミ科、鳥類)	パストレルラ症	カモシカ、シカ、オオコウモリ、ニホンザル、鳥類、げっ歯類等(ガンカモ類、ツル類、シギチドリ類)
鳥マイコプラズマ症	鳥類(ライチョウ、ウズラ)	ニューカッスル病	鳥類(ウ、ハト類、ハクチョウ類等)
ロイコチトゾーン症	鳥類(ライチョウ)	サルモネラ菌感染症	哺乳類、鳥類(スズメ目の鳥類)
ネコ白血病ウイルス感染症	ネコ科動物(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ)	ニパウイルス感染症	オガサワラオオコウモリ、クビワオオコウモリ、イリオモテヤマネコ、イノシシ
ネコ免疫不全ウイルス感染	ネコ科動物(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ)	野兔病	ネズミ類、ノウサギ、ムササビ、リス、イノシシ等の哺乳類や鳥類(アマミノクロウサギ、げっ歯類)
モルビリウイルス感染症	イヌ科、ネコ科、イタチ科、クマ類、アザラシ類等(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、シベリアイタチ)	マレック病	鳥類(ガンカモ類)
パルボウイルス感染症	キツネ、ヒグマ、タヌキ、イタチ、テン、ヤマネコ類、イノシシ、ガンカモ類等(イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコ、シベリアイタチ)	あひるウイルス性腸炎	ガンカモ類(ガンカモ類)
		兎出血病	ウサギ類(アマミノクロウサギ)
		兎粘液腫	ウサギ類(アマミノクロウサギ)
		ペスト	げっ歯類、ウサギ目、ネコ科、イヌ科、イタチ科、シカ、カモシカ(ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、シベリアイタチ、アマミノクロウサギ、げっ歯類)
		マラリア	ニホンザル、げっ歯類、コウモリ、鳥類(鳥類)
		リステリア症	シカ、カモシカ、その他の哺乳類、鳥類
		コクシジウム症	ツル類等の鳥類(タンチョウ、マナヅル、ナベヅル、ヤンバルクイナ)。モモンガ、ウサギ、ネズミ類、偶蹄類、食肉類等多くの哺乳類

下線は国内希少野生動物種を含む環境省第4次レッドリスト絶滅危惧IA類(CR)、IB類(EN)、II類(VU)掲載種